

令和３年度デジタル取引環境整備事業
(デジタル時代におけるルール整備の在り方に関する調査)
調査報告書

2022 年 3 月 25 日
國峯法律事務所

はじめに

コロナ禍において、我が国における官民を通じたデジタル化の遅れが顕著となった中、2021 年 9 月にデジタル庁が設置された¹。

これによりデジタル改革の推進体制が整備されたが、経済、社会、産業全体のデジタル化を図り、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」というデジタルにより目指すべき社会を実現するためには、既存の規制や行政などのあり方まで含めた構造改革が必要とされている²。

2021 年 12 月 24 日、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）³において、構造改革のためのデジタル原則が策定され、経済社会活動に関する全ての規律（4 万以上）を対象に、デジタル原則への適合性を点検することとされた⁴。

この点検等を行うため、2022 年 2 月 8 日、デジタル臨時行政調査会（令和 3 年 11 月 9 日内閣総理大臣決裁）（以下「臨調」という）の下に、デジタル臨時行政調査会作業部会（以下「作業部会」という）が設置され、「実地監査・目視」「常駐・専任」「定期検査」「講習、掲示、縦覧・閲覧」の規制テーマを先行して見直しの検討が行われている（以下これら「目視」「監査」「定期検査・点検」「常駐・専任」「掲示」「閲覧・縦覧」「講習」の先行事例を「先行 7 項目」という）。そして、同月 3 月 23 日には主要な規制の見直し方針が決定され、春には規制の一括見直しプランを検討することとされている⁵。

こうした状況下において、経済産業省としても、作業部会の検討動向を考察しながら、今後のデジタル原則への適合性点検の方向性を検討していくことが求められている。

当該検討に資するため、デジタル時代におけるルール整備の在り方等を調査することが本事業の目的である。

今回の検討に際しては、主に以下の項目について調査を行った。

- 先行 7 項目の類型化・PHASE、改正の方向性に関する検討
- 先行 7 項目以外のルールの改正・策定等の方向性に関する検討
- 諸外国のデジタル原則の整備状況に関する調査

¹デジタル庁「デジタル庁発足式を行いました」：<https://www.digital.go.jp/posts/uWAA9Dcp>

²デジタル庁「デジタル臨時行政調査会における論点（案）」：
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211116_meeting_extraordinary_administrative_research_committee_05.pdf

³「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）：
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211224_policies_priority_package.pdf

⁴デジタル庁「デジタル時代の構造改革とデジタル原則の方向性について」：
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211222_meeting_extraordinary_administrative_research_committee_01.pdf

⁵デジタル臨時行政調査会作業部会（第 1 回）資料 5 「今後の作業部会の進め方」：
<https://www.digital.go.jp/meeting/posts/eFXeAJBr>

本報告書は、2022 年 3 月 25 日時点の情報を掲載している。

なお、本報告書の内容については、以下の点に留意が必要である。

- 本報告書の内容には、政府が作成した資料の引用、政府関係者が主導して作成したものも含まれるが、弊所において独自に検討した私見も含まれる。そのため、引用部分を除き、本報告書は政府の公式見解を示したものではない。
- 本事業では、調査期間中に、随時論点となる事項を、経済産業省及びデジタル庁にワード、パワーポイント又はエクセルで報告してきたが、本報告書記載の事項の一部は、これら既に報告した事項の内容を基にまとめたものを含んでいる。
- 本事業では、調査期間中に行われた報告、及び深掘りすべき論点の洗い出し等を行うといった手法をとっていたため、各デジタル原則の項目の一部において、未記入の項目がある。
- 今後のデジタル原則への適合性点検の方向性については定まっておらず、デジタル原則の各項目における調査は、ルールの改正・策定等の方向性に関する視点を網羅的に把握するためものが主となっている。

目 次

第 1 デジタル原則とは	1
第 2 類型化・PHASE、改正の方向性に関する検討	3
1. 類型化・PHASE の目的	3
2. デジタル原則①「デジタル完結・自動化原則」に基づく見直し	3
(1) 「目視・実地監査」規制	3
(2) 「常駐・専任」規制	10
(3) 「講習、掲示、縦覧・閲覧」規制	17
3. デジタル原則②「アジャイルガバナンス原則」に基づく見直し	24
「定期検査・点検」規制	24
第 3 ルールの改正・策定等の方向性に関する検討	28
① デジタル完結・自動化原則	28
検討 1 書面規制について	29
検討 2 入国手続における書面規制（参考）	30
検討 3 Rules as Code について	32
② アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）	40
検討 4 性能規定について	40
検討 5 学歴要件規制について	45
③ 官民連携原則	49
検討 6 デンマークの取り組み（行政サービス提供基盤、API 公開）	49
検討 7 英国の取り組み（公的セクター情報の Re-use について）	53
④ 相互運用性確保原則	56
検討 8 域外適用について	57
検討 9 英国のデータフォーマットの関する取り組み	61
検討 10 本人確認の手段について	62
⑤ 共通基盤利用原則	63
検討 11 目的外利用規制について	63
第 4 海外調査	65

別紙	66
-----------------	-----------

海外法令翻訳	66
---------------------	-----------

(1) The Re-use of Public Sector Information Regulations 2015 (英国)	66
(2) the Digital Post Act (デンマーク)	102
(3) the Act on the re-use of public sector information (デンマーク)	119

第 1 デジタル原則とは

「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）で策定された、今後のデジタル社会を構築する上で必要となるデジタル改革・規制改革・行政改革に通底すべき、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための 5 つの原則（①デジタル完結・自動化原則 ②アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス） ③官民連携原則 ④相互運用性確保原則 ⑤共通基盤利用原則）をいう（図表 1-1）。

デジタル原則に対応した点検の方向性は、図表 1-2 の通りであり、本事業では、主にこのデジタル原則の点検の方向性に沿って検討・考察を行う。

図表 1-1 構造改革のためのデジタル原則の全体像

構造改革のためのデジタル原則の全体像

○「包括的データ戦略」（令和3年6月）にて提示された 7 層のアーキテクチャを参考に、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための 5 つの原則を整理。

第 7 層 新たな価値の創出		改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靭 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)	
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則	
第 6 層 業務改革・BPR／組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。	
第 5 層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。	
第 4 層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。	
第 3 層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむことができるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。	
第 2 層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。	
第 1 層 インフラ			

出典：デジタル社会の形成に関する重点計画（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）

図表 1-2 デジタル技術の更なる進展も見据えた点検の方向性

構造改革のためのデジタル原則の点検の方向性

デジタル技術の更なる進展も見据えた点検の方向性

①デジタル完結・自動化原則	①-1 紙の介在（書面、原本等）を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること ①-2 人の介在（対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等）を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること ①-3 ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること
②アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	②-1 一律の様式、手法や基準（定期点検・検査等）を撤廃し、求める性能のみ規定することで、リアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること ②-2 資格要件としての学歴、経験や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること ②-3 AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること ②-4 AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた一体的な仕組みを整備すること
③官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	③-1 行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI/UXやサービス活用を基本とすること（GtoBtoC） ③-2 公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること ③-3 マルチステークホルダーによるガバナンス（第三者認証、監査、共同規制、自主規制等）の導入を拡大すること
④相互運用性確保原則	④-1 書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること ④-2 API公開・接続義務等によりシステムを疎結合化・簡素化し、ログインを回避すること ④-3 域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により、国家としての主権の確保にも留意しつつ国内外のイコールフットディングを確保すること ④-4 国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること
⑤共通基盤利用原則	⑤-1 IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること ⑤-2 目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること ⑤-3 標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること ⑤-4 法令用語・タクソノミー（分類）の統一を図ること

出典：デジタル庁 デジタル臨時行政調査会（第2回）資料1（2021年12月22日）

第2 類型化・PHASE、改正の方向性に関する検討

2022年2月10日、第1回作業部会において、「デジタル原則への適合性の点検・見直し作業の方針案」（類型化・フェーズ）が示された。本事業では、適合性点検作業の対象範囲のうち、作業部会で示された先行7項目の類型化・PHASE¹について、事務局の横断的検討に資するための検討を行うとともに、改正の方向性について整理することを試みた。本項目（第2）では先行7項目について記載するが、それ以外の項目で本事業において検討した項目は第3に記載することとする。なお、以下に記載する整理は、本事業の調査時点のものであり、今後の事務局の精査により変更等があり得る。

1. 類型化・PHASEの目的

デジタル原則への適合性の点検対象の規律の範囲は膨大であり、種々の条項をまとめて取り扱うのは難しい。もっとも、規制の趣旨・目的に照らして同種と考えられる規制であれば、それらをひとまとめに点検・見直しすることが可能になる。

また、AI、IoT等の新技術の導入など、デジタル原則に適合する手段が全く活用されていない規制と一部が活用されている規制では、見直しに向けたアプローチが異なるはずである。

そこで、様々な規制を横断的に点検・見直しを図るために、同様の趣旨・目的を有する規制を「類型化」したうえ、類型毎に、デジタル原則に適合する手段の活用度合いを「PHASE」として整理する。

なお、類型化作業とそれに基づく一括法改正の検討においては、かえって規制強化にならないような留意が必要である。すなわち、法令用語の解釈が統一されていない場合があるため（例えば「専任」の解釈）、最も厳格に解釈をしている法令を基準として一括改正を試みた場合、かえって最も厳格な解釈が解釈論としては前提となってしまう可能性があり、その結果、仮に改正対象から漏れた法令があった場合、当該法令は厳格な解釈のまま定着してしまうリスクがある。そのため、一括改正においては、各法における解釈を精査するとともに、取りこぼしがないように改正対象を把握する必要がある。

2. デジタル原則①「デジタル完結・自動化原則」に基づく見直し

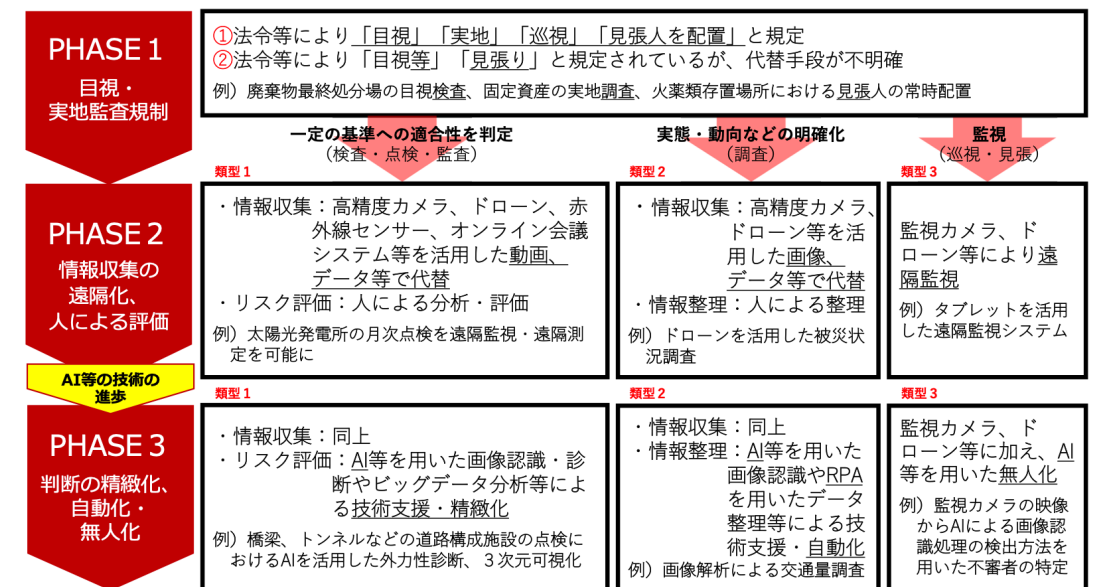
(1) 「目視・実地監査」規制

¹ デジタル臨時行政調査会作業部会（第1回）資料4「デジタル原則への適合性の点検・見直し作業の方針案」：<https://www.digital.go.jp/meeting/posts/eFXeAJBr>

図表 2-1 「目視・実地監査」規制

目視・実地監査規制の類型化（案）

2022.2.8



※PHASE 2 及び 3 ともに、人力でなければ判断が難しい限定的な場合に限って目視、立入による検査等を実施

※規制を技術中立的なものとするため、技術カタログ等による代替手段の適用範囲、条件、実施効果などの明確化が必要 1

出典：デジタル庁 デジタル臨時行政調査会作業部会（第 1 回）資料 4（2022 年 2 月 10 日）

ア 背景

- 業務のデジタル化を実現するためには、人が具体的に視認する範囲までの移動、立入り等の対応ために移動、現地滞在等が必要になる規制が弊害となる（例：施設等の安全管理や、目視、打音等を原則とするインフラ等の定期点検・検査については、人が目視、打音によって点検、検査等を行うことを原則としている規制が多い）。人手不足が深刻化している業界は多く、こうした目視等の規制をデジタル技術の活用を前提に緩和できれば、移動時間の削減等により労働生産性の向上や人手不足の緩和、イノベーションの創出につなげることができる。
- 遠隔での業務の徹底や自動化を行うためには、動画、カメラ画像等で代替を行うなど、高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー等を用いて必要な情報を収集し、AI等を用いた画像認識・診断やビッグデータの分析、常時監視等によって、リスク評価の精緻化を行うことで、一律の手法による規制を見直すべきである。また、人力がなければ判断が難しい限定的な場合に限って目視、立入り等を実施することで足りるといった内容に改正することも考えられる（例：石油化学コンビナート等の高圧ガス施設においては、これまで完成・保安検査の検査方法は目視とされてきたが、カメラを搭載したドローン等を活用した検査が可能となっている）。

イ 定義・対象

- 「目視」規制：現地での点検や調査等の際に、人が赴き、目で見て確認等を求めている規制
- 「実地監査」規制：人が現場に赴き、書類や建物を人の目で確認すること等を求めている規制
- 検討対象となる文言：「目視」「実地」「巡視」「見張」「検査」「点検」「監査」「調査」など（それ以外でも人が実地で確認・調査等することを義務付ける法令等も対象）

ウ PHASE について

PHASE 1 目視・実地監査規制

- ①法令等において特定の者が現場で確認等することを課しているもの、及び②情報収集の遠隔化が許容されているか民間の視点から不明確なもの（解釈上許容されていないものも含む）があげられる。なお、現場での確認が義務付けられていないものの、許容されているか否かが不明確なものも対象とする趣旨は、許容されているか否かが不明確な場合、運用において新たな技術が許容されていないケースがあったり、事業者の解釈として保守的に運用されてしまう傾向があるため、様々な技術が許容される旨を明確に記載することが必要と考えるためである。
- 上記①「現場で確認等することを課しているもの」として、i 法令等により「目視」「実地」「巡視」「見張人を配置」などと規定しているものがあげられる。これには、法令に規定がなくとも、通知・通達等で目視や実地での確認を課しており、遠隔による情報収集手段を認めていない場合も含まれる。
- 上記②「情報収集の遠隔化が許容されているか不明確なもの」として、ii 法令等で「目視等」「目視その他の適切な方法」などと規定しており、目視以外の手段を許容しているものの、代替手段が不明確なものがあげられる。これには、法令等において現場での目視等による確認以外の手段が許容されているか否かが不明確であるものの他、事例集や要領等において例示が掲載されているものの、当該例示された手段以外でも同じ目的を達成するために相当な手段を認める旨の明確な記載がないものがある。こうしたものは、規制当局（特に地方機関や地方自治体に規制権限が委譲されている場合）が例示されている技術以外の技術を運用上認めない指導を行うこともあり、事業者としても例示されている技術以外の技術の採用に慎重になるケースが多いため、技術的中立性が実質的に担保されておらず代替手段が不明確なものとして、PHASE1 に分類される。

例えば、「簡易な計測機器等による測定」「動作確認」などと目視以外の方法を文言上は許容していると読めるものの、運用上は遠隔による手法は認めていない場合も PHASE1 に分類される。また、法令上は「目視その他適切な方法」と規定し、点検要領等においてドローンの活用が明示的に位置付けられているが、例示された手段以外でも目的達

成のために相当な手段を許容する旨の明示的な記載がない場合も、PHASE 1 にとどまるものとする。

加えて、現場での確認以外の手法を認めている場合であっても、規制内容が、必要な技術的要件を詳細に定める仕様規定であるような場合は、技術中立的なものとはいえないため、PHASE 1 に分類されるものとする。

PHASE 2 情報収集の遠隔化、人による評価

- 法令等の文言などに着目し、PHASE 1 の「目視・実地監査規制」は以下の通り、その態様として3つに分類でき、当該分類ごとに、情報収集の遠隔化を許容するもの（情報収集を踏まえたリスク評価は人による分析・評価を要する）を PHASE 2 に分類する。
- 「検査・点検・監査」
 - 一定の情報収集を行った上で、法令等が求める一定の基準に適合するかどうかを判定・判断する必要があるものをいう。「検査・点検・監査」は、情報収集（法令等が求める一定の基準への適合性について判定・判断するための情報を得ること）とリスク評価（得られた情報等に基づき最終的な適合性判定をすること）に分解できる。このうち、情報収集については高精度カメラ、ドローン等の技術を活用した動画、データ分析等で代替できることが法令等で明確化される一方、リスク評価は人の判断に委ねるものは、PHASE 2 の類型 1 とする。
- 「調査」
 - 実態・動向などを明確化し、その後の審査や監督等、一定の政策的判断のために行われるものであり、一定の情報収集及び収集した情報の整理を行うものと位置付けることができる。上記「検査・点検・監査」が一定の基準に適合するか否かを判定するものであるのに対し、「調査」は情報収集及び収集した情報の整理に留まる点が異なる。
 - 「調査」の PHASE 2 は、情報収集が画像、データ等で代替できることが許容される一方、収集した情報の整理を人が行うもの（人が整理の基準を判断し、かつ整理の作業を行うもの）とし、これを類型 2 とする。
なお、例えば、統計調査の調査員による調査は、調査票を配布・督促等を目的とした業務であり、人・モノ・場所の状態や性質・性能を、現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させるものではないため、これに該当しない。
- 「監視（巡視・見張）」
 - ある人又はある機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうか、その行為の目的とするところを達成するのに不適当でないか、又は設備・施設の状態等について、一定期間内において常時注目する（法令用語辞典・学陽書房参照）ことをいう。「監視」と「検査・点検・監査」・「調査」とは、「監視」が一定期間内におい

て常時注目することが義務付けられるものである点で異なる。

- 「監視」の PHASE 2 は、情報収集を監視カメラ、ドローン等により代替することが許容されている一方、違法性や安全性等の判定を人が行うものとし、これを類型 3 とする。
- なお、類型 1、2、3 を明確に区分できないことも想定される。例えば、実態の調査を行うものの、同時に検査を行う場合なども考えられる。この場合、法令の主たる目的により、いずれかに類型化するものとする（調査と検査を行うものであれば、通常、調査は検査の手段であり検査が主たる目的であると考えられる）。

PHASE 3 判断の精緻化、自動化・無人化

- 上記の PHASE 2 に加えて、AI 等の進歩を勘案し、リスク評価、情報整理、違法性・安全性等の特定が AI 等により全部又は一部可能である場合を PHASE 3 と定義する。
- 「検査・点検・監査」
 - PHASE 2 は、情報収集が遠隔からの動画・データ等で代替される一方、リスク評価は人の判断に委ねられるものであるが、後者のリスク評価についても全部又は一部が AI 等により自動化・無人化され、人の介在が限定されることが明確に許容されている規制を PHASE 3 とする。

例えば、AI 等を用いた画像認識・診断やビッグデータ分析等により技術支援やリスク評価の精緻化のために、AI 等を用いることが許容されている事例があげられる。

例えば、道路橋や道路トンネルなどの点検では、「点検支援技術性能カタログ」において、標準項目に従い、各技術の性能値を整理・掲載している（道路法第 42 条第 2 項、道路法施行令第 35 条の 2、道路法施行規則第 4 条の 5 の 6 第 1 項第一号、道路橋定期点検要領、新技術利用のガイドライン、点検支援技術性能カタログ参照）。この技術には、撮影した写真から「ひびわれの自動検出」と「ひびわれ幅の自動計測」を AI を活用した画像解析で行う画像計測技術に加え、マイクにより収集した打音を自動変状抽出システムによって音響解析と AI による変状自動抽出を行う非破壊検査技術などが掲載されており、PHASE 3 に分類される。
- 「調査」
 - PHASE 2 は、情報収集が遠隔からの動画・データ等で代替できることが許容される一方、収集した情報の整理を人が行うもの（人が整理の基準を判断し、かつ整理の作業を行うもの）であるが、PHASE 3 は、後者の収集した情報の整理も、全部又は一部が AI 等による技術支援・自動化により、人の介在が限定されることが法令等で明確に許容されている規制とする。
- 「監視（巡視・見張）」
 - PHASE 2 は、遠隔からの動画・データ等で代替できることが許容される一方、違法

性や安全性等の判定を人が行うものであったが、PHASE3 は、後者の違法性や安全性等の判定についても、全部又は一部が AI 等による判定により人の介在が限定されることが法令等で明確に許容されている規制とする。

- なお、PHASE 3 における新技術の活用は、あくまでも技術支援や評価の精緻化のために活用するものであり、最終的な責任は人が行うことが前提である。そのため、EU データ保護規則（GDPR）第 22 条「自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利」のような「AI のみによる判断ではなく人間の介在を求める」という議論には抵触しない。

エ 法令の改正に向けた考え方

（短期的な方向性）

＊短期的な方向性とは 1 年以内程度に実現可能であると考えられるもの、中長期的な方向性とは 2～5 年程度を要するものであることを前提とする。また、改正の方向性は、最終的には個別法令ごとの判断が必要であり、本報告書における議論が当てはまらない法令もあり得ることに留意する必要がある。（いずれも以下同じ）

- 第一に、「目視」等とだけ記載されており、「その他適切な方法」といったその他の相当な手段を一切許容していない文言による法令（通達等を含む）は、すべて「その他適切な方法」を追記すべきである。これは、一括法により直ちに可能な法令改正であると考えられる。なお、通達等、法令以外のルールについても、実質的に法令と同等の拘束力があるものも多いため、一括で改正すべきである。
- 第二に、法令上は「その他適切な方法」があるものの、通達や要領等において、運用上一部の例示しか記載されていないものについては、規制の目的に照らして相当な手段であれば、例示した技術に限らず許容するという旨を、当該通達等において明記すべきである。これにより、事業者の創意工夫による対応を許容し、技術的中立性を図り、性能規定化を推進すべきである。これも、政府全体の通達等を見直すことで、直ちに対応可能な対応である。
- 以上により、基本的に、PHASE 2 であっても PHASE 3 であっても、技術的に規制目的を達成することができるものは、法令上は、広く対応可能とし、事業者の創意工夫を促していくべきである。なお、技術的に規制目的を達成できるか否かは、現場の状況に応じて柔軟に判断すべきであること、技術的な中立性を担保すべきであることから、現場で業務に就く事業者自身が判断することが基本であるべきである。一方で、安全性の担保等の規制目的を損なうことは避ける必要がある。そのため、不十分な技術により国民に被害が生ずる事態が増加することはないよう、事前の規制を緩和することに伴い事後的な規制（行政指導や処分等の執行面）を強化していくことも併せて検討することが必要である。
- なお、一切の指針がない場合、かえって事業者が慎重な対応を行う可能性もある。

そうした場合は、仕様規定にならない程度に、一定の参照となる指針を示すことが有効な場合もありうる。そのため、例えば、目視規制については、各法令における特殊性も踏まえつつ、以下のような考え方の指針（図表 2-2）を示すことも考えられる。

図表 2-2 目視規制の考え方の指針の例

（１）対象物	書類中心 ：要件をほとんど課すことなく遠隔に改正可能 施設等 を確認：以下について検討を要する
（２）動態確認	動態確認が不要： 静止画 でも可能 動態確認が必要： 動画 による確認が望ましい
（３）様々な角度	多方面から視認不要： 固定カメラ （監視カメラ）により可能 多方面から視認必要： ウェアラブルカメラ を付けた補助員や、 ドローン による動画撮影が望ましい *なお、固定カメラの場合、重要な箇所が死角にならないことが必要
（４）視覚以外	聴覚 が必要：音声の精度に留意 嗅覚・触覚 が必要：一定頻度で現場に行くといった対応が望ましい *化学物質の臭い確認、ボルトの閉まり具合の確認等

（中長期的な方向性）

- 上記の通り、法令や通達等において新たな技術の導入を許容するための法整備は、短期的な改正として実施すべきである。
- しかし、実運用として、事業者において新たな技術の適用に慎重になるケースも考えられる。こうした場合は、政府が主導して、実証実験の実施や一定の指針を示す等により、積極的に新たな技術を活用していくことを促していくことが考えられる。ただし、繰り返しになるが、その際は当該政府が示した技術だけが法令上許容される技術であるといった技術的中立性を損なう運用にならないよう、また事業者側から生まれるイノベーションを阻害しないような運用とすることが必要である。

なお、PHASE 1 から 2 への移行よりも、2 から 3 の移行の方が技術的な困難性は伴うと考えられる。このためには AI 技術等のさらなる進化が必要になる分野も多いと考えられる。こうした技術については、事業者は特にその導入に慎重になると考えられるので、政府が主導して議論を推進していくことも考えられる。例えば、PHASE 3 への移行にあたっては、「型式指定制度における完成検査の改善・合理化の方向性 中間とりまとめ」（令和 2 年 4 月 21 日国土交通省 完成検査の改善・合理化に向けた検討会）における検討（図表 2-3 参照）は、PHASE 2 から 3 への移行について政府が主導している一つの事例であると考えられる。なお、当該報告書であげられている以下の 4 要件は、PHASE 3 の考え方としてあらゆる分野で参考にな

ると考えられる。

図表 2-3 型式認定制度における完成検査の高度化・合理化

(自動化検査の導入促進)

(1) 判定精度の確保	基準を満たしていない場合、又は確実に判断できない場合において、適合と判定しないことを確保
(2) 設備異常の検出及び自動停止	判定システム等の設備に異常が生じた場合に自動的かつ確実に停止し、人の判断に委ねる
(3) 検査結果の記録・分析	判定結果を事後検証可能な形で電子的に記録し分析する
(4) 自動化検査の管理責任者選任、管理要領の策定	責任者を設置し、その下で管理要領に従って判定システム等の設定、点検、整備等を定期的に行う

出典：国土交通省「型式指定制度における完成検査の改善・合理化の方向性 中間とりまとめ」(令和2年4月21日 完成検査の改善・合理化に向けた検討会)を基に作成

(2) 「常駐・専任」規制

図表 2-4 「常駐・専任」規制

2022.2.8

「常駐・専任」規制の類型化(案)

PHASE 1 常駐・専任規制を課している	① 施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための「常駐・専任」規制(主としてモノのチェック等) 例) 封印取付責任者の常駐、電気主任技術者の専任、建設業における技術者の専任 等		② 利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うための「常駐・専任」規制(主として人への対応) 例) 旅行業務取扱管理者の常駐、介護老人保健施設の管理者の常駐、産業界の専属 等	
	常駐 類型1 ✓ (物理的に)常に事業所や現場に留まること	専任 類型2 ✓ 職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること	常駐 類型3 ✓ (物理的に)常に事業所や現場に留まること	専任 類型4 ✓ 職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること
	常駐義務の見直し 類型1 遠隔監視装置、監視カメラ、センサー等の活用による規制緩和 【緩和事例】 ・サービス付き高齢者向け住宅の有資格者の常駐 →緊急通報装置を利用し夜間の常駐を不要としている措置を日中にも拡充予定	専任義務の見直し 類型2 左記技術活用による兼任の許容、専任者の資格要件緩和等 【緩和事例】 ・電気主任技術者の専任 →遠隔監視装置などを活用し2時間以内駆付要件を緩和予定(2種電気主任→3種電気主任) ・建設業の技術者の専任 →遠隔監視装置などでの監督により兼任の緩和を検討	常駐義務の見直し 類型3 オンライン会議システムの活用等による規制緩和 【緩和事例】 ・マンション管理業務主任者の常駐 →オンラインによる対応を可能	専任義務の見直し 類型4 左記技術活用による業務効率化により兼任可能にする、専任者の資格要件緩和等 【緩和事例】 ・産業界の専属 →専属事業所と非専属事業所の兼任が許容 ・宅地建物取引士の専任 →オンラインによる対応を可能
	デジタル技術の進歩等		デジタル技術の進歩等	
PHASE 2 デジタル技術等による見直し	上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃 類型1 【上記技術活用の緩和事例】 ・封印取付責任者の常駐 →業務内容を精査、通信機器による職務を可能		上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃 類型2	
PHASE 3 常駐・専任規制を課していない				

出典：デジタル庁 デジタル臨時行政調査会作業部会(第1回)資料4(2022年2月10日)

ア 背景

- 常駐、資格者の配置（専任等）や拠点の設置などは、デジタル化した業務の実施には大きな障壁となることがあり、広域的な事業展開やテレワーク等が阻害される。特に、テレワークが普及した現代においては少なくとも常駐義務の撤廃の必要性は高く、また遠隔管理等の技術開発により生産性が高まっている分野においては兼任や外部委託も認められるべきである。
- 現時点では、既にオンラインでの情報連携の実施等により、人員の配置を行うべき場面は限定されると考えられる（例：従来、一定規模以上の火力発電所については構内における技術員の常時監視が求められてきたが、2020 年度に IoT 技術等の活用により構外からの適切な監視が確保される場合には遠隔化を可能とすべく、火力発電所における常時監視制御を遠隔化するための包括的な環境整備が行われた）。
- 資格保有者の営業所等への必置義務としては、建設工事現場において施工管理を行う主任技術者（建設業法）、運行管理者（貨物自動車運送事業法）、旅行業務取扱管理者の配置（旅行業法）等があげられる。特に、特定の職務への従事や事業所への所属等について、兼任を禁止して専らその任にあたらせる専任規制は、ビデオ会議等による生産性の向上等に鑑み、緩和・撤廃の検討が必要である。

イ 定義・対象

- 「常駐・専任」規制は、人を特定の場所へ常時配置または別の場所での仕事の兼務を禁止することを課している規制である。
- 対象となる文言は、「常駐」「専任」「選任」などがあげられる（それ以外でも人の配置を義務付ける法令等も対象）。なお、「選任」（人材を選んでその任務に就かせること）には、取締役の選任、代表取締役の選定など、単に役職を指定するもの等も含まれるが、今回の見直しの対象になるのは、「選任」のうち、下記に詳述する「常駐」又は「専任」を求めているものに限られる。
- 具体的には、以下のように類型化する。
 - モノへの対応、人への対応による類型化
第一に、規制の対象となる業務が、主として、①施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための業務（主にモノへの対応）か、②利用者・従業員の保護などを目的とし、対面での対応を行うための業務（主に人への対応）かにより分類する。両者をともに管理する趣旨で設けられている法令もあるが、その場合は、いずれの業務が主であるかにより分類するものとする（例えば、建設業法の監理技術者の業務（建築設業法第 26 条の 4 第 1 項参照）には下請事業者の従業員の業務管理なども含まれると考えられるが、主として建設工事の施工の技術的な管理を行う者であるため、①に分類される）。
 - 「常駐」、「専任」規制に類型化

第二に、上記の①②について、それぞれ「常駐」規制か、「専任」規制かに分類する。

ここで、「常駐」は、(物理的に) 常に事業所や現場に留まることを求める規制を意味する。また、「専任」は、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたることを求める規制（1人1現場の紐付け等）を意味する。

このとき、単に法令における文言で判断するのではなく、その解釈や運用について、実質的に分類することとする。

例えば、法令上「専任」とのみ規定されている場合であっても、解釈として常駐を求めている法令もあるが、この場合は常駐規制に分類される（例えば、宅地建物取引士について「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」(平成13年国総動第3号) 第31条の3第1項関係第3項において、「専任」とは、原則として、宅地建物取引業を営む事務所に常勤（宅地建物取引業者の通常の勤務時間を勤務することという。）とされており、これは勤務時間中は当該事務所で勤務することが義務付けられていた点で実質的に「常駐」規制であったと考えられる。なお、令和3年7月に同ガイドラインを改正し、ITの活用等により宅地建物取引業者の事務所以外において通常の勤務時間を勤務する場合も含むとされたため、現在は常駐を求めていると考えられる。）。

ウ PHASE について

PHASE 1 常駐・専任規制を課している

- 法令等において「常駐」「専任」を明記、あるいは法令等には明記がないがガイドラインや運用等により実質的に義務化しているものをいう。

PHASE 2 デジタル技術等による見直し

- 常駐・専任義務の一部にデジタル技術が活用等され、規制が緩和や合理化されていることが法令等で明確化されているものを意味する。

例えば、モノへの対応のための常駐規制であれば、遠隔監視装置や監視カメラ等の利用が技術的に可能となっていることに鑑み、一定の条件を付しつつ常駐規制が緩和されているものがあげられる（例えば、サービス付き高齢者向け住宅の有資格者が緊急通報装置を利用し夜間の常駐を不要としている措置を日中にも拡充することを検討しているものがある）。

また、専任規制については、一定の条件を付しつつ兼任を一部許容したものがあげられる（例えば、類型2における専任義務では、電気主任技術者が現場に2時間以内に駆けつける義務について、スマート保安技術の活用を前提とした見直しの検討が進んでいる。また、類型4における専任義務では、産業医について「情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について」（基発 0331 第4号。令和3年3月

31 日) により、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することについての考え方及び留意事項が示されている)。

- その他、選任される者の資格要件を見直しした場合等、何らかの形で見直された事例は PHASE 2 に位置付けられるものとする。なお、「見直し」について、過去の見直しを広く含めるものとするが、現在のデジタル技術の進展を反映できていない規制も存在すると考えられるため、さらなる見直しが可能か否かを検討する必要がある。

PHASE 3 常駐・専任規制を課していない

- 常駐・専任規制が撤廃され、完全に課されていないものを意味する（例えば、封印取付け責任者について「封印取付け委託要領」（平成 18 年 10 月 4 日付国自管第 86 号局長通達）を改正し、封印取付け責任者が常駐することを義務付けていたが、令和 3 年 8 月に同通達を改正し、当該規定を削除する見直しを行った）。
- その他、そもそも常駐・専任規制が完全に課されていないものは、PHASE 3 に位置付けられる。なお、常駐・専任規制課されていたがデジタル技術等の活用を踏まえて完全に当該規制が撤廃された過去 5 年以内の事例も見直しの参考とする。

エ 法令の改正に向けた考え方

(短期的な方向性)

- 対象となる法令等
 - 法令等において「常駐」「専任」を明記、あるいは法令等には明記がないがガイドラインや運用等により実質的に義務化しているもの。
 - テレワークを可能にするという目的の一つに照らし、「常駐」には、勤務時間中は常に駐在することまで求めていない場合であっても、当該場所を中心として執務することや、または当該場所において容易に連絡が取れる体制が必要といったことを求めている場合も「常駐」に該当するものとして改正の対象に含めるべきである。
- 改正の方向性
 - 「常駐」規制：すべての法令（通達や指針等含む）における常駐規制を直ちに撤廃すべきである。人手不足があらゆる業種で深刻化している一方で、技術の進展により遠隔からでは対応できないことがなくなっている。そのため、常駐規制の撤廃については、短期的な一括の見直しにより対応できると考えられる。
 - 「専任」規制：人手不足が深刻化する中、デジタル技術等の活用による兼任の許容の可能性をすべての法令において点検すべきである。例えば、建設業法における主任技術者や監理技術者の専任要件の緩和の事例は参考になる。また、少なくとも、資格要件の緩和など、専任者に必要な要件を緩和していくべきである。すなわち、
(1) 専任規制の撤廃（兼任の許容）を第一に検討するとともに、(2) 撤廃でき

ないものについても、少なくとも資格要件の緩和など要件の緩和を実施すべきである。

- その際、一定の条件を付すことが考えられるが、施設の管理や利用者保護といった法令等の目的を阻害しない限りは、事業者の創意工夫による対応を広く許容することを法令・通達等で可能な限り明確化する。

なお、常駐義務については、現場で人命に関わるような緊急対応が必要となりうる場合には、駆けつけ義務を要件として常駐義務を撤廃することも考えられるが、限定的であるべきである。

（中長期的な方向性）

専任要件については、遠隔対応を含むデジタル技術の進捗に応じて、規制に係る法令等の目的をデジタル技術等の活用により代替していくべきである。具体的には、以下の検討を進めていくべきである。

- ①すべての法令における専任要件を撤廃
- ②仕様規定から性能規定に改正（適切な管理を行うといった規定）
- ③事後規制を強化する

* ISO 規格があるものは、当該規格において専任基準があるかどうか参照

オ 契約的要素に基づく規制（「常勤」規制）について

• 背景

- 以上については、物理的な常駐や専任を求める規定であるが、物理的な常駐・専任を課す規制の中には、併せて契約的な観点から規制を課しているものがあると考えられる。そのため、契約的要素に基づく「常駐・専任」規制（「常駐」規制）についても、以下の通り類型化、改正に向けた考え方を整理しておく。つまり、「選任」という言葉は、物理的な「常駐」「専任」という概念と、契約的な概念（常勤契約等）に因数分解できる。その上で、物理的な概念は前述のとおり「常駐」「専任」に因数分解できるが、契約的な概念は常勤の雇用契約や外部委託の可能性といった要素に因数分解できる。「選任」という文言については、こうした分解を行いながら検討を行うことで、検討漏れのないようにすべきである。

（規制の例：指定介護老人福祉施設の従業員について、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」では、生活相談員は、常勤の者でなければならないとされおり、契約的要素に基づく常駐規制にあたる）

- 具体的には、契約的要素に基づく規制とは、選任される者と事業者・企業との間の契約形態として、雇用契約が求められるか（常勤が求められるか否かも含む）、外部委託が許容されているかという雇用契約による縛りを意味する。つまり、第一段階として雇用契約かつ常勤、第二段階として雇用契約かつ非常勤も可、第三段階と

して外部委託も許容、という分解が可能である。

- 契約的要素については、人材不足の深刻化や、フリーランスの増加など特に若い世代では雇用契約ではない自由な働き方が広がってきている中で、これを緩和していく必要がある。また、AI 等により遠隔監視や機械による判断の可能性を高めていくためには、そうしたシステムに対する多額の設備投資が必要となることが考えられるが、このような場合は規模の経済の観点から外部委託によって1社に業務を集約した上で設備投資を行うことが合理的である場合が多い。そのため、原則として、外部委託も認められるようにしていくべきである。
- なお、法令等で「常勤」と明記はないが解釈・運用により実質的に常勤が求められている規制も多いため、実際の解釈・運用を基に検討する必要がある（例えば、建設業法における専任技術者（7条2号）は、法令上は「専任のもの」とされているが、許可基準において常勤まで求められている）。

常勤までは求められないものの、雇用契約は求められている事例として、職業安定法の職業紹介責任者があげられる。また、雇用契約が求められない事例（一定要件下で外部委託を許容）として、電気事業法の主任技術者があげられる（ただし限定的）。なお、「専任」は、その本来の意味は兼任を許容しないことであり、また、同じ法令に規定される同じ職務を兼任しない旨の規制（通常、専任規制であっても当該法令に規定されている職務以外の兼任は可能）である。そのため、「専任」の本来の文言解釈というは「常勤」まで求められるものではなく、法令上の文言に関わらず法令ごとに解釈が異なっていることに留意が必要である。

- 類型化・PHASE 及び事例

図表 2-5 契約的要素に基づく常駐・専任規制（「常勤」規制）の類型・PHASE

契約的要素		
	類型	備考
PHASE 1	雇用契約かつ 常勤	該当事業所や企業へのフルタイムでの勤務が求められる
PHASE 2	雇用契約かつ 非常勤含む	常勤までは求めないものの、雇用契約関係を求めるもの
PHASE 3	外部委託可能	雇用契約ではなく、外部委託でも可能なもの

図表 2-6 各 PHASE の事例

PHASE1の事例

項目	法令名	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
指定介護老人 福祉施設の従 業員	介護保険法	規則 2 条 5 項	生活相談員は、常勤の者でなければならない	厚労省

PHASE2の事例

項目	法令名	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
職業紹介責任 者の専任	職安法	規則 24 条 の 6 第 1 項 1 号	事業所ごとに…専属の職業紹介責任者として自 己の雇用する労働者の中から選任	厚労省

PHASE3の事例

項目	法令名	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
外部委託の許 容（電気主任技 術者を非選任）	電気事業法	規則 52 条 2 項	保安管理業務を委託する契約が…保安上支障が ないものとして経済産業大臣の承認を受けたも の…については…電気主任技術者を選任しない ことができる	経産省

• 改正の方向性

（PHASE 1）常勤 → （PHASE 2）非常勤も含む雇用関係

- 常勤規制を課している全ての法令について、非常勤でも可であることを明確化する。
- 非常勤とすることに問題があると考えられる法令であっても、常勤規制を残すのではなく、具体的な規制目的（どのような目的で管理を行う必要があるのか等）を明確化し、当該目的を達成することの規制であることを明確化すべきである（仕様規定から性能規定へ）。すなわち、規制目的に立ち返って検討すれば、必ずしも常勤を求めることがその手段として常に適切であるとは限らず、またそれ以外の手段も通常想定されるため、手段を限定するのではなく、目的自体を規制とする方向で検討すべきである。

（PHASE 2）雇用関係 → （PHASE 3）外部委託可能

- 働き方が多様化している中で、以下の観点を考慮しつつ、原則として外部委託可能とすべき。

- ① 人手不足が深刻な業種か否か（深刻な業種については、特に外部委託の必要性が大きい）
- ② 個社で対応するよりも受注者が業務を集約した方が生産性が向上しないか（設備投資の観点など。規模の経済が働く設備を要する業務等については、外部委託の有効性が大きい）
- ③ 責任の所在の明確化が可能か（法令や契約で委託元が最終責任を負うことを明確にする等、責任が曖昧にならないような担保策を合わせて検討する必要）

(3) 「講習、掲示、縦覧・閲覧」規制

図表 2-7 「講習、掲示、縦覧・閲覧」規制



出典：デジタル庁 デジタル臨時行政調査会作業部会（第1回）資料4（2022年2月10日）

ア 背景

- 書面や目視、常駐等の規制の他にも、公的な証明書等を「掲示」する方法として物理的な掲示のみしか許容されていないもの、講習をオンラインで行うことが許容されておらず対面で開催することが求められているもの、閲覧や縦覧を対面や書面によるものに限定し、オンラインによる実施を認めていないものがある。
- 現在では、マイナンバーカードを中心とした本人確認手段の技術発展により、セキュリティを確保した上でのインターネット利用が可能となってきたほか、ビデオ会議

システムの発達・普及により、オンライン対応が可能な社会環境が形成されてきている。

- このような社会環境下で、公的証明書、講習、閲覧・縦覧における対面・書面規制が撤廃され、オンラインによる実施が許容された場合、公的証明書の取得及び閲覧・縦覧のために公的機関等の事業所に訪問すること、講習を受講するために会場に移動することが不要となり、移動時間の削減等による経済社会の生産性の向上に資することが期待される。なお、当該規制は、対面・書面規制の一類型として位置付けられる。

イ 定義・対象

- 「講習」

「講習」とは、一般に、特定の専門的な知識、技術、技能等を習得させるため行われる講義又は実習（法令用語辞典・学陽書房参照）と定義される。ここでは、法令等で国家資格等の取得、更新等のために受講することとされている講習を、オンラインではなく対面で行うことを求めている規制が対象となる。

法令において明示的にオンライン開催を認めないとしている事例は少ないと考えられるが、実施会場の場所を報告することが義務付けられている等、実質的にオンラインによる実施が認められていない事例は多い。例えば、食品衛生管理者の講習会（食品衛生法第 48 条 6 項 4 号）は、「講習会場の名称及び所在地」を都道府県知事に提出することとされており（食品衛生法施行規則第 57 条 4 号）、実質的にオンラインによる実施が許容されていないと考えられる。

- 公的証明書等の「掲示」

「掲示」とは、一般に、一定の事柄又は物を、一定の場所に来合わせる人々に周知させる目的で、その場所に掲げること（法令用語辞典・学陽書房参照）と定義される。ここでは、対面での確認や書面により発行した国家資格等の公的な証明書や許可書等を特定の場所に掲示することを求めている規制が対象となる。

- 申請による公的情報の閲覧・縦覧

申請に応じて公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制がこれに該当する。

なお、一般的な用語としては、「縦覧」は、物をだれにでも自由に見せる定めがある場合にこれを見ることであり、主として書類、名簿等について、異議の申立ての機会を与える等の目的で広く一般に見せる場合に多く用いられている。一方、「閲覧」も、物を見るということであるが、通常申出をまって利害関係者又は請求者に調べてみる機会を与える場合に多く用いられる（法令用語辞典・学陽書房参照）。そのため、申請に応じて書面等を見せる場合は通常「閲覧」という文言が利用されているが、若干「縦覧」という文言が用いられている事例もある。そのため「閲覧」「縦覧」といった文言に関

わらず、申請に応じて書面等を見せる行為については、広く本類型の対象とする。

- 公的証明書等以外の情報の揭示、申請によらない公的情報の縦覧・閲覧
上記「公的証明書等の揭示」は、揭示対象が公的証明書等の場合を指すが、本類型は公的証明書等以外の情報を物理的な揭示場所等へ揭示し見せる場合を対象とする。
また、上記「申請による公的情報の閲覧・縦覧」は、申請に応じて見せる場合を指すが、本類型は申請によらずに広く一般又は一部の者に見せる場合を対象とする。本類型は、一般に「縦覧」という用語が利用されていることが多いが、公衆に見せる場合も「閲覧」という文言が利用されている事例もあるため、文言に関わらず、申請によらずに一般又は一部の者に見せる行為については、本類型の対象とする（例えば、医療法第6条の3第1項など、「閲覧」とあっても「縦覧」と同義で使われている事例もある）。

ウ PHASE について

PHASE 1 紙・人の介在

- ①法令等により、対面・書面による「講習」「揭示」「閲覧」「縦覧」が義務付けられているもの、②法令等では対面・書面によることが義務付けられていないがデジタル原則に適合する手段（例えば、オンラインによる講習受講、証明書等のデジタル発行、閲覧等情報のデジタル化、インターネット利用による公開・縦覧等、デジタル技術を活用した手段が考えられる）が可能か否かが不明確なものを PHASE 1 に分類する。
なお、②も対象とする趣旨は、法令等では対面・書面によることが義務付けられていないものの、デジタル原則に適合する手段が可能か否かが不明確な場合、運用上は対面・書面が基本とされたり、新たな技術が許容されない傾向があるため、様々な技術が許容されることを明確に記載することが必要と考えられるためである。ただし、不明確であるものの、実際の運用として、デジタル原則に適合する手段が行政による制約がなく採られているものは、PHASE 2 に分類されるものとする。

PHASE 2 デジタル原則に適合する手段を可とする

- 少なくとも一部の手続について法令等でオンラインによる手続を明確に許容しているものを PHASE 2 に分類する。「許容している」とは、「書面又は電磁的方法により」など対面・書面によることを排除していない規定に基づく規制が行われていることを意味し、全ての手続について電磁的方法によることをデフォルト化しているものは、PHASE 3 に分類される。なお、申込・申請のオンライン化には、手数料納付のキャッシュレス化を含むものとし、デジタル手続等の実装については、利用者数や費用対効果等の状況を鑑みながら検討する。

➤ 講習

一連の業務フローからおおまかに、i 受講段階だけでなく、その前後に、ii 受講の申込段階、iii 修了証等の発行段階があり、それぞれの段階でデジタル化が考えられる。

そこで、上記 i ～ iii のいずれかのデジタル化（i については少なくとも産学での講習や学科講習のオンライン化）を法令等において可能とし明確化している（複数の講習実施機関があるものについては1以上の機関で実施している）ものを、PHASE 2に分類する。

i の例：介護支援専門員更新研修（「都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門研修オンライン実施の手引き（令和3年6月8日付事務連絡）」でオンラインによる研修を可能とし、複数の都道府県等で実施されている）、一級建築士等定期講習（10の登録講習機関のうち少なくとも7機関でオンラインによる講習受講が行われている）、危険物取扱保安講習（「危険物取扱者保安講習のオンライン化について（令和3年6月23日付消防庁危険物保安室長通知）」でオンラインによる受講を可能とし複数の都道府県等で実施されている）

ii の例：一級建築士等定期講習（10の登録講習機関のうち少なくとも7機関でオンラインでの受講申込が行われており、少なくとも5機関で受講料のキャッシュレス納付が行われている）

➤ 公的証明書等の掲示

一連の業務フローからおおまかに、i 証明書掲示・公示段階だけでなく、その前に ii 証明書等の申請段階、iii 証明書等の発行段階があり、それぞれの段階でデジタル化が考えられる。

そこで、i について証明書等そのものではなく、その記載事項をオンラインにより公示することでも可能とし明確化しているもの、又は証明書等をデジタル発行してそれをオンラインにより公示することでも可能とし明確化しているものを PHASE 2に分類する。

また、掲示対象となる証明書等の申請手続（ii）や発行手続（iii）のオンライン化を可能とし明確化しているものも PHASE 2に位置付け、i ～ iii のいずれかのオンライン化を法令等において可能とし明確化しているものを、PHASE 2に分類する。

i の例：サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第19条において、「インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示することにより行う」と規定し、オンライン化を許容している）

➤ 申請による公的情報の閲覧・縦覧

一連の業務フローからおおまかに、i 閲覧等対象情報の保存段階、ii 閲覧等申請段

階、iii 閲覧等段階に分かれ、それぞれの段階でデジタル化が考えられる。

そこで、i については閲覧等対象情報そのもののデジタル化、ii については申請手続のオンライン化、iii についてはインターネット閲覧の許容、これら i ～ iii のいずれかを法令等において可能とし明確化しているものを PHASE 2 に分類する。

i の例：農業信用基金協会の定款・事業報告書等の閲覧（内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 8 条・第 9 条参照）、食品衛生法における登録検査機関の財務諸表等の閲覧（食品衛生法第 39 条 2 項、食品衛生法施行規則第 44 条参照）

- 公的証明書等以外の情報の揭示、申請によらない公的情報の縦覧・閲覧
一連の業務フローからおおまかに、i 揭示・縦覧等情報の保存段階、ii 揭示・縦覧段階に分かれ、それぞれの段階でデジタル化が考えられる。

そこで、i については揭示・縦覧等情報のデジタル化、ii についてはインターネットの利用による公開・縦覧等、これら i、ii のいずれかを法令等において可能とし明確化しているものを PHASE 2 に分類する。

i、ii 両方の例：住宅宿泊仲介業約款の公開（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第 36 条第 2 号において「インターネットによる公開」による方法を許容している）、都市計画案の縦覧（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第 11 条参照）、金融商品取引業者の業務状況等説明書類の縦覧（金融商品取引法第 46 条の 4、金融商品取引業等に関する内閣府令第 174 条の 2 参照）

PHASE 3 デジタル完結・デフォルト化

- PHASE 2 では、少なくとも一部の手続に限定されたデジタル原則に適合する手段の実装であったのに対し、PHASE 3 では、全ての手続についてデジタル原則に適合する手段が明確化、それがデフォルト化（法令等で義務化）されているものがこれに分類される。具体的には以下の通りである。

- 講習
申込段階から受講段階、修了証等の発行段階に至るまでデジタル完結し、それをデフォルトにしているものを PHASE 3 に分類する。
- 公的証明書等の提示
証明書等の申請段階から発行段階、揭示・公示段階に至るまでデジタル完結し、それをデフォルトにしているものを PHASE 3 に分類する。

➤ 申請による公的情報の閲覧・縦覧

閲覧等対象情報の保存段階から、閲覧等申請段階、閲覧等段階に至るまでデジタル完結し、それをデフォルトにしているものを PHASE 3 に分類する。

例えば、閲覧等段階について、PHASE 2 はインターネットによる閲覧を「許容」するものであり、書面等による閲覧を排除していないため、情報提供者が物理的な方法のみで閲覧させることとした場合、申請者はインターネットによる閲覧ができないことになる。そのため、物理的な方法により閲覧に供する場合であっても、あわせてインターネット等の電磁的手段による閲覧手段を義務付けることが望ましく、これを PHASE 3 に位置付ける。

➤ 公的証明書等以外の情報の揭示、申請によらない公的情報の縦覧・閲覧

揭示・縦覧等情報の保存段階、揭示・縦覧段階の両方でデジタル完結し、それをデフォルトにしているものを PHASE 3 に分類する。

エ 法令の改正に向けた考え方

➤ 講習について、i 受講段階、ii 受講の申込段階、iii 修了証等の発行段階、と分けた際に、テレワークが新型コロナウイルスの影響もあり急速に普及した現在においては、i については直ちにデジタル化が可能である。また、ii についても、直ちにデジタル化が可能である。そのため、i 及び ii については、短期的な方向性（1 年以内）として政府全体の取り組みを進めるべきである。一方で、iii については、電子署名による証明書の発行は技術的に可能となっているものの（政府によるワクチン接種証明書の発行は電子化されている）、政府全体でデジタル化するためには 1 年以内に対応することは現実的ではないと思われる。そのため、これは中長期的な方向性として考えられる。なお、これらは基本的に運用上の課題であり、規制上の課題ではない。

➤ 公的証明書等の揭示について、以下、民間事業者による揭示の義務を想定して記載する。i 証明書揭示・公示段階、ii 証明書等の申請段階、iii 証明書等の発行段階と分けた際に、まず ii については直ちに対応可能である。また、iii については上記の講習と同様、電子署名による発行は中長期的な方向性として位置づけられると考えられる。i については、現時点においてはインターネットによる揭示を事業者に対して「許容」している法令も既にある。インターネットでの揭示に適するか否かの判断は必要であるが（インターネットによる揭示を義務付けまで行う場合、ウェブサイトを保有していない民間事業者も存在する可能性）、揭示義務の対象となる民間事業者の選択肢を増加させるため、物理的な揭示しか許容していない法令に

については、オンライン上での掲示を「許容」するよう改正することは、直ちに一括法により対応可能であると考えられる（短期的な方向性）。

- 申請による公的情報の閲覧等については、（１）民間事業者の申請により、公的機関が閲覧させる場合、（２）民間事業者の申請により、他の民間事業者（法令で規制されている事業者）が閲覧させる場合がある。i 閲覧等対象情報の保存段階、ii 閲覧等申請段階、iii 閲覧等段階のうち、規制上の課題でないケースが多いと考えられるものの、少なくとも i 及び ii については直ちにデジタル化を実現すべきである（短期的な方向性）。また、iii については、現在、電磁的情報を保管している場合はオンラインでの閲覧も「許容」としている法令がある。保存段階のデジタル化を実現することに伴い、iii も全ての法令でオンラインを「許容」することは直ちに実現可能であると考えられる（短期的な方向性）。また、閲覧させる主体がオンラインで閲覧させることを「許容」されたとしても、あくまで許容されるだけであり実際にオンライン化されなければ閲覧を申請する側の民間事業者の（役所等を訪問して閲覧しに行く）負担は変わらない。そのため、オンライン化を「義務」（申請者は常にオンラインでの閲覧を請求できる）とすることを、中長期的な方向性として進めていくべきである。この際、公示する公的情報の内容について、著作権（公衆送信権）等の第三者の利益を侵害するリスクがないか否かは法令ごとの検討が必要である。なお、「義務」化も、「第三者の権利利益を侵害するおそれがある場合を除き」などと留保条件を付けた上でオンライン化を義務付けるのであれば、直ちに行うことも検討の余地がある。
- 申請によらない縦覧等については、（１）公的機関が縦覧に供する場合と、（２）民間事業者が縦覧に供する場合がある。いずれも、掲示・縦覧等情報の保存段階、掲示・縦覧段階ともに、直ちにデジタル化することが可能であると考えられる。また、インターネット縦覧を「許容」している法令もあるが、あくまで許容されるだけであり実際にオンライン化されなければ申請する側の民間事業者の（役所等を訪問して閲覧しに行く）負担は変わらないため、全ての法令でオンライン化を義務化するべく一括法により対応することが考えられる。なお、申請による閲覧は、もともと申請があった場合のみ閲覧させるという限定的な運用であるのに対して（そのため広く公開するには機微な情報が含まれる法令もあり得る）、本項における申請によらない縦覧はもともと広く公開することが前提とされているため、著作権等開示内容に関する課題がほとんど想定されず、申請による閲覧よりも早期のオンライン化対応（義務化）が可能であると考えられる。

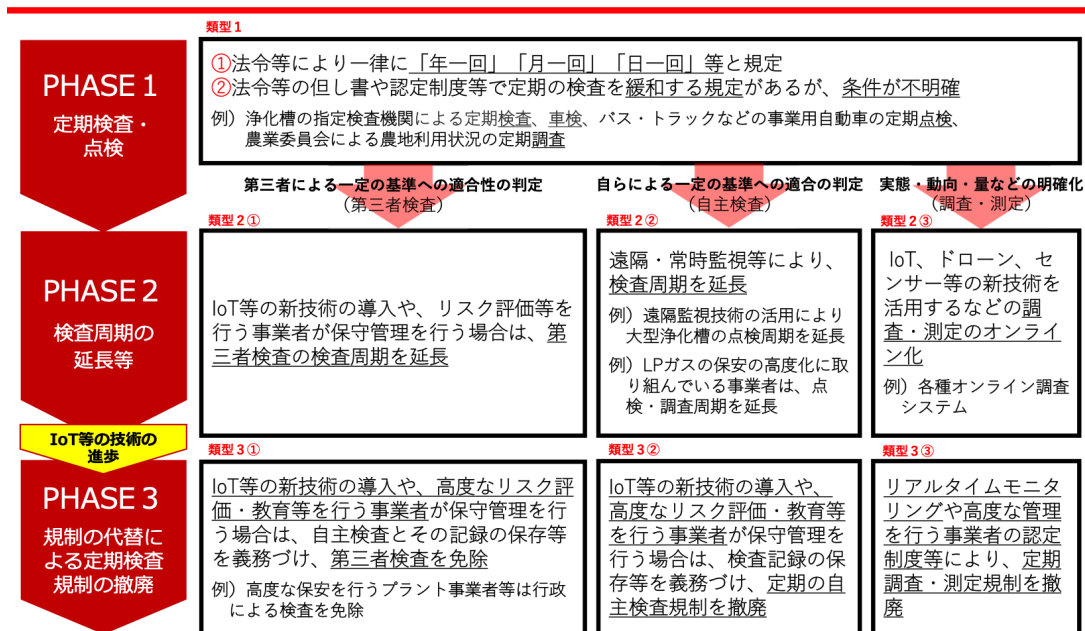
3. デジタル原則②「アジャイルガバナンス原則」に基づく見直し

「定期検査・点検」規制

図表 2-8 「定期検査・点検」規制

定期検査・点検の類型化（案）

2022.1.18



※規制を技術中立的なものとするため、技術カタログ等による代替手段の適用範囲、条件、実施効果などの明確化が必要

出典：デジタル庁 デジタル臨時行政調査会作業部会（第1回）資料4（2022年2月10日）

ア 背景

- 施設や設備等の定期点検・検査については、特に人手不足が深刻化している業界においては、大きな負担となっている。デジタル技術の活用を前提とし、検査周期の延期等の見直しを行うことができれば、移動時間の削減等による労働生産性の向上や人手不足の緩和、イノベーションの創出につなげることができる。
- IoT技術を活用したり、リスク評価等を行う事業者が保守点検を行う場合、遠隔監視等が可能な場合については、必要に応じて事業者の安全管理体制に対して一定の基準を設けるなどしつつ、検査周期を延期することが考えられる。これにより、安全性等を確保しつつも、規制を技術の進展を踏まえて適正化し、経済の生産性向上につなげることが可能となる。

イ 定義・対象

- 一般に、「点検」とは「一々について検査すること」、「検査」とは、「調べること」と定

義されている（法令用語辞典・学陽書房参照）。

- 「定期検査・点検」規制では、一定の期間に（一定の頻度で）検査や点検、調査、測定を行うことを求める規制を検討の対象とし、下記の分類を行う。
- 対象となる文言は、「定期」「年一回」「月一回」「日一回」「期間ごと」などがあげられる（それ以外でも一定の頻度で検査・調査を行うことを求めるものは対象）。

ウ PHASE について

PHASE 1 定期検査・点検

- ①法令等において一定の期間に検査を行うことを求めるもの、及び②定期検査を緩和する規定があっても緩和の条件が不明確なもの（緩和を許容する趣旨が IoT 等の新技術の導入や遠隔監視等、デジタル原則に適合する手段の活用によるものではないものを含む）は PHASE 1 に分類する。なお、緩和の条件が不明確なものも対象とする趣旨は、緩和条件が不明確な場合、運用上新たな技術が許容されていないケースがあったり、事業者の解釈として保守的に運用されてしまう傾向があるため、様々な技術が許容されることを明確に記載することが必要と考えるためである。

また、法令等で「調査」「測定」と規定されているものについては、調査・測定手法がオフライン（アナログ）で実施されるものについては、PHASE 1 に該当して整理することとする。

- ①法令等において一定の期間に検査を行うことを求めるものは、法令等において、「年一回」「月一回」「日一回」等と一定の期間に検査を行うことを規定し、通知通達等においても検査周期の延長等の緩和措置が認められていないものである。例えば、浄化槽の指定検査機関の行う水質に関する検査は、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）受けることが義務付けられている。
- ②定期検査を緩和する規定があっても緩和の条件が不明確なものは、緩和措置があったとしても、その条件が不明確（「不明確」とは、例えば、指針・ガイドラインにおいて緩和が認められる客観的な条件が漏れなく列挙されていない場合をいう。ただし、列挙されていないことが事業者の裁量により個別の判断で対応可能である趣旨（いわゆる性能規定）であることが明確になっている場合は問題ない。）な場合や、当該措置の適用条件がある特定の技術を用いる場合でしか適用を受けることができないような場合（いわゆる仕様規定）には、技術中立的な規制とはいえないため、当該規制も PHASE 1 として分類する。

また、法令等のただし書などで、定期検査を緩和する規定があっても、緩和を許容する趣旨がデジタル原則に適合する手段の活用によるものではないものも、PHASE 1 に該当して整理することとする。

例えば、車検は、道路運送車両法上、自動車検査証の有効期間（一年ないし二年）の満了後も継続して使用する場合に検査を受けることが義務付けられているとこ

ろ、初回車検については、自動車車検証の有効期間が延長されている。もっとも、当該延長は IoT 等の新技術の導入や遠隔監視等による検査周期の延長ではないと考えられるため、PHASE 1 に分類される。

PHASE 2 検査周期の延長等

- 「定期検査・点検」規制は、検査等による適合性判定の実施主体に応じて、第三者による一定の基準への適合性の判定（第三者検査）を類型 1、自らによる一定基準への適合性の判定（自主検査）を類型 2 に分けることとする。また、検査等は、適合性判定だけでなく、統計等のモニタリング調査や、モノ等の数値を図って表す測定等、実態・動向・量などの明確化のために行われるもの（調査・測定）もあり、これを類型 3 とする。これら類型 1、2、3 が PHASE 2 となる条件は以下の通りである。
 - 類型 1 の第三者検査（例えば都道府県が行う検査）は、緩和措置が法令等で明確化されているものである。IoT 等の新技術の導入や、リスク評価等を行う事業者が保守管理を行うなど一定の基準の下、検査周期の延長が法令等で明確化されているものがこれにあたる。なお、リスク評価等を行う事業者とは、法令等が求めるリスク管理等の措置を適切に実施している事業者を意味する。
 - 類型 2 の自主検査も、類型 1 の第三者検査と同様、緩和措置が法令等で明確化されているものである。遠隔・常時監視等により、検査周期が延長されているものがこれにあたる。例えば、遠隔監視技術の活用による大型浄化槽の点検周期の延長（浄化槽法第 10 条第 1 項、環境省関係浄化槽法施行規則第 6 条第 3 項、令和 3 年環境省告示第 59 号参照）、LP ガス保安の高度化に取り組む事業者の点検・調査周期の延長（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 9、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 50 条、同規則第 50 条の 2 参照）などが、PHASE 2 に分類される。
 - 類型 3 の調査・測定については、IoT、ドローン、センサー等の新技術を活用することなどにより、法令等で一部オンラインによる実施が認められている場合がこれにあたる。

PHASE 3 規制の代替による定期検査規制の撤廃

- 上記の PHASE 2 について、IoT 等の技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合など、一定の基準を法令等で明確化することで、定期検査を免除または撤廃するものが PHASE 3 に分類される。高度なリスク評価・教育等を行う事業者とは、高圧ガス保安法等におけるスーパー認定事業者制度（高圧ガス保安法第 20 条第 3 項第二号、同法第 35 条第 1 項第二号、同法第 39 条の 8、高圧ガス保安法施行令第 10 条ただし書参照）等が想定される。
なお、定期検査規制が法令等のただし書などで免除されていても、免除が IoT 等の技術

の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合など、一定の基準を法令等で明確化することで、定期検査を免除するものでなければ、PHASE 3 に分類されない。

例えば、局所廃棄装置の定期自主検査（有機溶剤中毒予防規則第 20 条）の一年以内ごとに一回の定期検査について、一年を超える使用しない期間については検査義務を免除しているが、デジタル原則に適合する手段の活用に当たらないため PHASE 1 として整理される。

エ 法令の改正に向けた考え方

PHASE 1 から PHASE 2 への移行（短期的な方向性）

（Phase 1）定期検査・点検 → （Phase 2）検査周期の延長等

- 人手不足が深刻化している業界においては、定期点検・検査が大きな負担となっている。IoT 技術を活用したり、リスク評価等を行う事業者が保守点検を行う場合、遠隔監視等が可能な場合については、必要に応じて事業者の安全管理体制に対して一定の基準を設けるなどしつつ、検査周期を延期することが考えられる。そのため、短期的な方向性としては、全ての点検検査に係る法令について、IoT 技術等の技術の活用による検査周期の見直しを行うことが考えられる。

PHASE 2 から PHASE 3 への移行（中長期的な方向性）

（Phase 2）検査周期の延長等 → （Phase 3）規制の代替による定期検査規制の撤廃

- 中長期的には、技術による代替により、定期検査規制を撤廃すべきである。さらなる IoT 等の技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合など、一定の基準を法令等で明確化することができるものは、定期検査・点検義務を撤廃し、仕様規定から性能規定にするとともに（適切な管理を行うといった規定）、事後規制を強化する、ことを原則とすべきである。

第3 ルールの改正・策定等の方向性に関する検討

本事業では、国際的な議論も踏まえながら、Society5.0時代におけるイノベーション創出に資するための法令改正を検討することを基本方針とし、臨調、作業部会等におけるこれまでの検討を踏まえつつ、「構造改革のためのデジタル原則の点検の方向性」（下図参照）に即して検討・考察を行った。

図表 1-2 の再掲

構造改革のためのデジタル原則の点検の方向性

デジタル技術の更なる進展も見据えた点検の方向性

①デジタル完結・自動化原則	①-1	紙の介在（書面、原本等）を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること
	①-2	人の介在（対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等）を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること
	①-3	ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること
②アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	②-1	一律の様式、手法や基準（定期点検・検査等）を撤廃し、求める性能のみ規定することで、リアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること
	②-2	資格要件としての学歴、経験や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること
	②-3	AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること
	②-4	AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた一体的な仕組みを整備すること
③官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	③-1	行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI/UXやサービス活用を基本とすること（GtoBtoC）
	③-2	公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること
	③-3	マルチステークホルダーによるガバナンス（第三者認証、監査、共同規制、自主規制等）の導入を拡大すること
④相互運用性確保原則	④-1	書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること
	④-2	API公開・接続義務等によりシステムを疎結合化・簡素化し、ログインを回避すること
	④-3	域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により、国家としての主権の確保にも留意しつつ国内外のイコールフットINGを確保すること
	④-4	国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること
⑤共通基盤利用原則	⑤-1	IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること
	⑤-2	目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること
	⑤-3	標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること
	⑤-4	法令用語・タクソノミー（分類）の統一を図ること

① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること²。

² デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）：
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211224_policies_priority_package.pdf

①-1 紙の介在(書面、原本等)を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること

検討1 書面規制について

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020(令和2年7月17日閣議決定)」及び「規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)」に基づき、各府省は、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについては、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされている³。押印見直しに関する取り組みについては、既に行政手続 14,992 手続のうち、14,909 手続(99.4%)が押印廃止の決定、または廃止の方向で検討されている⁴。
- しかし、文言上は「書面」と規定されていなくても、「交付」「証書」「原本」「券」等の規定が残っている条項は、解釈上書面作成が義務付けられている可能性がある。
- そこで、本事業では、「交付」「証書」「原本」「券」その他ワードを法令検索し、①書面のみ、②承諾条件付電子手法(例：同意又は申出がある場合には電子提供が可能)、③書面と同等(例：借地借家法のみなし規定(第22条2項、第38条2項・4項)等)の類型に分類した上、①が残っていないかを検討した。
- 検討の結果、一例として下記の通り書面作成が依然として義務付けられていると思われる条項が存在した。個別にオンライン化に向けた検討が行われている規制が多くある点に留意が必要であるが、こうした「書面」以外の文言による隠された書面規制が残存すると考えられるため、一括見直しを検討するにあたっては、改めての洗い出し・見直しが必要となる。
- また、民から官への申請等を書面で行うことが義務付けられている法令は、既に多くが見直されている一方で、免許の交付等、官から民への書面の交付については、多くが書面のまま残っている。例えば、コロナワクチンの接種証明書は、電子交付がなされるようになったが、こうした事例も参考にしながら、官から民への書面交付についても、一括で電子化を許容する法令改正を検討すべきである。

³内閣府「各府省における書面規制・押印・対面規制の見直し結果」：<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/link/link.html>

⁴内閣府「書面規制、押印、対面規制の見直し」：https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html

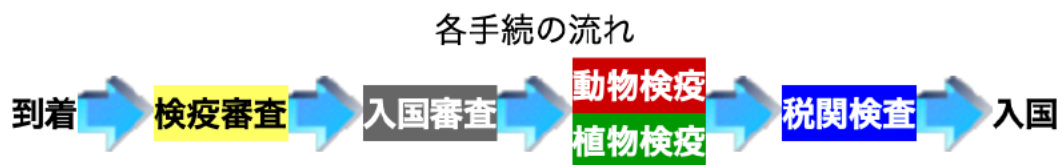
図表 3-1 隠された書面規制の事例

項目	法令名	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
倉庫証券の発行	倉庫業法	法 13 条	倉荷証券は、国土交通大臣の許可を受けた倉庫業者でなければ、発行してはならない。	国交省
運行管理者資格証の交付	道路運送法	法 23 条の 2	国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、運行管理者資格者証を交付する。	国交省
医師免許の交付	医師法	法 6 条 2 項	厚生労働大臣は、免許を与えたときは、医師免許証を交付する。	厚労省
書面を添える義務	消防法	法 17 条の 2 の 2	申請書に……書面を添えて、総務大臣に申請しなければならない。	総務省
判決言渡	民事訴訟法	法 256 条	判決の言渡しは、判決書の原本に基づいてする。	法務省

検討 2 入国手続における書面規制（参考）

本項目では、参考までに、下記の通り入国手続の各手続における書面規制（電磁的方法による代替を許容している規制を含む）を調査した。

図表 3-2 入国手続の流れ



出典：税関 Web サイト「入国時の税関手続」より

図表 3-3 各手続における書面規制の事例

各手続	項目	根拠法 (所管省庁)	条文	備考
①到着	外国人の 入国禁止 *領海又は 領空に入る 時点	出入国管理及 び難民認定法 (法務省)	(外国人の入国) 第三条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入つてはならない。 一 有効な <u>旅券を所持</u> しない者 二 上陸の許可等を受けないで本邦に上陸する目的を有する者 2 略	・外国人が領海又は領空に入る→入管法上の入国(入管法3条「本邦に入」) ・いわゆる入国審査の結果、外国人に与えられる入国・在留のための許可→入管法上「上陸許可」
②検疫 検査	検査証明 書の提出	検疫法 (厚労省)	(感染を防止するための報告又は協力) 第十六条の二 …当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に <u>必要な協力</u> を求めることにより行う。	・検査証明書は、 <u>原則紙、例外電子</u> (<u>根拠は法令ではなく Q&A⁵⁾</u>) ・コロナ禍における検疫強化の措置内容 ⁶⁷
③入国 審査	自動化ゲ ート	出入国管理及 び難民認定法 (法務省)	(上陸許可の証印) 第九条 4 入国審査官は、…氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を <u>上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、…証印をすることを要しない。</u> 二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。	・左記は外国人の場合 ・日本人の場合の根拠条文 出国時：入管法60条1項、規則53条2項1号ロ 帰国時：法61条、規則54条2項1号ロ
④動物 検疫・植 物検疫	—	—	—	—

⁵厚生労働省「検査証明書について (Q&A)」:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

⁶外務省「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」:

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

⁷「衆議院議員山尾志桜里君提出新型コロナウイルス感染症の水際対策の法的根拠等に関する質問に対する答弁書」:https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b204183.htm

⑤ 税 関 検 査	携 帯 品 等 の 電 子 申 告	通達：税関検 査場電子申告 ゲートを使用 して行う税関 業務の取扱い (財務省)	(携帯品等の輸入申告手続) 2 E ゲートを使用して行う携帯品等の輸入 申告手続については、次による。 (1) モバイルアプリケーションにより作成 された携帯品・別送品申告情報が含まれる 二次元コード(以下「二次元コード」とい う。)を電子申告端末に読み取らせることに より行うよう申告者に求めるものとする。	・ 参照法令 関税法第 67 条 関税法施行令第 59 条 関税定率法施行令第 14 条
⑥入国	自 宅 待 機・ 誓 約 書 の 提 出	検疫法 (厚労省)	(感染を防止するための報告又は協力) 第十六条の二 2 第十四条第一項第三号の規定による求 めは、第二条第二号に掲げる感染症の病原 体に感染したおそれのある者については、 厚生労働省令で定めるところにより、当該 感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内 において、当該者の居宅又はこれに相当す る場所から外出しないことその他の当該感 染症の感染の防止に必要な協力を求めるこ とにより行う。	・ 誓約書の署名は、「直筆」 が要請されている（ <u>根拠は</u> <u>法令ではなく Q&A⁸⁾</u> ）

①-2 人の介在(対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等)を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること

①-3 ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること

検討3 Rules as Code について

Rules as Code は、法令をコード化して、コンピュータにより直接読み込み、かつコンピュータによる利用までを可能とする概念である。XML 形式にするなど、法令を機械判読可能なものとするはすでに実施されてきている。しかし、それを超えて、法令をロジックツリーとして整理し直し、例えば条件を入力すると遵守すべき規制が自動的に提示される、民

⁸厚生労働省「水際対策に係る新たな措置について（よくある質問）」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00013.html#Q2

間事業者のシステムと連携して法制度が改正された際に自動的に民間システムにも制度改正内容が反映されるなど、法令をコード化して利用するという Rules as Code の概念が、ここ 2～3 年で世界的に盛んに議論が始まっている。

以下、世界における主な議論を概説し、日本における検討の方向性について考察する。

- OECD (Cracking the code: Rulemaking for humans and machines)

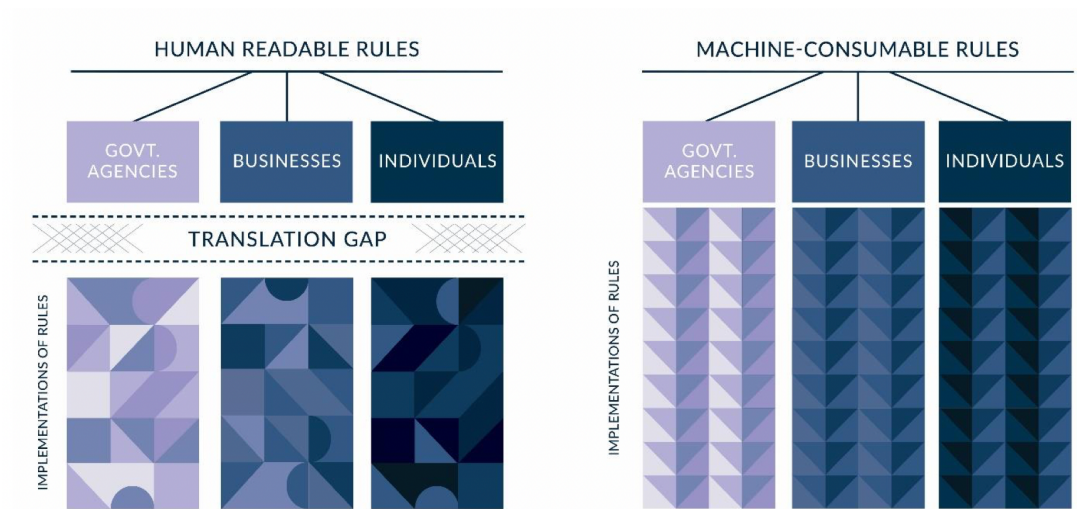
2020 年 10 月に発表された OECD の上記ワーキングペーパーで、Rules as Code (以下「RaC」) のポテンシャルについて論考されている。

RaC は、政府をよりアジャイルにし、よりイノベーティブにし、急激に変化する経済に対応できるようにするための環境を作るとされており、政府のルールメイキングを変化させるものとされている。

また、RaC は、単に技術的なツールではなく、政府の法令の作成方法、利用者の利用方法も含めて変化を生じさせるものとされている。例えば、RaC 化されることで、企業のシステムを RaC と連結させることで、法改正に自動的に対応できるようになる等により、企業のコンプライアンスコストも削減される。

世界では、ニュージーランド、フランスの取り組みが有名で、オーストラリア、カナダ、ドイツ等も検討を開始している。RaC はまだ初期的な概念であるが、一般的にルールのコード化されたバージョンと定義されている。コンピュータによって、理解され、使用されるものである。また、Machine-readable と Machine-consumable の概念の相違が記載されている。前者は、XML といったコンピュータによって処理できるフォーマットか否かの問題であり、後者は、コードまたは類似のフォーマットであってソフトウェアが理解でき、かつ計算等も可能なものと定義されている。つまり、デジタルフォーマットで法令を提供することとは異なる概念であるとされている。なお、概念の相違に係る以下の図（図表 3-4）はわかりやすい。XML フォーマットで法令をオンライン上掲載することは、Machine-readable ではあるが、Machine-consumable ではないとされている。現時点では、包括的に Machine-consumable な形で立法を行おうとしている国は存在しない。

図表 3-4 Consuming rules



Note: With only a natural language, human readable form of government rules, entities have to interpret and translate rules into coded forms (which can create inconsistencies or errors) multiple times. Figure 2.2 Shows how creating an official, machine-consumable version of rules could enable their more consistent consumption and use by government (and its agencies), business and people by minimising the translation gap.

出典 : OECD/James Mohun, Alex Roberts(2020),Cracking the code: Rulemaking for humans and machines,<https://www.oecd.org/innovation/cracking-the-code-3afe6ba5-en.htm>

RaC が必要となる背景として、解釈が不公平となるリスクにより、政策的な意図とその執行が乖離するリスク、ルールの複雑化、非生産性（国民が自ら解釈してシステムに組み込む必要性等）があげられている。RaC の推進により、こうした課題の解決につながるとされている。具体的には、以下のような利益があると指摘されている（図表 3-5）。政策的な意図と執行の乖離のリスクを減らすこと、透明性を強化すること、国民が法律家等を頼らずに権利・義務を理解できるようにすること、公平性の確保、リスク（立法当初の目的が、時が経つにつれ不明確となるなど）の低減、政府内や政府間での相互連携、またイノベーション強化につながるとされている。

図表 3-5 Main potential benefits of RaC

Benefit	Description
Better policy outcomes and enhanced service delivery	By reducing the need for interpretation and translation of rules between their human-readable and machine-consumable forms, and by making these interpretations more visible and explicit, RaC could minimise the gap between policy intent and implementation. This could deliver better policy outcomes and enhance service delivery.
Greater transparency	By making the process of rule creation more transparent, for example, by exposing the coded rules, as well as any desired and actual changes to these, citizens and lawmakers could have greater visibility over how rules are made. The provision of a machine-consumable version of government rules could also facilitate greater transparency indirectly i.e. by enabling the creation of applications, tools and services that help people understand government obligations and entitlements. RaC could also encourage new forms of citizen engagement in the rulemaking process.
Disintermediation and agile government	RaC extends the trend towards disintermediation enabled by digital technologies into the domain of the law and, by extension, public administration. By making rules more accessible and comprehensible (for both humans and machines), users of rules will have less need to rely on (costly) experts (such as lawyers) to understand their rights and responsibilities.
Improved consistency and fairness	An official set of machine-consumable rules, made available to be consumed by third parties, is likely to increase the consistency of their application. This could improve fairness and confidence in the rules.
De-risking	The current system of rulemaking creates risk by having individuals hard code rules into multiple, distinct systems. Over time, this knowledge can be lost and the reasoning behind the original coding decisions can become opaque. This can create system risk for the entities, as well as for governments (e.g. because of noncompliance).
Interoperability and efficiency	Creating a set of shared and consumable rules could drive greater interoperability between all levels of government (and potentially even between nations). Additionally, the reduced need for manual translation of rules by individual actors, manual updating of rules and time between policy development and service delivery could deliver efficiency gains for governments and third parties alike.
Innovation	Opening up the rules of government for third party use and consumption could help encourage public innovation, not least in terms of supporting innovation in public service delivery.

出典：OECD/James Mohun, Alex Roberts(2020),Cracking the code: Rulemaking for humans and machines,<https://www.oecd.org/innovation/cracking-the-code-3afe6ba5-en.htm>

RaC は、政府がルールを形成するという方法そのものを根本的に変えていく可能性がある概念であるとされている。また、政府のデジタル化と密接に関連しており、その重要な要素であると位置付けており、政府の機能そのものを改善していくものであるとされている。また、RaC は万能薬というわけではないが、ルールの品質そのものを改善するための技術とイノベーションについて、検討の機会を与えるものにもなるとされている。

OECD の本ペーパーは、世界における RaC の動向も含めて概括的に現状が記載されており、日本における RaC の検討にも参考になると思われる。

- オーストラリア

Rules as Code の先端的な取組として、ニューサウスウェールズ州の取組があげられる。同州では、2018 年から、Policy Lab と digital.nsw Accelerator Lab という組織が共同で、

RaC のツールキットを開発している。

2020 年には、Community Gaming Regulation 2020 という法律の RaC を作成した。これは、NSW Fair Trading の Web サイトにおいて「Smart questionnaire」として利用できる。ここでは、ユーザーは自らの活動が法的に可能か（政府への申請が必要か）否かを確認できる。

具体的には、下図のように簡単な質問に答えていくと、自分が行おうとしている活動が規制対象となるかについて回答を得られるというものになっている。

図表 3-6 Web 上の質問入力・回答画面

（質問入力）＊5～10 程度の質問に回答する

出典：NSW Fair Trading Web サイトより

- 米国

スタンフォード大学のロースクールにおいて、CodeX⁹というプロジェクトが有名である。リーガルテクノロジーの進化を目的として、研究者、法律家、起業家、技術者が共同で研究を行うもので、RaC や法的理論の機械化が研究されている。

⁹ <https://law.stanford.edu/codex-the-stanford-center-for-legal-informatics/complaw-corner/>

Computational Law と呼ばれる法や規制の遵守を評価・強化するためのシステムの開発に焦点が当てられている。なお、法のみならず、契約、企業における社内規則や、ゲームのルール等、様々なルールに適用される概念であるとされている。

ここでは複数のプロジェクトが設置されており、例えば Computational Antitrust のプロジェクトについては、競争法における手続の自動化の開発を検討している。また、Computational Law のプロジェクトでは、政府の規制を中心に、法的な論理プロセスの自動処理、規制分析、ユーザーインターフェースの開発などを行っている。

- ニュージーランド¹⁰

Better Rules プロジェクトという RaC のプロジェクトが行われている。政府（the Ministry of Business, Innovation and Employment）は、Better Rules プロジェクトは「政府にコンセプトモデル、ディシジョンツリー、ルールとして表現されるロジックを作り出すことを可能とする」ことを目的としている。2018 年に、政府も参加しつつ Service Innovation Lab と Better for Business という組織が開催した 3 週間の活動が、このプロジェクトの始まりであったが、ここではビジネス法、ビジネス研究者、立法担当者、サービスデザイナー、政策の専門家、ソフトウェアのデベロッパーなど、多方面の専門家が集まって検討が開始された。このプロジェクトの後、Service Innovation Lab は、2 つのユースケースでコード化を行った。一つは、親や養育者が得られる金銭的な援助を評価するツール、もう一つは、低所得者の納税者が得られる還付金の計算であった。

- フランス

2011 年に、“OpenFisca” が開発された。これは、“free, reusable, modular open source project… allows modelling of legislation in code to improve the transparency of, and access to, the law” というものであると説明されており、法令をコード化するためのツールである。Beta.gouv.fr, Etalab と ANCT という組織により共同で運営されている。主に、税と社会保障に分野を目的としているが、その他の政策にも利用することは可能となっている。オープンソースであるため、誰もが Code の開発に関与できる。2018 年時点で、3963 件のコード化されたフランスの法令等が含まれている。

技術的には、Python と Numpy により構成される。フランス政府だけでなく、ニュージーランド、バルセロナ、カナダ、チュニジア、イタリア、セネガル、ニューサウスウェールズ州（オーストラリア）なども利用している。

フランスでは、税と社会保障のコード化により、7 分以内に 30 の項目（給付等）の該当性を確認できるようになっている。また、beta. Gouv. Fr’ s Mon Entreprise のウェブサイトでは、雇用した場合の労働コストの簡易計算など、事業を行うに際してのシミュレータ

¹⁰ <https://oecd-opsi.org/innovations/better-rules-better-outcomes/>

一を提供している。

- カナダ

2020 年前半から、カナダ政府においても RaC の検討が始まった。ここでは、カナダ労働標準規則（Canada Labour Standards Regulations）の 12 及び 13 条を中心として RaC 化することが検討されており、休暇手当の権利とその計算を対象としている。法律家、立法担当者、デザイナー、コード化するデベロッパーその他の専門家による多専門のチームによりワークショップが開かれた。検討のプロセスは、まず規制におけるキーコンセプトを明らかにすることから始め、ルールをイエスかノーで回答できるロジックツリーを作成した。例えば、医療目的の休暇が休暇手当の支払いにどのように影響するかなどが考慮される。毎週の検討のためのセッションはオープンで行われ、検討のプロセスは透明性を意識して行われた。

- 考察

RaC は、まだ概念自体も明確に固まっていない、世界的にも議論が始まったばかりの取り組みである。OECD のペーパーでも指摘されているように、実現すればさまざまなメリットがある。各国の議論を踏まえ、日本で推進していくために押さえておくべきと考えられる要素を以下にまとめる。

まず前提として、Machine-readable と Machine-consumable、または機械判読性と RaC の概念の区別は重要である。RaC は、単に XML 等によりコンピュータが読み取れる（機械判読性が可能となる）ということに留まるものでなく、コンピュータが利用できるという概念である。つまり、法令の文言を自然言語からロジックツリー化し、コード化するという概念である。そのため、一つの法令を RaC 化するということは、法令のロジックを整理し、これをロジックツリー化するという作業が必要となる。その上で、これをコード化することとなる。

RaC は、既に従来から進んでいる側面もあり、全く新しい概念というわけでもない。例えば、確定申告のために税金をある程度自動的に処理するといったことは、ある意味で税法のロジックツリー化とコード化であり、RaC とも言える。しかし、AI 等の技術の進化により、幅広い範囲で実用化される可能性が出てきたことで、大きなポテンシャルが見出されてきたため、新たな概念として世界的に議論がされ始めているものであると考えられる。例えば、海外においては、将来のマネロン対策（犯罪収益移転防止法）において、マネロン関連の法令の RaC と企業のマネロン対策のシステムを連携させることで、法令改正がなされた際に手動によるシステム改修を行わなくても、自動的に企業のシステムが連動するといったことが将来像として語られることがある。こうしたコンプライアンス体制が実現すれば、企業のコスト低減のみならず、法令の解釈を容易に確認できることから、国民や企業間における公平性にもつながる他、国全体のコンプライアンス体制の底上げにもつながる。一方

で、コンセプトが議論されているような初期的な段階であり、乗り越えるべき課題も多い。

第一に、法令の整理をロジックツリー化する省庁の担当者や法律家と、これをコード化するエンジニアなどが一体となった複数の専門家による混成チームによる共同作業が必要となり、また当初は非常に労力を伴う作業となることが想定される。多くの法令を効率よく RaC 化し、また一部のチームだけでなく各省庁において所管法令を RaC していくという将来像を目指すのであれば、まずは実証的に複数の法令を RaC 化するプロジェクトを立ち上げるとともに、作成プロセスを省力化していくための作業標準を作成していく必要があると考えられる。

第二に、判断に裁量の余地のある法令と、ロジックが明確な法令により、RaC に馴染みやすいか否かは検討が必要であると思われる。例えば、税法や補助金などは適用の可否などが明確である。一方で、例えば各業法における「業として」の判断や違法性の判断など、ケースバイケースの判断が必要となるような概念では、比較的難易度は高く、実現させるためには多数の事例を AI 等で読み込むといった対応が必要となるかもしれない。まずは、ロジックが明確な法令が優先的に RaC 化されることが考えられる。将来的に、仮に RaC が主流となった場合は、法令そのもののあり方を捉え直す必要も生じるかもしれない。つまり、条文を曖昧な概念とせず、明確なロジックで整理できるようにすべきということになると思われる。ただし、これは判断に裁量の余地を持たせる性能規定よりも、明確に規制を定められる仕様規定が嗜好されるということにもなりかねず、仕様規定化への逆流はかえってイノベーションの阻害となる。こうした観点を踏まえて、RaC をどこまで広げるべきかは、あるべき規制のあり方とセットで議論されるべきこととなると考えられる。すなわち、RaC の推進は、立法の在り方そのものの議論を行う契機にもなる。

第三に、RaC の効力として、コードにミスが生じた結果、本来は違法なのに合法であると RaC が判断した場合、当該判断に従った国民や企業の責任はどうなるかといった課題も出てくるであろう。少なくとも当面は、RaC はあくまで参照のためのものであって、ルール根拠となる原本はテキストによる法令そのものであるという前提になると思われる。ただし、RaC を信じて行為を行った場合は、過失責任が小さくなる等の配慮が行われることにはなるだろう。

こうした課題はあるものの、これらはアプローチの仕方次第で対応できるとも考えられる。また、税や補助金の他にも、許認可の必要性など、RaC 化に馴染む法令（または法令の一部の条項）は多い。実際に、前述の通り、オーストラリアのニューサウスウェールズ州では、許認可の要否について RaC 化が行われた。また、特に刑罰規定が付されている条項は、本来は憲法でも明確性が求められるのであって、ロジックは本来的に明確でなければならない。こうしたものについては、国民が自己の行動の違法性を明確かつ迅速に確認できるようにするためにも、中長期的に RaC 化されることが検討されて然るべきである。また、高度に裁量を与えられる法令であっても、AI 等を進化させていくことができれば、過去の膨大な裁判事例や行政処分事例などを AI に読み込ませることにより、より公平な判断が可能と

なるかもしれない。ただし、こうした場合は、判断の根拠がブラックボックスにならないようにする配慮も必要である。この透明性の観点では、フランスの Open Fisca のように、少なくとも外部のエンジニアが内部のロジックを確認できるようなオープンソースにより開発していくことが重要になると思われる。日本でも RaC を推進するとすれば、まずは複数の専門家を混成としたチームを形成し、条項の曖昧さが小さくロジックツリーを作りやすい法令をピックアップした上で、実証的に RaC 化を数本作成し、知見をためていくというプロセスが第一ステップになると考えられる。

② アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）

一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づく EBPM を徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること¹¹。

②-1 一律の様式、手法や基準(定期点検・検査等)を撤廃し、求める性能のみ規定することでリアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること

検討 4 性能規定について

本項目においては、「一律の様式、手法や基準を撤廃し、求める性能のみ規定する」、いわゆる性能規定について考察を行った。

- 性能規定とは、一律の様式、手法や基準ではなく、求める性能のみ規定し、性能を充足させるプロセスは不問とする規定をいう。
一方、仕様規定とは、規制内容が、必要な技術的要件を詳細に定めるもの（技術中立的でないもの）をいう。
- 民間事業者の技術開発の促進、技術競争による品質向上等¹²のためには、事業者にとって自由度がより高い性能規定が適していると考えられる。つまり、イノベーションという観点からは性能規定が適当である。また、専門的な分野では、政府が一律に細かいルールを定めるよりも、事業者が個別の現場等に応じて柔軟に判断を行えるようにした方が、安全性等の規制目的に照らして効果的な対応ができると考えられる。
- 性能規定は、新しい概念ではなく、数十年も前から議論されてきている概念である。過去に遡ると、1998 年から 2000 年にかけて、建築基準法が「確認検査の民間開放」と「性

¹¹ 脚注 2 に同じ

¹² 社団法人日本建築学会建築法制委員会「建築基準法の性能規定化のあり方に関する提言」（2007 年 3 月）：<https://www.aij.or.jp/scripts/request/document/070316-1.pdf>

能規定化」を目的として大幅な改正が行われた（以下「2000年改正」という）。

2000年改正における「性能規定化」の基本的内容は、特定の構法や材料の使用を前提とした「仕様」による基準を廃止し、建築物が本来備えなければならない「性能」によって基準を定めるものであった¹³。改正の背景として、戦後の建築基準法令は、許認可権者による自由裁量の余地を少なくするため、技術基準の具体化・客観化を強力に推進しており、これが「仕様規定」と呼ばれるものであった。しかし、仕様規定は硬直的であって、技術の進歩に柔軟に対応することができないという欠点があった。そこで、2000年改正により、要求性能を主体とする技術基準へと切り替えた、これが「性能規定化」である¹⁴。なお、性能規定化はなされたものの、対象が防火対策の一部に限定されていたため、当時から不十分であるとの指摘もあったようである。

- 同年の建築基準法の性能規定化の改正骨子は以下のとおりである¹⁵。
 - ① 技術基準としては、本来要求される性能を前提として定められるべきものであるから、その要求される性能の定義を明確なものとする（法律レベル）。その結果、耐火性能、不燃性能、防火戸の遮炎性能、浄化槽の汚物処理性能など多くの要求性能が明らかにされた。

（例）

建築基準法

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

- ② これらの要求性能を満たす政令で定める技術的基準に適合するものとする（政令レベル）

建築基準法施行令

（不燃性能及びその技術的基準）

第一百八条の二 法第二条第九号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間次の各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしていることとする。

- 一 燃焼しないものであること。
- 二 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。
- 三 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

¹³ 上記脚注に同じ

¹⁴ 「建築基準法における性能規定化」高木任之（安全工学、2002年）：
https://www.jstage.jst.go.jp/article/safety/41/5/41_296/_pdf/-char/ja

¹⁵ 上記脚注に同じ

- ③ 従前の仕様規定で適合するものとされていたもので改めて適合と判定されるものについて、告示として公示

平成十二年五月三十日建設省告示第千四百号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。

不燃材料を定める件 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百八条の二各号(建築物の外部の仕上に用いるものにあつては、同条第一号及び第二号)に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

一 コンクリート

二 れんが

三 瓦

四 陶磁器質タイル

五 繊維強化セメント板

六 厚さが三ミリメートル以上のガラス繊維混入セメント板

七 厚さが五ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板

八～十七 略

- ④ 要求性能は有すると思われるが、前記の告示に含まれていなかったものについて、「国土交通大臣の認定」を受けることによって適法化

建築基準法

(建築材料の品質)

第三十七条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの(以下この条において「指定建築材料」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本産業規格又は日本農林規格に適合するもの

二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

- ⑤ 一般的な要求性能にはなじまないが、新技術の導入・開発が予測されるものについては、その「検証法」を導入。稀な事例であっても、将来の新技術開発の芽をつむ結果となつてはならないとの考え方に基づくものである。

建築基準法

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 耐火構造であること。
- (2) 次に掲げる性能(外壁以外の主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。)に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - (i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
 - (ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

建築基準法施行令

(耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準)

第百八条の三 法第二条第九号のニイ(2)の政令で定める技術的基準は、主要構造部が、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 主要構造部が、次のイ及びロ(外壁以外の主要構造部にあつては、イ)に掲げる基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものであること

2 前項の「耐火性能検証法」とは、次に定めるところにより、当該建築物の主要構造部の耐火に関する性能を検証する方法をいう。

以下略

- この性能規定化は以下の要素により結果的に成功したとの指摘もある¹⁶。
 - ① ベースは性能規定化であるが、従来からの仕様規定で適法とされていた材料・構法を大臣が告示として認めそれらを性能規定化後も適法とした(仕様規定として長所を温存)
 - ② 新技術の開発については、要求性能を満たすことの検証法を詳細に定めて明示したので、それにより検証を行ったものは、旧法 38 条による大臣認定等の手続きを要せず、ただちに建築主事が確認できるものとした(検証法の規定)
 - ③ ①の告示に含まれなかったもので、民間の発行する性能評価書に基づいて行う大臣の認定により適法性が与えられる(大臣認定)
- 上記の改正は、今後他法令で性能規定化を進めていく場合は、一つの参考になると思われる。ただし、このような性能規定化の方法が全ての法令で適当かどうかは検討が必要である。というのも、上記の不燃材料に関する改正は、「性能」を明らかにすることは実現しているものの、従来の仕様規定で適法とされていたものが告示により引き続き定められ、また告示に定められていないものは大臣の認可を必要としている。これは、実質的には依然として仕様規定とも言えるものである。不祥事が定期的に発生する建築基準法の世界では、完全な性能規定化には慎重になる面があるのかもしれない。しかし、本来の性能規定は、求める性能水準のみを定めて、仕様については広く事業者の裁

¹⁶ 脚注 14 に同じ

量による対応を認めるものである（技術ごとの認可などは想定されない）。その上で、何らかの問題を起こした事業者には、厳しい事後的な執行を行う事後規制の強化を併せて行っていくということが基本的な考え方である。

- 建築基準法に性能規定が導入されて 20 年が経つが、上記以外の多くの規定は仕様規定のままであり、性能規定化への転換は十分に進んでいないが現状である。その理由としては以下が考えられる¹⁷

- ① 性能規定となると、規定が抽象的になり、法令が求める要求性能を満たすか否かが不明確となる。これにより、実務者にとっても、適合性の判断がしにくくなる。
- ② 判断基準が不透明化してしまい、かえって行政の裁量も入りやすい余地を作り出してしまうことになる

結果、指針となるパラメーター（補助規定）が必要となり、これにより客観性が増すが、その結果仕様規定と変わらない結果となってしまうことが考えられる。

- 確かに、性能規定では、法令の要求を満たしているか否かの判断基準が不明確となるため、保守的な法令遵守のために詳細な仕様規定を求める事業者も多いという事情があることは否定できない。性能規定は、新たな技術を導入しようとする事業者にとっては規制緩和とも言えるが、一方で、仕様を明確化してそれを満たすだけで適法になるということを求める多くの事業者の観点からは、規制強化とも言えるものであると認識することは重要である。すなわち、性能規定では国が仕様を事細かに定めないため、事業者は、規制の目的である性能を達成するために個々の状況に鑑みながら、自らの責任のもとで試行錯誤しながら対応する注意義務が課されるということと同義である。政府の仕様さえ守っていれば適法ということにならず、自らの判断で規制の目的を達成する側面が出てくるため、その意味で責任は増加する。また、性能規定においては、事前の制約が減少する分、事後規制を強化すべきということが常にセットで議論される。したがって、業界からは反対の声があがるケースも覚悟しなければならないし、こうした側面があるために数十年も議論されながら実際には進んできていないという背景もあると考えられる。
- しかし、「仕様」は本来手段であって、実現する規制のゴールである「性能」が目的なのであるから、詳細な仕様規定を形式的に遵守したとしても、「性能」を実現できない「仕様」の遵守は意味がない。つまり、規制目的を十分に達成するという観点からは、事業者は、本来「仕様」を満たすだけでは不十分であり、個々の現場に応じて規制目的である「性能」を実現することが必要である。また、政府が「仕様」を完璧・迅速に設定・変更できるのであればそうした懸念は払拭できるが、社会の変化が著しくなり、かつ政府における人材不足が課題になってきている状況において、そうした対応ができなくなっているということがこの議論の背景にある。事業者の創意工夫を発揮し

¹⁷ 脚注 14 に同じ

て規制目的をより効果的に実現していくためには有効な考え方であるし、技術の発展が著しい現在の経済社会においては性能規定化をすることが必要であることは多くの方々の共通認識であると考えられるため、政府と民間事業者がともに覚悟を持って性能規定化に踏み切ることが必要であると考えられる。

②-2 資格要件としての学歴、経験や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること

検討5 学歴要件規制について

本項目では、資格要件として学歴要件等規制を、以下8つのカテゴリーに分類して整理した（図表3-7、3-8）上、改正に向けた考え方について考察した。

- 背景：規制で求めるさまざまな資格において、学歴や業務経験等により受験資格や配置制限を行っている。しかし、例えば、〇〇学部を卒業していた場合と、そのような要件がない場合とで配置の可否を分けるといった区別が必ずしも合理的ではない事例もある。もちろん規制で求める能力を正確に規定し、その能力を実質的に判断できる要件を定めることができればベストであるが、実際にはそうした判断が難しいため、学歴要件等で代替している現状があることは理解できる。しかし、人材不足により多くの業種でかえって適切な対応が難しくなっていること、講習の受講等で必要な知見を確保することも考えられることから、このような一律基準については可能な限り廃止することが検討されるべきである。複数の法令を確認し、学歴要件等については以下の8つのカテゴリーに分類した。

図表 3-7 学歴要件等規制—類型の整理—

学歴要件等規制 一類型の整理一 * 1つに限定されているケースは少なく、複数を「又は」で許容するものが多い

	類型	例
カテゴリー1	資格（学歴の受験資格＋試験のもの）	医師、薬剤師
カテゴリー2	学歴＋実務経験	医療機器等総括製造販売責任者、建設業法の専任技術者
カテゴリー3	実務経験＋試験（学歴の受験資格無し）	浄化槽の技術管理者
カテゴリー4	実務経験＋講習	医療機器責任技術者
カテゴリー5	学歴	食品衛生管理者
カテゴリー6	実務経験	建設業法の専任技術者、倉庫管理主任者
カテゴリー7	試験（学歴の受験資格無し）	エネルギー管理士、貸金業務取扱主任者
カテゴリー8	講習	倉庫管理主任者

- 事例

図表 3-8 学歴要件等規制—各カテゴリーの事例—

カテゴリー1：資格（学歴の受験資格＋試験）

項目	法令名	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
医師免許	医師法	法 2 条、 11 条 1 号	・医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し…なければならない。 ・（受験資格）大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者	厚労省
薬剤師免許	薬剤師法	法 3 条、 15 条 1 号	・薬剤師の免許は、薬剤師国家試験に合格した者に対して与える。 ・（受験資格）学校教育法に基づく大学において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者	厚労省

カテゴリー2：学歴＋実務経験

項目	法令名	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
医療機器等総括製造販売責任者の基準	薬機法	規則 114 条の 49 第 1 項 2 号	旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者	厚労省
専任技術者	建設業法	法 7 条 2 号イ	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの	国交省

カテゴリー3：実務経験＋試験（学歴の受験資格無し）

項目	法令名	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
技術管理者の資格	浄化槽法	規則 8 条、 法 46 条	浄化槽管理士の資格を有し、かつ、…浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し二年以上実務に従事した経験を有する者…。浄化槽管理士試験は、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能について行う	環境省

カテゴリー4：実務経験＋講習

項目	法令名	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
医療機器責任技術者の資格	薬機法	規則 114 条の 53 第 1 項 3 号	医療機器の製造に関する業務に五年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者	厚労省

カテゴリー5：学歴

項目	法令名	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
食品衛生管理者	食品衛生法	法 48 条 6 項 2 号	学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者	厚労省

カテゴリー6：実務経験

項目	法令名	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
専任技術者	建設業法	法 7 条 2 号ロ	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し十年以上実務の経験を有する者	国交省
倉庫管理主任者	倉庫業法	法 9 条 1 項 1 号、2 号	・倉庫の管理の業務に關して二年以上の指導監督的実務経験を有する者 ・倉庫の管理の業務に關して三年以上の実務経験を有する者	国交省

カテゴリー7：試験（学歴の受験資格無し）

項目	法令名	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
エネルギー管理士	省エネ法	法 51 条 1 項 1 号	エネルギー管理士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、経済産業大臣がこれを交付する。 エネルギー管理士試験に合格した者	経産省
貸金業務取扱主任者	貸金業法	法 24 条の 25 第 1 項、2 項ただし書	資格試験に合格した者は、内閣総理大臣に対し、貸金業務取扱主任者の登録を申請することができる。 (講習…を受けなければならない。)ただし、資格試験に合格した日から一年以内に主任者登録を受けようとするときは、この限りでない。	金融庁

カテゴリ8：講習

項目	法令名	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
倉庫管理主任者	倉庫業法	規則 9 条 1 項 3 号	倉庫業者の選任する倉庫管理主任者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 国土交通大臣の定める倉庫の管理に関する講習を修了した者	国交省

● 法令の改正に向けた考え方

- 人手不足が深刻化する中、学歴又は実務経験の要件は取得に一定の年月を要するため人材が少ない上、これらの要件を満たすことが必ずしも必要な技能の有無とはつながらない（学歴や実務経験があっても必要な技能が足りない者もいれば、学歴や実務経験がなくても必要な技能を有する者もいる）。
- また、学歴や実務経験を要件とするよりも、（学歴を前提としない）試験や講習を要件とする方が、人材プールは大きくなりやすく、またその内容を充実させることで実質的に必要な能力を有する者を選任しやすくなると考えられる。加えて、最終的に責任を負う事業者自身が、自らの判断で必要な能力を有する者を選任できるようにすることも考えられる。
- そのため、以下の方向性として考えられる。
 - ① 学歴又は実務経験の規定については、原則として、試験又は講習（代替的に社内の教育体制を要求することも考えられる）により代替することを検討
 - ② 引き続き学歴又は実務経験を要求する法令については、①講習（オンライン含む）を要件とすることで条件や年数を緩和し、かつ②すべて「その他適正に業務を行うために必要な能力を有する者」との性能規定の条項を設ける、ことを検討。
- なお、「〇〇大臣が前〇号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者」との規定が既存法令に複数存在するが、大臣の認定を要求すると実質的に認定される範囲が限定されることから、認定は求めないこととすべきである。
- これらは、いずれも直ちに直しに着手できることであると考えられる（短期的な方向性）。

（参考）規制改革推進会議「当面の規制改革の実施事項」（令和3年12月22日）

現行の医療機器等総括製造販売責任者の資格要件について、諸外国の状況も含めた実態の把握を行い、SaMD の適切な製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行うための課題を明らかにした上で、資格要件として定められている学歴に該当しない場合の対応として、オンラインでの研修等を含めて検討する。

②-3 AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること

②-4 AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた体系的な仕組みを整備すること

③ 官民連携原則

公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること¹⁸。

③-1 行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI/UXやサービス活用を基本とすること(GtoBtoC)

③-2 公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること

行政が保有するデータや、医療・教育等の準公共分野のデータについては、そのデータ基盤をAPI公開することで、民間における業務の効率化やユーザーの利便性の向上、さらにはイノベーション創出につなげていくことが重要である¹⁹。

本項目では、諸外国のデジタル化の取り組みを立法の観点から調査した。

検討6 デンマークの取り組み（行政サービス提供基盤、API公開）

行政サービスの提供基盤について

- デンマークは、国連の世界電子政府ランキングで2020年に1位²⁰、IMDのデジタル競争力ランキングで2020年に3位、2021年に4位²¹になるなど、政府における「デジタル・ガバメント」が積極的に推進されている。デンマークにおけるデジタルガバメントの推進は、基本的に市民中心のサービス設計となっており、行政の効率化のため、利用者側の視点からサービスデザインに基づき設計され、産業界のみならず公的セクターにおいてもデザイン思考が導入されている²²。

¹⁸脚注2に同じ

¹⁹総務省 API公開の効果と課題：

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd133120.html>

²⁰2020 United Nations E-Government Survey：

<https://www.un.org/development/desa/publications/publication/2020-united-nations-e-government-survey>

²¹IMD：<https://www.imd.org/centers/world-competitiveness-center/rankings/world-digital-competitiveness/>

²²日本総研「デンマークのデジタル・ガバメント」（2020年11月2日）：

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/12196.pdf>

- そして、デンマークでは、公的セクターからの文書の受け取りの際のデジタル化について定めるデジタルポスト法（別紙参照）で、以下のように、個人及び法人に対して、デジタルポストと呼ばれるデジタルメールシステムを通じて公的セクターからの文書を受け取ることが義務化されている。これにより、デジタル手段の利用を義務付けることと併せ、市民にとっての使いやすさや利便性を考慮することで、デジタル化への移行を強力に進めていることがデンマークの特徴である。

個人の利用義務

the Digital Post Act

§ 3. Fysiske personer, der er 15 år eller derover, og som har bopæl eller fast ophold i Danmark, skal tilsluttes Digital Post, medmindre personen fritages for obligatorisk tilslutning, jf. § 5, stk. 1 og 3.

§ 3. Natural persons who are 15 years or older and who have a residence or permanent residence in Denmark shall be connected to Digital Post, unless the person is exempted from mandatory connection, cf. § 5, subsections 1 and 3.

第 3 条 15 歳以上で、デンマークに居住地または永住権を持っている自然人は、利用義務が免除されていない限り、デジタルポストを利用しなければならない(第 5 条 1 項および 3 項を参照)。

法人の利用義務

Stk. 2. Juridiske enheder med cvr-nummer, jf. lov om Det Centrale Virksomhedsregister, skal tilsluttes Digital Post, medmindre den juridiske enhed fritages for obligatorisk tilslutning, jf. § 5, stk. 4.

2. Legal entities with a CVR number, cf. the Central Business Register Act, shall be connected to Digital Post, unless the legal entity is exempted from mandatory affiliation, cf. section 5, subsection 4.

2.CVR 番号を持つ法人は、中央ビジネス登録法を参照して、利用義務が免除されていない限り、デジタルポストを利用しなければならない(第 5 条 4 項を参照)。

- 一方で、同法では、デジタル化への対応が難しい高齢者等にも配慮して、以下のように、デジタルポストの利用義務の免除に関する規定も置いている。

個人

§ 5. Finansministeren fastsætter regler om fritagelse af fysiske personer fra obligatorisk tilslutning til Digital Post efter § 3, stk 1, for så vidt angår kommunikation om forhold, der ikke er omfattet af stk 3, hvor der foreligger særlige omstændigheder, som kan bevirke, at en person er hindret i at modtage sin post digitalt. En anmodning om fritagelse fra en person, der ikke længere

har bopæl eller fast ophold i Danmark, jf. § 3, stk 4, medfører altid fritagelse.

§ 5. The Minister of Finance lays down rules on exemption of natural persons from mandatory connection to Digital Post pursuant to § 3, subsection 1, with regard to communication on matters not covered by subsection 3, where there are special circumstances, which can cause a person to be prevented from receiving his mail digitally. A request for exemption from a person who no longer has a residence or permanent residence in Denmark, cf. section 3, subsection 4, always entails an exemption.

§5 財務大臣は、第 3 項が適用されない通信で、電子メールの受信ができない特別な事由を有する自然人に関して、第 3 条 1 項に基づく自然人のデジタルポスト利用義務を免除するための規則を定めるものとする。デンマークに居住地または永住権を持たなくなった者からの免除の申請（第 3 条 4 項参照）があった場合は、必ず免除されるものとする。

法人

Stk. 4. Erhvervsministeren kan fastsætte regler om fritagelse af juridiske enheder fra obligatorisk tilslutning til Digital Post efter § 3, stk. 2, hvis der foreligger ganske særlige omstændigheder, som kan bevirke, at en juridisk enhed er hindret i at modtage sin post digitalt.

4. The Minister of Business and Industry may lay down rules on exemption from legal entities from compulsory affiliation with Digital Post pursuant to section 3, subsection 2, if there are very special circumstances which may result in a legal entity being prevented from receiving its post digitally.

4.産業大臣は、法人が電磁的方法による受領ができない非常に特別な事由がある場合、第 3 条 2 項に基づき、デジタルポストとの利用義務からの法人の免除に関する規則を定めることができる。

- 日本では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる、マイナンバー法）附則 6 条において、「マイナポータル」が位置付けられている²³。これは、政府が運営する Web サイトとして、主に①マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイトで、②自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスを提供する機能を有する（マイナンバー法附則 6 条 4 項各号）。もっとも、このマイナポータルには、利用義務はなく、マイナンバーカードの交付率も 2022 年 3 月 1 日時点で 42.4%²⁴と義務化されているデンマークと比較すると利用率は低い。
- コロナ禍において、給付金や助成金等支援策に係る申請などで浮き彫りとなったデジタル化への課題²⁵について、手続きの迅速化を図る上でも、デンマークの事例を参考に、

²³マイナポータルで提供可能な API 機能について（内閣官房番号制度推進室他）：
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/kosodate/dai1/siryoku4.pdf>

²⁴マイナンバーカード交付状況（総務省）：
https://www.soumu.go.jp/koinbango_card/kofujokyo_07.html

²⁵令和 2 年 9 月 3 日デジタル改革関係閣僚会議資料（デジタル化の現状・課題）：

マイナポータルの利用を義務化して、マイナポータルを通じて公的セクターからの文書等の受け取りを行うといったルールを創設することも一つの手段としては考えられる。

- なお、パーソナルデータの取り扱いに関するセキュリティも課題になるが、デンマークでは、以下のように本人が許可をすることで第三者への閲覧アクセス与えるルールとするなどの規定を設けている。

§ 6. Fysiske personer og juridiske enheder, der er tilsluttet Digital Post, kan tillade, at andre kan læse meddelelser, der er sendt til eller fra vedkommende i postløsningen, medmindre dette er udelukket efter anden lovgivning. Tilladelse gives ved at anvende rettighedsstyring til at angive, hvem der skal have læseadgang.

§ 6. Natural persons and legal entities connected to Digital Post may allow others to read messages sent to or from the person in question in the postal solution, unless this is excluded by other legislation. Permission is granted by using rights management to specify who should have read access.

第 6 条. デジタルポストを利用する自然人および法人は、他の法令で除外されていない限り、郵便方法(デジタルメールシステム)内で当該者との間で送受信されるメッセージを他者が閲覧することを許可することができる。許可は、閲覧権者を指定する管理権によって付与される。

API 公開について

- デンマークでは、公的セクターが保有するデータの公開について規定する、公共部門情報の再利用に関する法律(別紙参照)第 7 条 3 項において、公的セクターが適切な API (アプリケーション・プログラミング・インターフェース) を介してデータを再利用できるようにする義務を課している。

the Act on the re-use of public sector information

Stk 3. Offentlige myndigheder gør dynamiske data tilgængelige for videreanvendelse umiddelbart efter indsamlingen via egnede API-grænseflader og, hvis det er relevant, i form af massedownloads.

3. Public authorities make dynamic data available for re-use immediately after collection via appropriate API interfaces and, if applicable, in the form of mass downloads.

3. 公的機関は、適切な API インターフェースを介し、また適用できる場合は大容量ダウンロードの形式で、取得後直ちにダイナミックデータを再利用できるようにするものとする。

§ 3.

Stk 7. Ved »dynamiske data« forstås dokumenter og datasamlinger i digital form, som er genstand for hyppige opdateringer eller realtidsopdateringer.

7 “dynamic data” means documents and data collections in digital form, which are subject to frequent updates or real-time updates.

7「ダイナミックデータ」とは、頻繁な更新またはリアルタイムの更新の対象となるデジタル形式の文書およびデータコレクションを意味する。

- 日本では、デンマークのように、API 公開に関して、官民データ活用基本法やマイナンバー法において API 公開を義務付ける規定は見当たらない。
一方、マイナポータル API は、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対しても公開されている²⁶。今後、マイナンバーカードの交付率が向上し、API 活用もさらに進めば、金融（保険・ローン申し込み）、引越しの際の手続き、給付金への活用など、新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることを期待されている²⁷。

検討 7 英国の取り組み（公的セクター情報の Re-use について）

- 英国も、国連の世界電子政府ランキングで 2020 年に 7 位²⁸、IMD のデジタル競争力ランキングで 2020 年に 13 位、2021 年に 14 位²⁹であるなど、「デジタル・ガバメント」先進国である。英国では、公的部門情報再利用規則（RPSI）（別紙参照）において、以下の特徴的な規定を置いている。

➤ 適用範囲

国や地方自治体だけでなく、一部民間企業も対象となっている。

The Re-use of Public Sector Information Regulations 2015

3.-(1)

(aa) a corporation established or a group of individuals appointed to act together for the specific purposes of meeting needs in the general interest, not having an industrial or commercial character, and—

(aa) 一般的な利益のためのニーズを満たすという特定の目的のために共同で行動するために設立された企業または個人のグループであって、産業的または商業的性格を持たないものの

(i) financed wholly or mainly by another public sector body; or

²⁶ 「マイナポータル API 仕様公開」: <https://myna.go.jp/html/api/index.html>

²⁷ 脚注 23 に同じ

²⁸ 脚注 20 に同じ。なお、日本は 14 位。

²⁹ 脚注 21 に同じ。なお、日本は 2020 年 27 位、2021 年 28 位。

- (i) 全体的または主に別の公的機関によって資金提供されているもの
- (ii) subject to management supervision by another public sector body; or
(ii) 別の公的機関による管理監督の対象となるもの
- (iii) more than half of the board of directors or members of which, or in the case of a group of individuals, more than half of those individuals, are appointed by another public sector body;
(iii) 取締役会またはそのメンバーの半数以上、または個人のグループの場合は、それらの個人の半数以上が別の公的機関によって任命されているもの

➤ 公開の形式

①機械判読可能であること、②メタデータを含むこと、③オープンフォーマット（下記定義参照）によること、④オープンスタンダード（下記定義参照）によること、⑤電磁的方法によることを定めている。なお、デンマークでも、上記に対応した規定を設けている（別紙デンマーク RPSI 法 7 条 1 項参照）。

11.-(1) A public sector body must make a document available to an applicant under regulation 8(4)(b) or (c)–

11 .-(1) 公的機関は、規則 8(4) (b) または (c) に基づいて、以下のフォーマットにより、申請者が文書を利用できるようにしなければならない。

(a) in the format and language in which it is held on the date of the request for re-use; and

(a) 再利用の請求の日に保持されている形式と言語によること

(b) where possible and appropriate, in open format and machine-readable format together with its metadata.

(b) 可能かつ適切な場合、メタデータとともにオープンフォーマットかつ機械判読可能なフォーマットによること(注: 定義規定参照)

(2) The format and the metadata referred to in paragraph (1)(b) should, insofar as possible, comply with formal open standards.

(2) パラグラフ (1) (b) で言及されているフォーマットとメタデータは、可能な限り、正式なオープンスタンダードに準拠させなければならない。

(3) Where possible and appropriate, a public sector body must make a document available for re-use by electronic means.

(3) 可能かつ適切な場合、公的機関は、電子的方法による再利用を可能にしなければならない。

“open format” means a file format that is platform-independent and made available to the

public without any restriction that impedes the re-use of documents;

「オープンフォーマット」とは、プラットフォームに依存せず、ドキュメントの再利用を妨げる制限なしに一般に公開されるファイル形式を意味する。

“formal open standard” means a standard which has been laid down in written form, detailing specifications for the requirements of how to ensure software interoperability;

「正式なオープンスタンダード」とは、ソフトウェアの相互運用性を確保する方法の要件の仕様を詳述した、書面で定められた基準を意味する。

➤ 公開までの期間

原則として 20 営業日以内と規定し、迅速性を担保している。

8.-(1) A public sector body must respond to a request for re-use promptly and in any event before the end of the twentieth working day beginning with the day after receipt.

8 .-(1) 公的機関は、再利用の要求に迅速に対応しなければならない。いかなる場合でも、受領の翌日から 20 営業日が終了する前に対応しなければならない。

- 一方、日本では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）をみると、英国とは以下の通り、公開までの期間を除いて違いがある。日本でも、今後公共・準公共データを広く民間に公開するための取組を進める上で参考になる。

➤ 適用範囲

「行政機関」に限定されている（情報公開法第 2 条 1 項）。

→民間企業を一部対象とする英国とは大きく異なる。なお、情報公開法上の「行政機関」には地方公共団体は含まれない（情報公開法 25 条参照）点でも、地方自治体を含む英国（別紙英国 RPSI3(1)k, (2)参照）と異なる。

情報公開法

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六 会計検査院

➤ 公開の形式

→上記英国の公開の形式①～④に対応した規定はない。また、以下のように⑤電磁的方法による場合を許容はするものの、英国のように電磁的方法によることを求めているわけではない。

(開示の実施)

第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。

➤ 公開までの期間

→原則 30 日以内とされており、20 営業日以内の英国とさほど変わらない。
なお、令和元年度の情報公開法施行状況では、延長手続きを採ることなく開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等がされたものが約 91%³⁰である。

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

③-3 マルチステークホルダーによるガバナンス(第三者認証、監査、共同規制、自主規制等)の導入を拡大すること

④ 相互運用性確保原則

官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること³¹。

³⁰総務省「令和元年度における行政機関情報公開法の施行の状況について」：
https://www.soumu.go.jp/main_content/000736230.pdf

³¹ 脚注 2 に同じ

④-1 書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること

④-2 API 公開・接続義務等によりシステムを疎結合化・簡素化し、ロックインを回避すること

④-3 域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により、国家としての主権の確保にも留意しつつ国内外のイコールフットイングを確保すること

検討 8 域外適用について

本項目では、域外適用におけるイコールフットイングについて考察した。

- 越境経済が進展する中、外国会社に対して立法管轄権（法の適用）が及ぶとしても、執行管轄権が及ばない点で、十分な執行ができず、国内外の事業者には不公平が生じることが長年課題となっている。

図表 3-9 域外適用の視点

	実体上の域外管轄権	手続上の域外管轄権	
	（立法管轄権）	司法管轄権	執行管轄権
定義	自国の法律の規制対象にできるか	司法機関が国内法適用により裁判を行う権限	行政機関が強制措置を採り、命令を執行する権限
域外適用	効果主義によれば可 （例：独禁法事例で競争制限的な効果が自国内に生ずる）	裁量により可	<u>国際法により不可</u> （主権侵害の問題）

- 類型の整理（試案）＊なお、類型 2 より 3 が優れているというものではない

図表 3-10 域外イコールフットイング—類型の整理—

	類型	備考
類型 1	海外執行に係る規定なし	旅行業法等
類型 2	海外送達に係る規定あり	民事訴訟法、金商法、個人情報保護法等（次ページ参照）
類型 3	国内代表者設置義務 ＋ 公表制度	電気通信事業法（令和 2 年改正） ＊会社法817条の一般法があるが、遵守されていないため、業法で規定

図表 3-11 各類型の事例

類型 1（海外執行に係る規定なし）

法令名	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
旅行業法	－	－（なお、海外 OTA の利用に係る観光庁のガイドライン及び注意喚起は存在）	国交省

類型 2（海外送達に係る規定あり）

法令名	手段	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
民事訴訟法	管轄官庁送達	法 108 条	裁判長がその国の管轄官庁…に嘱託してする。	法務省
	領事送達	法 108 条	裁判長が…その国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に嘱託してする。	
	公示送達	110 条 1 項 3 号、4 号、112 条 2 項	・ 第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合 ・ 第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合 ・ 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、（効力発生までの）期間は、六週間とする。	
独禁法	同上	法 70 条の 7、70 条の 8	書類の送達については、民事訴訟法…第百八条…の規定を準用する。 （公示送達は民事訴訟法と同様の規定を設けている）	公正取引委員会

DPF 取引透明化法	同上	法 20 条、21 条	前条の規定による送達については、民事訴訟法…第百八条…の規定を準用する。 (公示送達は民事訴訟法と同様の規定を設けている)	経産省
特許法	特許管理人	法 192 条 1 項	在外者に特許管理人があるときは、その特許管理人に送達しなければならない。	特許庁
国税通則法	書類送達	法 12 条	国税に関する法律の規定に基づいて税務署長…が発する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律…に規定する信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に送達する。	国税庁
	公示送達	法 14 条	送達すべき書類について、…外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。	

類型 3 (国内代表者設置義務+公表制度)

法令名	手段	根拠条文	条文の書き方	所管省庁
電気通信事業法	国内代表者設置義務	法 16 条 1 項 2 号	電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所	総務省
	公表制度	法 167 条の 2	総務大臣は、電気通信役務の利用者の利益を保護し、又はその円滑な提供を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、総務省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするために必要な事項を公表することができる。	

- 法令の改正に向けた考え方
 - 例えば、会社法 817 条、818 条の規定（外国会社の日本における代表者設置義務、登記義務）については、越境が容易になるインターネットビジネスが勃興して以降、遵守していない外国の会社が多発していると言われている。「日本において取引を継続」の解釈の問題もあるが、明らかに多数の日本人を相手にインターネットビジ

ネスをしていながら、登記をしていない外国会社が多いことは事実である。また、電気通信事業法においても、長らく日本法人と外国法人で、執行の強度に差異があることが指摘されてきた。ただでさえ外国会社が支配的な地位を占めることが多いインターネットビジネスにおいて、規制上も日本企業に対してのみ実質的に特別な足枷がかかるというのは、産業政策としても問題であるとされてきた。

- こうしたイコールフットINGの課題については、まずは、日本政府において執行を強化するということが第一に必要である（特に会社法 817 条、818 条）。しかし、執行管轄権が外国に及ばないという上記の課題もあるため、実際には困難が伴うものと考えられ、これがこの問題が改善してきていない原因にもなっていると考えられる。
- そのため、電気通信事業法においては、こうした課題を踏まえたものと考えられるが、令和 2 年改正により外国法人について国内の代表者を置くこと等を義務付け、法令違反を行った場合にその旨を公表するという規定を設けることで対応した（類型 3）。このように、公表をすることにより実質的にレピュテーション等に対するダメージを与えることで外国事業者の対応を促すということは、執行管轄権の制約がある中で現実的な対応として考えられる。

（参考）海外送達の類型

図表 3-12 海外送達の類型

	手段	内容
民事訴訟法 (独禁法、金商法、景表法、取引透明化法等も準用)	管轄官庁送達	外国において送達を実施する外国官庁（管轄官庁）に委嘱
	領事嘱託	外国政府の同意を得て嘱託
	公示送達	上記が不可の場合、6 週間公示
特許法	特許管理人	在外者の特許管理人に送達
国税通則法	国内と同様の取り扱い	国内への送達と同じ方法（書類郵送、公示送達など）

（出典）「公正取引No845」（域外適用：外国法人への行政処分の送達の現在と実務的展望）（渡部・染谷）参照 36

出典：新経済連盟「デジタル経済下のシン・成長戦略」（2021 年 10 月 11 日）

④-4 国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること

検討9 英国のデータフォーマットの関する取り組み

- 英国では、政府における「オープNSTANDARD」³²の取り組みが進められている。オープNSTANDARDは、ソフトウェアの相互連携性を図るものであり、全ての利害関係者と協力し、透明性あるプロセスにより決定し、またその品質を確保するために透明性あるフィードバックプロセスを設けるとされている。これにより、政府のITシステムのオープンな利用、他機関と協力する際の柔軟性、コストの低減などを図ることができる。オープNSTANDARDを選択するために、7つの原則が定められている³³。

1. Open standards must meet user needs. (ユーザニーズに合致すること)
 2. Open standards must give suppliers equal access to government contracts. (サプライヤーに対して政府との契約へのイコールアクセスを確保すること)
 3. Open standards must support flexibility and change. (柔軟性と変化をサポートすること)
 4. Open standards must support sustainable cost. (コストが持続可能であること)
 5. Select open standards using well-informed decisions. (十分な情報を踏まえた決定がなされるものを選ぶこと)
 6. Select open standards using fair and transparent processes. (公平で透明性あるプロセスにより選ぶこと)
 7. Specify and implement open standards using fair and transparent processes. (公平で透明性あるプロセスにより、仕様化し実行すること)
- こうした原則に基づき、内閣にオープNSTANDARDボード³⁴という民間人を中心としたチームが設けられ、ここで広く要望を聞きながらSTANDARDを選択している。実際に採択されたものとして、例えば、以下のSTANDARDが記載されている。

➤ カレンダー情報

iCalender(RFC5545)という標準を利用することとされている。なお、iCalenderはファイルのフォーマットであり、ミーティングの要請等をウェブ、email、SMS等を用いて可能とするもの。

³² <https://www.gov.uk/government/collections/open-standards-for-government-data-and-technology>

³³ <https://www.gov.uk/government/publications/open-standards-principles/open-standards-principles>

³⁴ <https://www.gov.uk/government/groups/open-standards-board>

- 連絡先情報
RFC6350 vCard standard を利用することとされている。多くの異なるデバイス間で情報共有ができるシステム。
 - 日付・時間のデータ
ISO 8601:2004 に準拠し、機械判読フォーマットにより表示するものとされている。
 - Cyber Threat intelligence
Structured Threat Information Expression (STIX2) および Trusted Automated eXchange of Indicator Information (TAXII2) を利用するものとされている。
 - 政府における書類の共有
ODF1.2 Open Document Format (ODF) を利用するものとされている。
 - 地方自治体における公共サービスの情報の記録・共有
Open Referral UK data というスタンダードを利用することとされている。
- その他にも、様々な標準が定められている³⁵。

検討 10 本人確認の手段について

- 様々な分野で、遠隔における本人確認を行うケースが増加してきている。例えば、犯罪収益移転防止法においては、事業者がいわゆる eKYC（遠隔での免許証等の提示と顔認証）を行っており、資金移動業者などで利用されている。また、公的機関に証明書等を請求する場合も（納税証明書等）、電子証明書等を利用した遠隔での申請が行われている。
- しかし、こうした遠隔での対応が増加していくにつれ、各省や自治体ごとで対応が異なってきた。例えば、マイナンバーカードにおける認証しか認めないものや、それ以外の電子証明書を認めるもの等、手続きごとに求める要件が異なってきた。そのため、こうした本人確認の手段については、政府が統一的に基準を示すことが考えられる。その際、マイナンバーカードの普及率が4割程度であること、民間事業者における本人確認の認証技術が発展してきていることに鑑み、少なくともマイナンバーカードが国民に広く行き渡るまでは、eKYC を含む様々な手段を許容することが適切であると考えられる。

³⁵ <https://www.gov.uk/government/collections/open-standards-for-government-data-and-technology>

⑤ 共通基盤利用原則

ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること³⁶。

⑤-1 IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること

⑤-2 目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること

検討 11 目的外利用規制について

- 英国では、③-2に記載の通り、公的セクターが保有する文書の目的外利用を原則として認めている。
- 政府が保有するデータについては、以下のように利用目的や利用主体が限定されているケースが多いことが課題。

図表 3-13 目的外利用規制の事例

項目	法令名	根拠条文	条文の書き方・解釈	所管省庁
匿名データの提供	統計法	匿名データ利用の手引き 第2.1	匿名データの提供は、以下(1)～(4)に該当する統計の作成又は統計的研究であり、記載の要件をすべて満たす場合に可能 (1)学術研究目的 (2)教育目的 (3)国際比較統計利活用事業目的 (4)デジタル社会形成統計利活用事業目的	総務省
税務データの提供	租税特別措置法	法6条1項	行政機関の長又は総務大臣は、…政策評価…を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、財務大臣に対し、適用実態調査情報（適用実態調査によって集められた情報のうち、文書、図面又は電磁的記録に記録されているものをいう。）の提供を求めることができる。 （解釈）税務データの利用について、行政機関以外の主体が明記されておらず、法律上、行政機関以外の研究者等が納税申告書等のデータを国税庁から取得・分析することはできないと考えられる ³⁷ 。	財務省

³⁶ 脚注2に同じ

³⁷ 上村敏之（2008年9月）『所得税における租税支出の推計』（会計検査研究）を参照：
<https://www.jbaudit.go.jp/koryu/study/mag/pdf/j38d02.pdf>

- 法令の改正に向けた考え方

統計データや、税務データについて、個票データやそれを匿名化したデータ、オーダーメイドで加工処理したデータ等については、民間事業者の立場からは非常に有用なデータが含まれていることが多い。しかし、海外と比較しても厳格な制約が課せられているのが現状である。もちろんデータには機微な内容も含まれるため、匿名データ化等の処理を施すことは必要であるが、それでも現在は学術研究目的などに厳格に限定されている。こうした国や自治体で取得したデータは国民の共有財産であるという見地から、オープン化をより進めていくため、海外の規制の状況も参考にしながら、データの必要性及び機微性等を踏まえて一定のセキュリティを確保しながら、分野横断的に見直しの検討を行うことが考えられる。その上で、利用目的や利用主体の限定を緩和し、民間事業者のマーケティング等も含め、広範囲な利用を実現していくべきである。

⑤-3 標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること

—

⑤-4 法令用語・タクソノミー(分類)の統一を図ること

—

第4 海外調査

本事業では、主に「第3 ルールの改正・策定等の方向性に関する検討」において、検討に必要な限度で国際的な動向について調査を行った。

調査項目は下記の通りであり、調査結果については、「第3 ルールの改正・策定等の方向性に関する検討」の各項目に記載あるいは別紙に掲載する形で反映している。

- 海外法令調査(デンマーク、英国の法令)
- Rule as code に関する国際動向調査
- 英国のデータフォーマットの関する取り組み

別紙

海外法令翻訳

(1) The Re-use of Public Sector Information Regulations 2015³⁸ (英国)

The Re-use of Public Sector Information Regulations 2015

2015 年公共部門情報再利用規則

Made 24th June 2015

Laid before Parliament 25th June 2015

Coming into force 18th July 2015

2015 年 6 月 24 日作成

2015 年 6 月 25 日議会に提出

発効 2015 年 7 月 18 日

The Secretary of State is designated for the purposes of section 2(2) of the European Communities Act 1972 in relation to the re-use of public sector information.

The Secretary of State makes the following Regulations in exercise of the powers conferred by that section.

国務長官は、公共部門の情報の再利用に関連して、1972 年欧州共同体法のセクション 2(2)に規定する目的のために指名されている。

国務長官は、そのセクションによって付与された権限の行使として、以下の規則を制定する。

Citation and commencement

引用と開始

1. These Regulations may be cited as the Re-use of Public Sector Information Regulations 2015 and come into force on 18th July 2015.

1.これらの規則は、2015 年公共部門情報再利用規則という名称とし、2015 年 7 月 18 日に発効する。

Interpretation

解釈

2. In these Regulations—

³⁸ <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2015/1415>

2.これらの規則ではー

“the 1998 Act” means the Data Protection Act 1998 ;

「1998 年法」とは、1998 年データ保護法を意味する。

“the 2000 Act” means the Freedom of Information Act 2000 ;

「2000 年法」とは、2000 年情報自由法を意味する。

“the 2002 Act” means the Freedom of Information (Scotland) Act 2002 ;

「2002 年法」とは、2002 年情報の自由 (スコットランド) 法を意味する。

“the 2004 Regulations” means the Environmental Information Regulations 2004 ;

「2004 年規則」とは、2004 年環境情報規則を意味する。

“the 2004 Scottish Regulations” means the Environmental Information (Scotland) Regulations 2004 ;

「2004 年スコットランド規則」とは、2004 年環境情報 (スコットランド) 規則を意味する。

“the 2009 Regulations” means the INSPIRE Regulations 2009 ;

「2009 年規則」とは、2009 年 INSPIRE 規則を意味する。

“the 2009 Scottish Regulations” means the INSPIRE (Scotland) Regulations 2009 ;

「2009 年スコットランド規則」とは、2009 年の INSPIRE (スコットランド) 規則を意味する。

“applicant” means a person who makes a request for re-use of a document to a public sector body;

「申請者」とは、公的機関に文書の再利用を要求する人を意味する。

“document” means any information recorded in any form, including any part of such information, whether in writing or stored in electronic form or as a sound, visual or audio-visual recording, other than a computer program;

「文書」とは、コンピュータプログラム以外の、書面または電子形式で、あるいは音声、視覚、または視聴覚記録として保存されているかどうかにかかわらず、そのような情報の一部を含む、任意の形式で記録された情報を意味する。

“formal open standard” means a standard which has been laid down in written form, detailing specifications for the requirements of how to ensure software interoperability;

「正式なオープンスタンダード」とは、ソフトウェアの相互運用性を確保する方法の要件の仕様を詳述し

た、書面で定められた基準を意味する。

“government department” includes a Northern Ireland department and any other body or authority exercising statutory functions on behalf of the Crown;

「政府部門」には、北アイルランドの部門、および英国を代理して法定機能を行使するその他の機関または当局が含まれる。

“information access legislation” means the 1998 Act, the 2000 Act, the 2002 Act, the 2004 Regulations, the 2004 Scottish Regulations, the 2009 Regulations and the 2009 Scottish Regulations;

「情報アクセス法」とは、1998 年法、2000 年法、2002 年法、2004 年規則、2004 年スコットランド規則、2009 年規則、および 2009 年スコットランド規則を意味する。

“machine-readable format” means a file format structured so that software applications can easily identify, recognise and extract specific data, including individual statements of fact, and their internal structure;

「機械判読フォーマット」とは、ソフトウェアアプリケーションが個々の事実の記述やその内部構造を含む特定のデータを簡単に識別、認識、抽出できるように構造化されたファイル形式を意味する。

“open format” means a file format that is platform-independent and made available to the public without any restriction that impedes the re-use of documents;

「オープンフォーマット」とは、プラットフォームに依存せず、ドキュメントの再利用を妨げる制限なしに一般に公開されるファイル形式を意味する。

“public sector body” has the meaning given by regulation 3;

「公的機関」とは、規則 3 で定められる通りである。

“relevant intellectual property rights” means any of the following rights—

「関連する知的財産権」とは、以下の権利のいずれかを意味する。

(a)copyright (within the meaning of section 1 of the Copyright, Designs and Patents Act 1988);

(a)著作権(1988 年著作権、意匠および特許法のセクション 1 の定義)

(b)database right (within the meaning of regulation 13 of the Copyright and Rights in Databases Regulations 1997);

(b)データベース権(1997 年データベース規則の著作権および権利の規則 13 の定義)

(c)publication right (within the meaning of regulation 16 of the Copyright and Related Rights Regulations 1996);

(c) 著作権(1996 年著作権および関連する権利規則の規則 16 の定義)

(d)rights in performances (meaning the rights conferred by Part 2 of the Copyright, Designs and Patents Act 1988);

(d) 公演における権利(1988 年著作権、意匠および特許法の第 2 部によって付与された権利を意味する)

“re-use” and cognate expressions have the meaning given in regulation 4;

「再利用」および類似の表現は、規則 4 に記載されている通りである。

“university” means any public sector body that provides post-secondary school higher education leading to academic degrees;

「大学」とは、高等教育を提供して学位を取得する公的機関を意味する。

“working day” means any day other than a Saturday, a Sunday, Christmas Day, Good Friday or a day which is a bank holiday under the Banking and Financial Dealings Act 1971 F14 in any part of the United Kingdom;

「営業日」とは、土曜日、日曜日、クリスマス、聖金曜日、または英国のいずれかの地域における 1971 年銀行金融取引法 F14 に基づく銀行の休日以外の日を意味する。

“writing” includes text which is—

「書面」には、次のようなテキストが含まれる。

(a)transmitted by electronic means;

(a) 電子的手段によって送信されるもの

(b)received in legible form; and

(b) 判読可能な形式で受け取ったもの

(c)capable of being used for subsequent reference.

(c) その後の参照に使用できるもの

Public Sector Bodies

公的機関

3.-(1) For the purposes of these Regulations each of the following is a public sector body—

3 .-(1)これらの規則の目的上、以下はいずれも公的機関とみなす—

(a)a Minister of the Crown;

(a) 英国大臣

(b)a government department;

(b) 政府部門

(c)the Corporate Officer of the House of Commons;

(c) 庶民院の執行役員

(d)the Corporate Officer of the House of Lords;

(d) 貴族院の執行役員

(e)the Northern Ireland Assembly Commission;

(e) 北アイルランド議会委員会

(f)Scottish Ministers;

(f) スコットランドの大臣

(g)the Scottish Parliament;

(g) スコットランド議会

(h)the Scottish Parliamentary Corporate Body;

(h) スコットランド議会の組織体

(i)the National Assembly for Wales Commission;

(i) ウェールズ委員会の国民議会

(j)Welsh Ministers;

(j) ウェールズの大臣

(k)a local authority;

(k) 地方自治体

(l) a fire and rescue authority constituted by a scheme under section 2 of the Fire and Rescue Services Act 2004 or a scheme to which section 4 of that Act applies;

(l) 2004 年消防救助サービス法のセクション 2 に基づくスキーム、または同法のセクション 4 が適用されるスキームによって構成される消防および救助機関

[(la) a fire and rescue authority created by an order under section 4A of the Fire and Rescue Services Act 2004;]

[(la) 2004 年消防救助サービス法のセクション 4A に基づく命令によって作成された消防および救助機関]

(m) the Northern Ireland Fire and Rescue Service Board;

(m) 北アイルランド消防救助委員会

(n) a police and crime commissioner elected under section 1 of the Police Reform and Social Responsibility Act 2011;

(n) 2011 年警察改革および社会責任法第 1 条に基づいて選出された警察および犯罪委員

(o) a chief constable of a police force appointed under section 2 of that Act;

(o) 同法第 2 条に基づいて任命された警察の主任巡査

(p) The Mayor's Office for Policing and Crime established under section 3 of that Act;

(p) 同法第 3 条に基づいて設立された警察および犯罪のための市長公安室

(q) the Commissioner of Police of the Metropolis appointed under section 4 of that Act;

(q) 同法第 4 条に基づいて任命されたメトロポリス警察長官

(r) the Scottish Police Authority established under section 1 of the Police and Fire Reform (Scotland) Act 2012;

(r) 2012 年の警察および消防改革(スコットランド)法のセクション 1 に基づいて設立されたスコットランド警察当局

(s) the Police Service of Scotland established under section 6 of that Act;

(s) 同法第 6 条に基づいて設立されたスコットランドの警察サービス

(t) the Northern Ireland Policing Board;

(t) 北アイルランド警察委員会

(u) an authority established under section 10 of the Local Government Act 1985;

(u) 1985 年地方自治法第 10 条に基づいて設立された当局

(v) a joint authority established by Part IV of that Act;

(v) 同法のパート IV によって設立された共同当局

(w) any body established pursuant to an order under section 67 of that Act;

(w) 同法第 67 条に基づく命令に従って設立された団体

(x) the Broads Authority;

(x) ブロードスオーソリティ

(y) any joint board the constituent members of which consist of any of the bodies specified in paragraphs

(k) and (l), (n) to (s) and (u) to (x);

(y) 構成メンバーがパラグラフ (k) および (l)、(n) から (s) および (u) から (x) で指定された機関のいずれかで構成される合同委員会

(z) a National Park authority established under section 63 of the Environment Act 1995;

(z) 1995 年環境法第 63 条に基づいて設立された国立公園当局

(aa) a corporation established or a group of individuals appointed to act together for the specific purposes of meeting needs in the general interest, not having an industrial or commercial character, and—

(aa) 一般的な利益のためのニーズを満たすという特定の目的のために共同で行動するために設立された企業または個人のグループであって、産業的または商業的性格を持たないもの

(i) financed wholly or mainly by another public sector body; or

(i) 全体的または主に別の公的機関によって資金提供されているもの

(ii) subject to management supervision by another public sector body; or

(ii) 別の公的機関による管理監督の対象となるもの

(iii) more than half of the board of directors or members of which, or in the case of a group of individuals, more than half of those individuals, are appointed by another public sector body;

(iii) 取締役会またはそのメンバーの半数以上、または個人のグループの場合は、それらの個人の半数以上が別の公的機関によって任命されているもの

(bb) an association of or formed by one or more public sector bodies;

(bb) 1 つまたは複数の公的機関の協会またはそれによって形成されたもの

(cc) a community justice authority established under section 3 of the Management of Offenders etc. (Scotland) Act 2005.

(cc) 2005 年犯罪者等の管理(スコットランド)法第 3 条に基づいて設立された地域司法当局

(2) In the application of these Regulations to England, “local authority” means—

(2) これらの規則の英国への適用において、「地方自治体」とは、以下を意味する。

(a) a county council, a district council, a London borough council, a parish council or the Council of the Isles of Scilly;

(a) 郡評議会、地区評議会、ロンドン特別区評議会、教区評議会、またはシリー諸島評議会

(b) the Common Council of the City of London in its capacity as local authority or police authority;

(b) 地方自治体または警察当局としての立場にあるロンドン市の共通評議会

(c) the Greater London Authority or a functional body within the meaning of the Greater London Authority Act 1999.

(c) Greater London Authority または 1999 年 Greater London Authority Act の定義による機能体

(3) In the application of these Regulations to Wales, “local authority” means a county council, a county borough council or a community council.

(3) これらの規則のウェールズへの適用において、「地方自治体」とは、郡議会、郡区議会、またはコミュニティカウンスルを意味する

(4) In the application of these Regulations to Scotland, “local authority” means a council constituted under section 2 of the Local Government etc. (Scotland) Act 1994 and also includes a joint board or joint committee within the meaning of that section.

(4) これらの規則のスコットランドへの適用において、「地方自治体」とは、1994 年地方政府等(スコットランド)法の第 2 条に基づいて構成される評議会を意味し、同条の定義による合同委員会または合同委員会も含む

(5) In the application of these Regulations to Northern Ireland, “local authority” means a district council within the meaning of the Local Government Act (Northern Ireland) 1972.

(5)これらの規則の北アイルランドへの適用において、「地方自治体」とは、1972 年地方自治体法(北アイルランド)の意味における地方議会を意味する

Re-use of documents

ドキュメントの再利用

4.-(1) Subject to paragraph (2), re-use means the use by a person of a document held by a public sector body for a purpose other than the initial purpose within that public sector body’s public task for which the document was produced.

4 .-(1) 第(2) 項に従い、再利用とは、公的機関が保有する文書を、その文書が対象とする公的機関の公的業務の範囲における当初の目的以外の目的で使用することを意味する。

(2) Re-use shall not include—

(2) 再利用には以下は含まれない。

(a) the transfer for use of a document within a public sector body for the purpose of carrying out its own public task; or

(a) 本来の公的業務を遂行する目的で、公的機関内で文書を使用するために譲渡する場合

(b) the transfer for use of a document from one public sector body to another for the purpose of either public sector body carrying out its public task.

(b) いずれかの公的機関がその公的業務を遂行する目的で、ある公的機関から別の公的機関に当該文書の使用のために移転する場合

Exclusions

適用除外

5.-(1) These Regulations do not apply to a document where—

5 .-(1) これらの規則は、次のような文書には適用されない。

(a) the activity of supplying the document is one which falls outside the public task of the public sector body, provided that the scope of the public task of that body is transparent and subject to review; or

(a) 文書を提供する活動は、公的機関の公的業務の範囲が明確であり、レビューの対象であるという前提においては、公的機関の公的業務の範囲外とする

(b)a third party owns relevant intellectual property rights in the document.

(b) 第三者が文書内において知的財産権を保有していること。

(2) These Regulations do not apply to a document unless it—

(2) これらの規則は、以下の場合を除き、文書には適用されない。

(a)has been identified by the public sector body as being available for re-use;

(a) 公的機関によって再利用可能であると特定されている場合

(b)has been provided to the applicant; or

(b) 既に申請者に提供されている場合

(c)is accessible by means other than by making a request for it within the meaning of the 1998 Act, the 2000 Act (or where appropriate the 2002 Act) or the 2004 Regulations (or where appropriate the 2004 Scottish Regulations).

(c) 1998 年法、2000 年法 (または適切な場合は 2002 年法) または 2004 年規則 (または適切な場合は 2004 年スコットランド規則) の定義により要求する方法以外の方法でアクセス可能である場合

(3) These Regulations do not apply to documents held by—

(3) これらの規則は、以下が保有する文書には適用されない。

(a)public service broadcasters and their subsidiaries, and other bodies and their subsidiaries for the purposes of the provision of programme services or the conduct of any activities which a public service broadcaster is required or empowered to provide or to engage in by or under any enactment or other public instrument;

(a) 公共放送局とその子会社、およびその他の団体とその子会社が、番組サービスの提供を目的とする場合、または公共放送局が法令その他政策手段により提供または従事することを要求され、または権限を与えられている活動の実施を目的とする場合

(b)educational and research establishments including organisations established for the transfer of research results, schools and universities (except university libraries); or

(b) 研究結果の移転のために設立された組織を含む教育および研究機関、学校および大学 (大学図書館を除く)

(c)cultural establishments, other than libraries, museums and archives.

(c)図書館、美術館、アーカイブ以外の文化施設

(4) For the purposes of paragraph (3), “public service broadcaster” has the meaning given by section 264(12) of the Communications Act 2003, “subsidiary” has the meaning given by section 1159 of the Companies Act 2006 and “programme services” has the meaning given by section 405(1) of the Communications Act 2003.

(4) (3)項の目的上、「公共放送局」は 2003 年通信法のセクション 264(12)で与えられた意味を持ち、「子会社」は 2006 年会社法のセクション 1159 による定義による。「プログラムサービス」とは、2003 年通信法のセクション 405(1)で規定されている定義による。

(5) These Regulations do not apply in any situation in which a person is under a legal obligation to prove an interest in order to gain access to documents.

(5) これらの規則は、文書にアクセスするための利益を証明する法的義務を負っている者には適用されない。

(6) These Regulations do not apply to parts of documents containing only logos, crests or insignia.

(6) これらの規則は、ロゴ、紋章、または記章のみを含む文書の箇所には適用されない。

(7) These Regulations do not apply to—

(7) これらの規則は以下には適用されない。

(a) a document where access is excluded or restricted under information access legislation including on the grounds of protection of personal data, protection of national security, defence or public security, statistical confidentiality or commercial confidentiality (including business, professional or company secrets); or

(a) 個人データの保護、国家安全保障、防衛または公安、統計的機密性または商業的機密性(ビジネス、専門家または会社の秘密を含む)など、情報へのアクセスに関する法令の下でアクセスが除外または制限されている文書

(b) any part of a document which—

(b) 文書の次のような部分—

(i) is accessible under information access legislation; and

(i) 情報へのアクセスに関する法令の下でアクセス可能であるもの

(ii) contains personal data the re-use of which would be incompatible with the law concerning the

protection of individuals with regard to the processing of personal data.

(ii) 再利用が個人データの処理に関する個人の保護に関する法律に適合しない個人データを含むもの

Request for re-use

再利用の請求

6. A person who wishes to make a request for re-use must ensure that the request—

6. 再利用のリクエストを希望する者は、次の条件を満たすことにより請求できる

(a) is in writing;

(a) 書面（注：ただし定義規定に”writing”の定義に電磁的方法も含まれている）であること

(b) states the name of the applicant and an address for correspondence;

(b) 申請者の名前と連絡先を記載すること

(c) specifies the document requested; and

(c) 請求する文書を特定すること

(d) states the purpose for which the document is to be re-used.

(d) ドキュメントを再利用する目的を記載すること

Permitting re-use

再利用の許可

7. —(1) Subject to paragraph (2), a public sector body must permit re-use where it receives a request made in accordance with regulation 6.

7. —(1) (2) 項に従い、公的機関は、規則 6 に従って行われた要求を受け取った場合、再利用を許可しなければならない

(2) A public sector body which is a library (including a university library), museum or archive holding intellectual property rights in a document may permit re-use of that document.

(2) 図書館（大学図書館を含む）、博物館、または文書に知的財産権を保有する公文書の保管所である公的機関は、その文書の再利用を許可することができる

(3) Where a public sector body permits re-use, it must do so in accordance with regulations 11 to 16.

(3) 公的機関が再利用を許可する場合、規則 11 から 16 に従ってそれを行わなければならない

Responding to a request for re-use

再利用の要望への対応

8.-(1) A public sector body must respond to a request for re-use promptly and in any event before the end of the twentieth working day beginning with the day after receipt.

8 .-(1) 公的機関は、再利用の要求に迅速に対応しなければならない。いかなる場合でも、受領の翌日から 20 営業日が終了する前に対応しなければならない。

(2) Where documents requested for re-use are extensive in quantity or the request raises complex issues the public sector body may extend the period for responding by such time as is reasonable in the circumstances.

(2) 再利用を求める書類が大量にある場合、または要求が複雑な問題を提起する場合、公的機関は、状況に応じて合理的な時間まで対応期間を延長することができる。

(3) Where paragraph (2) applies, the public sector body must, before the end of the twentieth working day beginning with the day after receipt, notify the applicant in writing—

(3) 第(2)項が適用される場合、公的機関は、受領の翌日から始まる 20 営業日が終了する前までに、書面で以下について申請者に通知しなければならない。

(a)that no decision on re-use has yet been reached; and

(a) 再利用に関する決定がまだなされていない旨

(b)of an estimated date by which it expects to respond to the request for re-use.

(b) 再利用の請求に回答する予定日

(4) In this regulation, responding to a request for re-use means—

(4) この規則では、再利用の請求に対応するとは、次のことを意味する。

(a)refusing the request for re-use;

(a) 再利用の要求を拒否すること

(b)making the requested document available to the applicant for re-use; or

(b) 要求された文書を申請者が再利用できるようにすること

(c)where conditions are to be imposed on re-use under regulation 12, finalising the offer to the applicant of the conditions on which re-use will be permitted.

(c)規則 12 に基づいて再利用に条件が付される場合、再利用が許可される条件の申請者への提示が確定する。

Notification of refusal

拒否の通知

9.-(1) Subject to paragraph (2), where a public sector body refuses a request for re-use, it must notify the applicant in writing of the reasons for refusal.

9 .-(1)第(2)項に従い、公的機関が再利用の請求を拒否する場合、拒否の理由を書面で申請者に通知しなければならない。

(2) Where a public sector body refuses a request for re-use because these Regulations do not apply to the document by virtue of regulation 5(3) it shall not be obliged to comply with regulation 8(1) or paragraph (1) of this regulation.

(2) 公的機関が、規則 5(3)によりこれらの規則が文書に適用されないために再利用の請求を拒否する場合、規則 8(1)または本条(1)を遵守する義務を負わないものとする。

(3) A notification under paragraph (1) must contain a reference to the means of redress available to the applicant.

(3) (1)項に基づく通知には、申請者が利用できる救済手段への言及が含まれていなければならない。

(4) Subject to paragraphs (5) and (6), where a request for re-use is refused because these Regulations do not apply to the document by virtue of regulation 5(1)(b), the notification under paragraph (1) must identify, where known, the name of the person—

(4) 第(5)項および(6)項に従い、これらの規則が規則 5(1)(b)により文書に適用されないために再利用の請求が拒否された場合、第(1)項に基づく通知には、(把握している場合に限り)以下の者の名前を特定しなければならない

(a)who owns the relevant intellectual property rights; or

(a)関連する知的財産権を保有する者

(b)from whom the public sector body obtained the document.

(b) 公的機関が文書を入手した者(入手元)

(5) The obligation in paragraph (4) does not apply where complying with it would contravene the 1998 Act.

(5) (4) 項の義務は、それを遵守することが 1998 年法に違反する場合には適用されない。

(6) Paragraph (4) does not apply where the public sector body providing the notification under paragraph (1) is a library (including a university library), museum or archive.

(6) (4) 項は、(1) 項に基づいて通知を提供する公的機関が図書館(大学図書館を含む)、博物館、または公文書保管所である場合には適用されない。

Processing requests for re-use

再利用のリクエストの処理

10. Where possible and appropriate, a public sector body must ensure that the procedure for processing a request for re-use in accordance with these Regulations is capable of being carried out by electronic means.

10. 可能かつ適切な場合、公的機関は、これらの規則に従って再利用の請求を行うためのプロセスが電子的方法によって行われることを確保しなければならない

Format of documents

ドキュメントの形式

11. –(1) A public sector body must make a document available to an applicant under regulation 8(4)(b) or (c)–

11. –(1) 公的機関は、規則 8(4) (b) または (c) に基づいて、以下のフォーマットにより、申請者が文書を利用できるようにしなければならない。

(a) in the format and language in which it is held on the date of the request for re-use; and

(a) 再利用の請求の日に保持されている形式と言語によること

(b) where possible and appropriate, in open format and machine-readable format together with its metadata.

(b) 可能かつ適切な場合、メタデータとともにオープンフォーマットかつ機械判読可能なフォーマットによること(注: 定義規定参照)

(2) The format and the metadata referred to in paragraph (1)(b) should, insofar as possible, comply with formal open standards.

(2) パラグラフ (1) (b) で言及されているフォーマットとメタデータは、可能な限り、正式なオープンスタンダードに準拠させなければならない。

(3) Where possible and appropriate, a public sector body must make a document available for re-use by electronic means.

(3) 可能かつ適切な場合、公的機関は、電子的方法による再利用を可能にしなければならない。

(4) Nothing in these Regulations obliges a public sector body to do any of the following—

(4) これらの規則のいかなる規定も、公的機関に以下のいずれかを行うことを義務付けるものではない。

(a) create or adapt a document or provide an extract from it in order to comply with a request for re-use where to do so would involve disproportionate effort;

(a) 再利用の請求に応じるために過度な作業を伴う場合において、文書を作成、適合、または文書からの抜粋を提供すること。

(b) continue to produce or store a certain type of document for the purposes of re-use by another person.

(b) 他の人が再利用する目的で、特定の種類のドキュメントを引き続き作成または保存すること。

Conditions

条件

12.-(1) A public sector body may impose conditions on re-use, where appropriate through a licence.

12.-(1) 公的機関は、必要に応じて、ライセンスを通じて再利用に条件を課すことができる。

(2) Where conditions are imposed they must not unnecessarily restrict—

(2) 条件が課せられる場合、それらは不必要に以下を制限するものであってはならない。

(a) the way in which a document can be re-used; or

(a) ドキュメントを再利用できる方法

(b) competition.

(b) 競争

Non-discrimination

無差別

13.-(1) A condition imposed under regulation 12 must not discriminate between applicants who make a request for re-use for comparable purposes.

13.-(1) 規則 12 に基づいて課せられる条件は、同等の目的での再利用を請求する申請者を差別的に取り扱ってはならない。

(2) If a public sector body which holds a document wishes to re-use the document for activities which fall outside the scope of its public task, the same conditions must apply to that re-use as would apply to re-use by any other applicant for comparable purposes.

(2) 文書を保有する公的機関が、その公的業務の範囲外の活動のために文書を再利用することを希望する場合、他の申請者が同等の目的で再利用する場合に適用される条件と同じ条件がその再利用にも適用されなければならない。

Prohibition of exclusive arrangements

独占的な取り決めの禁止

14.-(1) Subject to paragraphs (2) and (6), a public sector body may not enter into an exclusive arrangement with any person.

14.-(1) 第(2)項および(6)項に従い、公的機関はいかなる人物とも独占的な取り決めに締結することはできない。

(2) A public sector body may, where necessary for the provision of a service in the public interest, enter into an exclusive arrangement.

(2) 公的機関は、公益のためのサービスの提供に必要な場合は、独占的な取り決めに締結することができる。

(3) The validity of the reason for granting an exclusive arrangement under paragraph (2) must be reviewed at least once every three years.

(3) (2)項に基づく独占的な取り決めに付与する理由の有効性は、少なくとも3年に1回見直されなければならない。

(4) Any exclusive arrangement permitted under paragraph (2) and entered into on or after 31st December 2003 must be published by the public sector body.

(4) 第(2)項に基づいて許可され、2003年12月31日以降に締結された独占的な取り決めは、公的機関によって公表されなければならない。

(5) Paragraphs (2) to (4) do not apply to the digitisation of cultural resources.

(5) (2) 項から (4) 項は、文化資源のデジタル化には適用されない。

(6) A public sector body may enter into an exclusive arrangement in relation to the digitisation of cultural resources.

(6) 公的機関は、文化資源のデジタル化に関して独占的な取り決めに締結することができる。

(7) The period of exclusivity of an arrangement under paragraph (6) should not normally exceed 10 years.

(7) 第 (6) 項に基づく取り決めの独占期間は、原則として 10 年を超えてはならない。

(8) Where the period of exclusivity referred to in paragraph (7) exceeds 10 years, the duration of the period of exclusivity must be reviewed during the 11th year and, if applicable, every 7 years thereafter.

(8) (7) 項で言及される独占期間が 10 年を超える場合、独占期間の期間は 11 年目において、および該当する場合はその後 7 年ごとに見直されなければならない。

(9) Any exclusive arrangement permitted under paragraph (6) must be published by the public sector body.

(9) 第 (6) 項で許可されている独占的な取り決めは、公的機関によって公表されなければならない。

(10) As part of any exclusive arrangement permitted under paragraph (6), the public sector body concerned must be provided free of charge with a copy of the digitised cultural resources.

(10) 第 (6) 項で許可されている独占的な取り決めの一環として、関係する公的機関は、デジタル化された文化的資源のコピーを無料で提供されなければならない。

(11) The copy must be available for re-use at the end of the period of exclusivity.

(11) コピーは、独占期間の終了時に再利用できるようにしなければならない。

(12) Any exclusive arrangement existing on 17th July 2013 and to which neither paragraph (2) nor paragraph (6) applies must be terminated at the earlier of—

(12) 2013 年 7 月 17 日に存在し、パラグラフ (2) もパラグラフ (6) も適用されない独占的な取り決めは、以下のいずれか早い時点で終了しなければならない。

(a) the date on which it comes to an end in accordance with its terms; or

(a) その条件に従って終了する日

(b) 18th July 2043.

(b)2043 年 7 月 18 日

(13) In this regulation, “exclusive arrangement” means a contract or other arrangement granting an exclusive right to re-use a document.

(13)この規則において、「独占取り決め」とは、文書を再利用する独占的権利を付与する契約またはその他の取り決めに意味する。

Charging

料金

15.-(1) A public sector body may charge for permitting re-use.

15 .-(1) 公的機関は、再利用を許可するために料金を請求することができる。

(2) Subject to paragraph (3), any charge for re-use must be limited to the marginal costs incurred in respect of the reproduction, provision and dissemination of documents.

(2) 第(3)項に従い、再利用の料金は、文書の複製、提供、および配布に関して発生した費用に限定しなければならない。

(3) Paragraph (2) shall not apply to the following-

(3) (2) 項は、以下には適用されない。

(a) a public sector body that is required to generate revenue to cover a substantial part of its costs relating to the performance of its public task;

(a) 公的業務の遂行に関連する費用の主要な部分をカバーするために収入を得ることが必要とされる公的機関

(b) documents for which the public sector body making the charge is required to generate sufficient revenue to cover a substantial part of the costs relating to their collection, production, reproduction or dissemination; or

(b) 公的機関がその収集、生産、複製または配布に関連する費用の主要な部分をカバーするのに十分な収入を得るための要件として必要な文書

(c) libraries (including university libraries), museums and archives.

(c) 図書館(大学図書館を含む)、美術館、公文書保管所

(4) The requirement referred to in paragraph (3)(b) means a requirement defined—

(4) パラグラフ (3) (b) で規定する要件は、以下で定義された要件を意味する。

(a) by law or by other binding rules; or

(a) 法律またはその他の拘束力のある規則による要件

(b) in the absence of such rules, in accordance with common administrative practice.

(b) そのような規則がない場合、一般的な行政の慣行に従う

(5) In any case where paragraph (3)(a) or (b) applies, the public sector body must calculate the total charge in relation to a document in accordance with paragraph (6).

(5) (3) (a) または (b) 項が適用される場合、公的機関は、(6) 項に従って文書に関連する総料金を計算しなければならない。

(6) The total charge shall not exceed the sum of—

(6) 合計料金は、以下の合計を超えてはならない。

(a) direct costs;

(a) 直接の費用

(b) a reasonable apportionment of indirect and overhead costs attributable to chargeable activity; and

(b) 有料作業に起因する間接費および諸経費を合理的に配分した費用

(c) a reasonable return on investment.

(c) 合理的な投資による収益

(7) In any case where paragraph (3)(c) applies, the total income of the public sector body from supplying and permitting re-use of documents over the appropriate accounting period must not exceed the aggregate of the amounts calculated in accordance with paragraph (8) for each document.

(7) (3) (c) 項が適用される場合は、適切な会計期間にわたる文書の提供および再利用の許可からの公的機関の総収入は、各文書のパラグラフ (8) に従って計算された金額の合計を超えてはならない。

(8) For each document, the amount is the sum of—

(8) 各ドキュメントの金額は、次の合計となる。

(a) direct costs;

(a) 直接の費用

(b) a reasonable apportionment of indirect and overhead costs attributable to chargeable activity; and

(b) 有料作業に起因する間接費および諸経費を合理的に配分した費用

(c) a reasonable return on investment.

(c) 合理的な投資による収益

(9) Any charges for re-use must, so far as is reasonably practicable, be calculated in accordance with the accounting principles applicable to the public sector body from time to time.

(9) 再利用の料金は、合理的に実行可能な場合に限り、公的機関に当該時点において適用される会計原則に従って計算されなければならない

(10) A public sector body must not charge an applicant for—

(10) 公的機関は、申請者に以下の場合において、以下の料金を請求してはならない。

(a) direct costs; or

(a) 直接の費用

(b) indirect and overhead costs,

(b) 間接費および諸経費

if the same applicant has been charged in respect of those same costs by that public sector body for access to the same document under information access legislation.

当該申請者が、情報のアクセスに関する法令に基づき、当該文書にアクセスするために当該公的機関から同等の費用を請求されていた場合。

(11) In this regulation—

(11) この規則では—

“apportionment”, in relation to indirect and overhead costs, means the allocation of such costs to each activity of the body in connection with which the costs are incurred;

「配分」とは、間接費および諸経費について、費用が発生することに関連して組織の各活動に当該費用を配分することを意味する。

“chargeable activity”, in relation to a document and a public sector body, means—

文書および公的機関に関連する「有料作業」とは、次のことを意味する。

(a) in the case of a body referred to in paragraph (3)(a) or (b), the body's collection, production, reproduction and dissemination of the document; and

(a) (3) (a) または (b) 項で規定される機関の場合、文書の収集、作成、複製、および配布

(b) in the case of a body referred to in paragraph 3(c), the body's collection, production, reproduction, dissemination, preservation and rights clearance of the document;

(b) 第 3 項 (c) で規定される機関の場合、文書の収集、作成、複製、配布、保存、および権利の認可

“direct costs”, in relation to a document and a public sector body, means costs which are incurred by the body only as a consequence of it undertaking chargeable activity;

文書および公的機関に関連する「直接費用」とは、組織が有料作業のみによって組織が負担した費用を意味する。

“indirect and overhead costs”, in relation to a document and a public sector body, means costs which are not direct costs and which are incurred by the body in connection with—

文書および公的機関に関連する「間接費および諸経費」とは、直接費ではなく、以下に関連して機関が負担する費用を意味する。

(a) chargeable activity; and

(a) 有料作業

(b) any other of the body's activities.

(b) その他の組織の活動

Information to be published by a public sector body

公的機関が公表する情報

16.-(1) Where a public sector body charges for re-use it shall, so far as is reasonably practicable, determine standard charges.

16 .-(1) 公的機関が再利用に対して料金を請求する場合、合理的に実行可能な限り、標準料金を決定する。

(2) Where a public sector body establishes standard charges it shall, so far as is reasonably practicable, establish—

(2) 公的機関が標準料金を設定する場合、合理的に実行可能な限り、以下を設定する。

(a) any applicable conditions for re-use;

(a) 再利用に適用される条件

(b) the actual amount of any charges; and

(b) 実際の料金額

(c) the basis on which such charges have been calculated.

(c) そのような料金が計算された根拠

(3) Where paragraph (2) applies, the public sector body must ensure that the information specified in that paragraph is made available to the public.

(3) パラグラフ(2)が適用される場合、公的機関は、そのパラグラフで指定された情報が一般に公開されなければならない。

(4) Where a standard charge for re-use has not been established, a public sector body—

(4) 再利用の標準料金が設定されていない場合、公的機関は、

(a) must indicate at the outset which factors have been taken into account in the calculation of a charge for re-use; and

(a) 再利用の料金の計算で考慮された要素を最初に示さなければならない。

(b) if requested to do so by an applicant, must specify in writing the way in which any such charge has been calculated in relation to a specific request for re-use.

(b) 申請者から要求された場合は、特定の再利用の請求に関連してかかる料金の計算方法を書面で提示しなければならない。

(5) Where regulation 15(3)(b) applies, a public sector body must, so far as is reasonably practicable, predetermine the requirement by which it must generate the revenue specified in that regulation.

(5) 規則 15(3)(b)が適用される場合、公的機関は、合理的に実行可能な限り、その規則で指定された収入を得なければならない要件を事前に決定しなければならない。

(6) A public sector body must, where possible and appropriate, make the information referred to in paragraphs (2) and (5) available by electronic means.

(6) 公的機関は、可能かつ適切な場合、(2)項および(5)項で規定する情報を電子的手段で利用できるようにしなければならない。

(7) A public sector body must ensure that the following information is made available to the public—

(7) 公的機関は、以下の情報を一般に公開しなければならない。

(a) a list of its main documents available for re-use with relevant metadata; and

(a) 関連するメタデータとともに再利用できる主要なドキュメントのリスト

(b) details of the means of redress available under these Regulations.

(b) これらの規則の下で利用可能な救済手段の詳細

(8) In relation to paragraph (7)(a) a public sector body must ensure that—

(8) パラグラフ (7) (a) に関連して、公的機関は次のことを保証しなければならない。

(a) where possible and appropriate, the list of its main documents is available in machine-readable format;

(a) 可能かつ適切な場合、その主要な文書のリストが、機械判読フォーマットで利用可能であること

(b) where possible and appropriate, potential applicants are able to search the list of documents and relevant metadata by electronic means; and

(b) 可能かつ適切な場合、潜在的な申請者が、電子的手段によって文書および関連するメタデータのリストを検索することができること

(c) where possible, a public sector body must facilitate the cross-linguistic search for documents.

(c) 可能な場合、公的機関は文書の言語横断的な検索を推進しなければならない

Internal complaints procedure

内部異議手続

17.-(1) A public sector body must establish an internal complaints procedure for determining complaints relating to its compliance with these Regulations.

17. -(1) 公的機関は、これらの規則の遵守に関連する異議について判断するための内部異議手続を定めなければならない。

(2) A person who believes that a public sector body has failed to comply with any requirement of these Regulations may complain in writing to the public sector body in accordance with its internal complaints procedure.

(2) 公的機関がこれらの規則の要件を遵守しなかったと主張する者は、内部異議手続に従って公的機関に書面(注:定義規定で電子的方法も認められている)で異議を申し立てることができる。

(3) A public sector body must determine any complaint made under paragraph (2) within a reasonable time and thereafter notify the person of its determination without delay.

(3) 公的機関は、(2)項に基づいて行われた異議について合理的な時間内に決定し、その後、遅滞なくその決定を本人に通知しなければならない

(4) Notification under paragraph (3) must be in writing and give reasons for the determination.

(4) (3)項に基づく通知は書面で行われ、決定の理由を示さなければならない。

Enforcement and appeals provisions: general

執行および上訴の規定:一般

18.-(1) Except where regulation 19 applies, the relevant enforcement and appeals provisions of the 2000 Act apply for the purposes of these Regulations as they apply for the purposes of the 2000 Act, but with the modifications in paragraph (3) of this regulation.

18.-(1) 規則 19 が適用される場合を除き、2000 年法の関連する執行および上訴の規定は、2000 年法の目的に適用されるのと同様に、これらの規則の目的に対しても適用される。

(2) In this regulation, “the relevant enforcement and appeals provisions of the 2000 Act” means the following sections of the 2000 Act—

(2) この規則において、「2000 年法の関連する執行および上訴の規定」とは、2000 年法の以下のセクションを意味する。

(a)section 50 (application for decision by Commissioner);

(a) セクション 50 (長官による決定の申請)

(b)section 51 (information notices);

(b) セクション 51 (情報の通知)

(c)section 52 (enforcement notices);

(c) セクション 52 (施行の通知)

(d)section 54 (failure to comply with notice);

(d) セクション 54 (通知に従わなかった場合)

(e)section 56 (no action against public authority);

(e) セクション 56 (公的機関に対する訴訟の禁止)

(f)section 57 (appeal against notices served under Part IV);

(f) セクション 57 (パート IV に基づいて提供される通知に対する上訴)

(g)section 58 (determination of appeals).

(g) セクション 58 (上訴の決定)

(3) The relevant enforcement and appeals provisions of the 2000 Act apply as mentioned in paragraph

(1) as if—

(3) 2000 年法の関連する執行および上訴の規定は、(1) 項に記載されているように、次のように適用される。

(a)for any reference to “public authority”, “an authority” or “the authority”, there were substituted a reference to “public sector body”, “a body” or “the body” respectively;

(a)「public authority」、「an authority」または「the authority」の記載は、それぞれ「public sector body」、「a body」または「the body」と読み替える。

(b)in section 50—

(b) セクション 50—

(i)in subsection (1)—

(i) サブセクション (1)—

(aa)for “information” there were substituted “ re-use ”;

(aa)「情報」は、「再利用」と読み替える

(bb)for “Part I” there were substituted “ the Re-use of Public Sector Information Regulations 2015 ”;

(bb)「パート I」は、「2015 年公共部門情報再利用法」と読み替える。

(ii)in subsection (2)(a), the words “in conformity with the code of practice under section 45” were omitted;

(ii) サブセクション (2) (a) では、「セクション 45 に基づく実施基準に準拠している」という言葉は削除

する。

(iii) paragraph (a) of subsection (4) and the “or” at the end of that paragraph were omitted;

(iii) サブセクション(4)のパラグラフ(a)およびそのパラグラフの最後の「または」は削除する。

(iv) in subsection (4)(b), for the words “sections 11 and 17” there were substituted “ the Re-use of Public Sector Information Regulations 2015 ”;

(iv) サブセクション(4) (b)における、「セクション 11 および 17」という文言は、「2015 年公共部門情報再利用法」に読み替える。

(v) subsection (7) were omitted;

(v) サブセクション(7)は削除する。

(c) in section 51—

(c) セクション 51—

(i) in subsection (1)—

(i) サブセクション(1)—

(aa) in paragraph (b)(i), for “Part I, or” there were substituted “ the Re-use of Public Sector Information Regulations 2015, ”;

(aa) パラグラフ (b) (i) において、「パート I、または」は、「2015 年公共部門情報再利用法」と読み替える。

(bb) paragraph (b)(ii) were omitted;

(bb) パラグラフ (b) (ii) は削除する。

(cc) in the closing words, for the words from “application” to the end there were substituted “ application, or to compliance with those Regulations, as is so specified ”;

(cc) 最後の言葉で、「適用」から最後まで言葉は、「適用、これらの規則に適合するように、またはそのように指定されるように」と読み替える。

(ii) in subsection (2)(b)(i), for the words “either of the purposes” there were substituted “ the purpose ”;

(ii) サブセクション(2) (b) (i) において、「いずれかの目的」という言葉は「目的」に読み替える。

(d)in section 52–

(d) セクション 52–

(i)in subsections (1) and (2), for “Part I” there were substituted “ the Re-use of Public Sector Information Regulations 2015 ”;

(i) サブセクション(1) および(2) では、「パート I」を「2015 年公共部門情報再利用法」と読み替える。

(ii)subsection (5) were omitted;

(ii) サブセクション(5) は削除する

(e)in section 56(1), for “by or under this Act” there were substituted “ by the Re-use of Public Sector Information Regulations 2015 ”;

(e) 第 56 条(1)において、「本法によりまたは本法に基づく」は、「2015 年公共部門情報規則の再利用」と読み替える。

(f)in section 57, subsection (3) were omitted.

(f) セクション 57 では、サブセクション(3)を削除する。

Enforcement and appeals provisions: regulation 15(5) charging exceptions

執行および上訴の規定:例外を定める規則 15(5)

19.-(1) This regulation applies where (and only to the extent that) a complaint under regulation 17 alleges that a public sector body has either–

19 .-(1)この規則において、規則 17 に基づく異議が、公共部門の機関が次のいずれかに該当すると主張する場合にのみ適用される。

(a)failed to comply with regulation 15(5); or

(a) 規則 15(5)を遵守しなかった場合

(b)applied regulation 15(5) in a case where regulation 15(3)(a) or (b) does not apply.

(b) 規則 15(3) (a) または(b) が適用されない場合において、規則 15(5)を適用した場合。

(2) The relevant enforcement and appeals provisions of the 2000 Act apply for the purposes of this Regulation as they apply for the purposes of the 2000 Act, but with the modifications in paragraph (4) of this regulation.

(2) 2000 年法の執行および上訴の規定は、2000 年法に適用されるのと同様に、この規則にも適用され

るが、この規則のパラグラフ(4)が変更されて適用される。

(3) In this regulation, “the relevant enforcement and appeals provisions of the 2000 Act” means the following sections of the 2000 Act—

(3)この規則において、「2000 年法の執行および上訴の規定」とは、2000 年法の以下のセクションを意味する。

(a)section 50 (application for decision by Commissioner);

(a)セクション 50(長官による決定の申請)

(b)section 56 (no action against public authority);

(b)セクション 56(公的機関に対する訴訟の禁止);

(c)section 57 (appeal against notices served under Part IV);

(c)セクション 57(パート IV に基づいて提供される通知に対する上訴)

(d)section 58 (determination of appeals).

(d)セクション 58(上訴の決定)

(4) The relevant enforcement and appeals provisions of the 2000 Act apply as mentioned in paragraph

(2) as if—

(4)2000 年法の執行および上訴の規定は、次のように(2)項で述べたように適用される。

(a)for any reference to “public authority”, “an authority” or “the authority”, there were substituted a reference to “public sector body”, “a body” or “the body” respectively;

(a)「public authority」、「an authority」または「the authority」は、それぞれ「public sector body」、「a body」または「the body」と読み替える。

(b)for any reference to “decision” or “decision notice” (including in the heading of section 50 but excluding any reference in text treated as inserted by this regulation), there were substituted a reference to “ recommendation ” or “recommendation notice”, as the case may be;

(b)「決定」または「決定通知」(セクション 50 の見出しを含むが、この規則によって挿入されたものとして扱われるテキスト内の記載を除く)については、以下において、「勧告」または「勧告通知」と読み替える。

(c)in section 50—

(c) セクション 50-

(i) in subsection (1)-

(i) サブセクション(1)-

(aa) for “information” there were substituted “ re-use ”;

(aa) 「情報」を「再利用」と読み替える。

(bb) for “Part I” there were substituted “ the Re-use of Public Sector Information Regulations 2015 ”;

(bb) 「パート I」を「2015 年公共部門情報再利用法」と読み替える。

(ii) in subsection (2)(a), the words “in conformity with the code of practice under section 45” were omitted;

(ii) サブセクション(2) (a) では、「セクション 45 に基づく実施基準に準拠している」を削除する。

(iii) for subsections (4) to (7), there were substituted the following -

(iii) サブセクション(4) から(7) については、次のように読み替える。

“(4) Where a recommendation notice has been served, the public sector body shall-

「(4) 勧告通知が出された場合、公的機関は以下を行うものとする。

(a) decide what action, if any, it will take as a result of the recommendation and the date by which any such action will be taken; and

(a) 勧告の結果としてどのような行動を取るか、またそのような行動をとる日を決定する

(b) notify the Commissioner and the complainant of its decision and the reasons for it.

(b) 長官および異議申立人に対して、その決定およびその理由を通知する

(5) Action referred to in subsection (4) may include (but is not limited to)-

(5) サブセクション(4) で規定されている行動には、以下が含むことができる(ただし、これらに限定されない)。

(a) reaffirming, varying or substituting any response by the public sector body to the complainant’s request for re-use; or

(a) 異議申立人の再利用の請求に対する公的機関による回答を再確認、変更、または代替するこ

と

(b)taking no further steps.

(b)それ以上の手順に進まないこと

(6) The public sector body must comply with subsection (4) promptly and in any event not later than the twentieth working day following the date of receipt by the public sector body of the recommendation.

(6) 公的機関は、(4) 項を迅速に遵守しなければならない、いかなる場合でも、公的機関が勧告を受け取った日から 20 営業日以内に対応しなければならない。

(7) In this section “working day” means any day other than a Saturday, a Sunday, Christmas Day, Good Friday or a day which is a bank holiday under the Banking and Financial Dealings Act 1971 in any part of the United Kingdom.”;

(7) このセクションにおいて、「営業日」とは、土曜日、日曜日、クリスマス、聖金曜日、または英国のいずれかの地域における 1971 年銀行金融取引法に基づく銀行休業日以外の日を意味する。

(d)in section 56(1)–

(d) セクション 56(1)–

(i)for “by or under this Act” there were substituted “ by the Re-use of Public Sector Information Regulations 2015 ”;

(i)「この法律によってまたはこの法律の下で」は、「2015 年公共部門情報再利用法」と読み替える。

(ii)subsection (2) were omitted;

(ii) サブセクション(2) は削除する。

(e)in section 57–

(e) セクション 57–

(i)in the heading, after “served” there were inserted “ and decisions notified ”;

(i) 見出しには、「提供された」の後に「および決定が通知された」を加える。

(ii)subsection (1) were omitted;

(ii) サブセクション(1) は削除する。

(iii)in subsection (2), for “information notice or an enforcement notice” there were substituted “ recommendation notice ”;

(iii) サブセクション(2)では、「情報通知または施行通知」を「勧告通知」と読み替える。

(iv)for subsection (3), there were substituted the following –

(iv) サブセクション(3)については、次のように読み替える–

“(3) Where a public sector body has provided notification of its decision under section 50(4), the complainant may appeal to the First-tier Tribunal against the decision.

「(3) 公的機関が第 50 条(4)に基づく決定の通知を提供した場合、異議申立人はその決定に対して第一審裁判所に上訴することができます。

(4) Where a public sector body has failed to provide a notification or its reasons under section 50(4) within the period referred to in section 50(6), the complainant may, without further delay, appeal to the First-tier Tribunal in respect of any matter complained of under section 50(1).”;

(4) 公的機関が第 50 条(6)に規定期する間内に第 50 条(4)に基づく通知またはその理由を通知しなかった場合、申立人はさらに遅れることなく、第 50 条(1)に基づいて異議を申し立てられた事項に関して、第一審裁判所に上訴することができる。

(f)in section 58–

(f) セクション 58–

(i)in subsection (1), for “57” there were substituted “ 57(2) ”;

(i) サブセクション(1)において、「57」を「57(2)」と読み替える。

(ii)for subsection (2) there were substituted–

(ii) サブセクション(2)は次の通り読み替える。

“(2) If on an appeal under section 57(3) the Tribunal considers that the decision is not in accordance with the law, the Tribunal shall allow the appeal; and in any other case the Tribunal shall dismiss the appeal.

「(2) 第 57 条(3)に基づく上訴において、裁判所の決定が法律に違反すると判断した場合、裁判所は上訴を許可する。その他の場合、裁判所は上訴を却下する。

(3) If on an appeal under section 57(4) the Tribunal considers that the request for re-use made by the complainant to the public sector body was not dealt with in accordance with regulation 15(5)

of the Re-use of Public Sector Information Regulations 2015 or that the body applied that regulation in a case where regulation 15(3) (a) or (b) did not apply, the Tribunal shall allow the appeal; and in any other case the Tribunal shall dismiss the appeal.

(3) 第 57 条(4)に基づく上訴において、裁判所が、申立人による公的機関への再利用の請求は、2015 年公共部門情報再利用法の規則 15(5)に従って処理されなかったと判断した場合、または規則 15(3) (a)または(b)が適用されない場合に機関がその規則を適用した場合、裁判所は上訴を許可する。その他の場合、裁判所は上訴を却下する。

(4) On an appeal, the Tribunal may review any finding of fact on which the notice in question was based.”.

(4) 上訴において、裁判所は、問題の通知の根拠となった事実認定を検討することができる。

Information sharing

情報の共有

20.-(1) The Information Commissioner F27 must notify the Scottish Information Commissioner on receipt of an appeal brought under regulations 18 or 19 that relates to a Scottish Public Authority designated as such by or under the 2002 Act, and must provide an opportunity for the Scottish Information Commissioner to provide information relating to the appeal.

20.-(1) 情報コミッショナーF27 は、2002 年法により、または 2002 年法に基づいて指定されたスコットランド公的機関に関連する規則 18 または 19 に基づいて提起された上訴を受領した場合、スコットランド情報コミッショナーに通知しなければならない、またスコットランド情報コミッショナーが上訴に関連する情報を提供する機会を与えなければならない。

(2) The Information Commissioner may disclose to the Scottish Information Commissioner any information obtained under or for the purposes of these Regulations which is considered to be necessary in order to carry out any of the functions conferred by or under them.

(2) 情報コミッショナーは、これらの規則の下で取得した情報、またはこれらの規則の下で付与された機能のいずれかを行使するために必要な範囲において取得した情報をスコットランド情報コミッショナーに開示することができる。

(3) The Scottish Information Commissioner may disclose to the Information Commissioner any information obtained under or for the purposes of the 2002 Act, the 2004 Regulations or these Regulations which is considered to be necessary in order to carry out any of the functions conferred by or under these Regulations.

(3) スコットランド情報コミッショナーは、2002 年法、2004 年規則、またはこれらの規則に基づいて付与さ

れた機能を行行使するために必要な範囲内で取得した情報を情報コミッショナーに開示することができる。

Amendments to the Freedom of Information Act 2000

2000 年情報自由法の改正

21.-(1) The 2000 Act is amended as follows.

21 .-(1) 2000 年法を次のように改正する。

(2) In section 11A F29 (release of datasets for re-use), after subsection (1) insert—

(2) セクション 11A F29 (再利用のためのデータセットのリリース)において、サブセクション(1)の後に挿入—

“(1A) But if the whole of the relevant copyright work is a document to which the Re-use of Public Sector Information Regulations 2015 apply, this section does not apply to the relevant copyright work.
「(1a)ただし、関連する著作物全体が 2015 年公共部門情報再利用法が適用される文書である場合、このセクションは関連する著作物には適用されない。

(1B) If part of the relevant copyright work is a document to which those Regulations apply—

(1B) 関連する著作物の一部が、それらの規則が適用される文書である場合、

(a) this section does not apply to that part, but

(a) このセクションはその部分には適用されないが、

(b) this section does apply to the part to which the Regulations do not apply (and references in the following provisions of this section to the relevant copyright work are to be read as references to that part).”.

(b) このセクションは、規則が適用されない部分には適用されます (また、このセクションの次の条項において、著作物に関する規定は、当該部分への規定として読み替える)。

(3) In section 19 (publication schemes)—

(3) セクション 19 (公開スキーム)—

(a) in subsection (2A)(c), before “where” insert “ subject to subsections (2AA) and (2AB). ”;

(a) サブセクション (2A) (c) で、「where」の前に「サブセクション (2AA) および (2AB) の対象」を挿入する。」

(b)after subsection (2A), insert—

(b)サブセクション(2A)の後に、以下を挿入する—

“(2AA) If the whole of the relevant copyright work is a document to which the Re-use of Public Sector Information Regulations 2015 apply, subsections (2A)(c) and (2B) to (2F) do not apply to the relevant copyright work.

「(2AA) 関連する著作物全体が2015年公共部門情報再利用法が適用される文書である場合、サブセクション(2A)(c)および(2B)から(2F)は関連するものには適用されない。

(2AB) If part of the relevant copyright work is a document to which those Regulations apply—

(2AB) 関連する著作物の一部が、それらの規則が適用される文書である場合—

(a)subsections (2A)(c) and (2B) to (2F) do not apply to that part, but

(a)サブセクション(2A)(c)および(2B)から(2F)はその部分には適用されないが、

(b)those provisions do apply to the part to which the Regulations do not apply (and references in the following provisions of this section to the relevant copyright work are to be read as references to that part).”.

(b)これらの規定は、規則が適用されない部分に適用される(また、このセクションの次の条項において、著作物に関する規定は、当該部分への規定として読み替える)。

Revocation, transitional and saving provisions

失効、移行および貯蓄の規定

22.—(1) In this regulation—

22 .—(1) この規則では—

“the 2005 Regulations” means the Re-use of Public Sector Information Regulations 2005 ;

「2005年規則」とは、2005年公共部門情報再利用法を意味する。

“the coming into force date” means the day on which these Regulations come into force.

「発効日」とは、これらの規則が発効する日を意味する。

(2) Subject to paragraphs (3) to (7), the 2005 Regulations are revoked.

(2) 第(3)項から(7)項に従い、2005年規則は廃止する。

(3) Subject to paragraphs (4) to (7) the 2005 Regulations shall continue to have effect in respect of any request for re-use received prior to the coming into force date and in respect of which a decision was not made by a public sector body prior to that date.

(3) 第(4)項から(7)項に従い、2005 年規則は、発効日より前に受領され、決定がなされなかった再利用の請求に関して引き続き効力を有するものとする。

(4) During the period of three months beginning with the coming into force date, the 2005 Regulations shall continue to have effect in respect of any complaint or request for a review which was made prior to that date and which was—

(4) 発効日から 3 か月間、2005 年規則は、その日より前に行われた、以下のような異議または審査請求に関して引き続き効力を有するものとする。

(a) a complaint referred to the Office of Public Sector Information under regulation 18(1) of those Regulations;

(a) これらの規則の規則 18(1) に基づいて公共機関情報局に提起された異議

(b) a complaint referred to the Advisory Panel on Public Sector Information under regulation 18(3) of those Regulations; or

(b) これらの規則の規則 18(3) に基づく公共部門情報に関する諮問委員会に付託された異議

(c) a request for a review referred to the Advisory Panel on Public Sector Information under regulation 20(1) of those Regulations.

(c) これらの規則の規則 20(1) に基づく公共部門情報に関する諮問委員会に照会された審査の請求

(5) Paragraphs (5) and (6) apply to a matter relating to the 2005 Regulations which was the subject of a complaint or request for a review under those Regulations made prior to the coming into force date and in respect of which a recommendation has not been made under those Regulations.

(5) (5) 項および(6) 項は、発効日より前に作成された規則に基づく異議または審査請求の対象となった 2005 年規則に関連する事項に適用される。

(6) Subject to paragraph (6), after the end of the period referred to in paragraph (3), a matter to which this paragraph applies shall be dealt with in accordance with regulation 18 or 19 of these Regulations (as the case may be) as if it were a matter relating to these Regulations.

(6) (6) 項に従い、(3) 項で規定された期間の終了後、この項が適用される事項は、これらの規則の規則 18 または 19 に従って取り扱われるものとする

(7) Sections 52, 54, 56, 57 and 58 of the 2000 Act do not apply to a matter to which this paragraph applies.

(7) 2000 年法の第 52 条、第 54 条、第 56 条、第 57 条および第 58 条は、本項が適用される事項には適用されない。

(8) Despite the amendments made by regulation 21, sections 11A and 19 of the 2000 Act shall continue to have effect for all purposes on and after the coming into force date, as they had effect immediately before that date, in respect of any—

(8) 規則 21 による改正にもかかわらず、2000 年法のセクション 11A および 19 は発効日の直前に発効したため、以下に関しては、発効日以降、すべての目的に対して引き続き効力を有する。

(a) information falling within section 11A(1) of that Act which was requested before the coming into force date; or

(a) 発効日の前に要求された同法のセクション 11A(1) に該当する情報

(b) publication scheme published before the coming into force date.

(b) 発効日の前に公表された公表スキーム

(2) the Digital Post Act³⁹ (デンマーク)

(デンマーク語) 原文

→ (英語) Google 翻訳

→ (和訳) 國峯事務所翻訳

Bekendtgørelse af lov om Digital Post fra offentlige afsendere

Promulgation of the Digital Post Act from public senders

公共送信者デジタルポスト法の公布

Herved bekendtgøres lov om Digital Post fra offentlige afsendere, jf. lovbekendtgørelse nr. 801 af 13. juni 2016 med de ændringer, der følger af § 29 i lov nr. 503 af 23. maj 2018 og lov nr. 1941 af 15. december 2020.

The Digital Post Act from public senders is hereby promulgated, cf. Executive Order no. 801 of 13 June 2016 with the amendments that follow from section 29 of Act no. 503 of 23 May 2018 and Act no. 1941 of 15 December 2020 .

³⁹ <https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2021/686>

公共送信者デジタルポスト法をここに公布する(2018 年 5 月 23 日法律第 503 号第 29 条および 2020 年 12 月 15 日法律第 1941 号の改正とともに 2016 年 6 月 13 日大統領令第 801 号を参照)。

Den bekendtgjorte lovtekst vedrørende § 2, § 2a, § 4, stk. 1, 1. pkt. og stk. 2, 1. pkt. og § 6, stk. 1, 2. pkt. træder i kraft på det tidspunkt, finansministeren fastsætter, jf. § 2, stk. 2, i lov nr. 1941 af 15. december 2020 om ændring af lov om Digital Post fra offentlige afsendere (Hjemtagelse til Digitaliseringsstyrelsen af dataansvar, strategisk ejerskab og beslutningskompetence for Digital Post, etablering af visningsklienter og flytning af borgeres og virksomheders post).

The promulgated text of the law regarding § 2, § 2a, § 4, subsection 1, 1st sentence. and paragraph 2, 1st sentence and § 6, subsection 1, 2nd sentence enters into force at the time determined by the Minister of Finance, cf. section 2, subsection 2, of Act no. 1941 of 15 December 2020 amending the Act on Digital Post from public senders(Transfer to the Danish Digitization Agency of data responsibility, strategic ownership and decision-making competence for Digital Post, establishment of display clients and relocation of citizens 'and companies' mail).

第 2 条、第 2 条 a、第 4 条 1 項第 1 文、同条 2 項第 1 文および第 6 条 1 項第 2 文は、財務大臣が定める時期に発効する。公共送信者デジタルポスト法を改正する法律(2020 年 12 月 15 日法律第 1941 号)第 2 条 2 項を参照(デジタルポストのデータ責任、政策の権限および意思決定権、ディスプレイクライアント(注:利用者がデジタルメールを閲読できるユーザーインターフェイス)の導入、市民と企業のメールの移設について、デジタル庁に移管する)。

Formål

Purpose

目的

§ 1. Reglerne i denne lov finder anvendelse på digital kommunikation i postløsningen Digital Post, jf. § 2, mellem offentlige afsendere, jf. § 7, og fysiske personer og juridiske enheder, der er tilsluttet postløsningen efter §§ 3 og 4. Fysiske personers og juridiske enheders tilslutning efter §§ 3 eller 4 medfører, at offentlige afsendere har ret til at afsende kommunikation til de pågældende i Digital Post med de retsvirkninger, der følger af § 10.

§ 1. The rules in this Act apply to digital communication in the postal solution Digital Post, cf. § 2, between public senders, cf. § 7, and natural persons and legal entities connected to the postal solution pursuant to §§ 3 and 4. The affiliation of legal persons and legal entities pursuant to §§ 3 or 4 means that public senders have the right to send communications to those concerned in Digital Post with the legal effects that follow from § 10.

第 1 条 この法律の規定は、第 3 条および第 4 条の規定に従い、公共送信者(第 7 条参照)と自然人および法人との間のデジタルポスト郵便方法(第 2 条参照)におけるデジタル通信に適用する。第 3 条

または第 4 条に基づく法人および法的団体の利用とは、公的機関が第 10 条の法的効果のあるこれらデジタルポストの利用主体に対し通信する権利を有することを意味する。

Digital Post

Digital mail

デジタルポスト

§ 2. Finansministeren anviser én digital postløsning, der betegnes Digital Post, og som er omfattet af lovens bestem- melser.

§ 2. The Minister of Finance designates one digital postal solution, called Digital Post, which is covered by the provisions of the Act.

第 2 条 財務大臣は、この法律の規定の適用対象として、デジタルポストという名称のデジタル郵便方法を指定する⁴⁰。

Stk. 2. Digitaliseringsstyrelsen udpeges til at sikre udvik- ling, drift, vedligeholdelse og forvaltning af postløsningen.

2. The Agency for Digitisation is appointed to ensure development, operation, maintenance and management of the postal solution.

2 デジタル庁は、郵便方法の立案、運用、保守、および管理を実施するために指定されている。

Stk. 3. Digitaliseringsstyrelsen kan udpege offentlige myndigheder eller juridiske enheder til på vegne af Digitaliseringsstyrelsen at varetage opgaver i medfør af stk. 2

3. The Agency for Digitisation may appoint public authorities or legal entities to handle tasks pursuant to subsection 2 on behalf of the Agency for Digitisation.

3 デジタル庁は、デジタル庁に代わって第 2 項の業務を処理する公的機関または法人を指定することができる。

Dataansvar

Data responsibility

データ責任

§ 2 a. Digitaliseringsstyrelsen er dataansvarlig for Digi- tal Post, jf. § 2. Digitaliseringsstyrelsen vil

⁴⁰ (補足) <https://en.digst.dk/about-us/organisation/>

「The Agency for Digitisation is an agency of the Ministry of Finance and was established in 2011 to speed up the digitisation processes required to modernise the Danish welfare society.」

behandle person- oplysninger i form af personnumre, cvr-numre, e-mail og telefonnumre el.lign. i forbindelse med drift, vedligeholdelse og forvaltning af postløsningen, herunder identifikation og advisering af fysiske personer og juridiske enheder, der er tilsluttet Digital Post efter § § 3 og 4.

§ 2 a. The Agency for Digitisation is data responsible for Digital Post, cf. § 2. The Danish Digitization Agency will process personal data in the form of social security numbers, CVR numbers, e-mail and telephone numbers etc. in connection with the operation, maintenance and administration of the postal solution, including identification and notification of natural persons and legal entities that are connected to Digital Post in accordance with § § 3 and 4.

第2条a デジタル庁は、デジタルポストのデータに対して責任を有する(第2条参照)。デジタル庁は、第3条および第4条に基づきデジタルポストに接続されている自然人および法人の識別と通知を含む郵便方法の運用、保守、および管理に関して、国民識別番号(注:CPR 番号)、CVR 番号、電子メールおよび電話番号などの形式で個人データを処理するものとする。

Stk. 2. Bestemmelsen i artikel 21 i Europa-Parlamentets og Rådets forordning nr. 2016/679 af 27. april 2016 om beskyttelse af fysiske personer i forbindelse med behandling af personoplysninger og om fri udveksling af sådanne oplysninger finder ikke anvendelse for behandling af personnumre i medfør af stk. 1.

2. The provision of Article 21 of Regulation No 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data⁴¹ shall not apply to the processing of social security numbers pursuant to subsection 1.

2. 個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する規則(2016年4月27日欧州議会および理事会規則番号 2016/679)第21条の規定(注:異議を述べる権利)は、第1項に基づく国民識別番号の処理には適用されない。

Stk. 3. Offentlige afsendere er dataansvarlige for indholdet af de meddelelser, de sender via Digital Post. Digitaliseringsstyrelsen er databehandler for offentlige afsenderes forsendelse af meddelelser efter 1. pkt.

3. Public senders are data responsible for the content of the messages they send via Digital Post. The Agency for Digitisation is the data processor for public senders' sending of messages pursuant to the first sentence.

3.公共送信者は、デジタルポストを利用して送信するメッセージの内容に係るデータについて責任を負う。デジタル庁は、第1文に基づき公共送信者がメッセージを送信するためのデータを処理する機関である。

Stk. 4. Juridiske enheder er dataansvarlige for indholdet af de meddelelser, de sender via og opbevarer

⁴¹ <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>

i Digital Post. Digitaliseringsstyrelsen er databehandler for juridiske enheders forsendelse og opbevaring af meddelelser efter 1. pkt.

4. Legal entities are data responsible for the content of the messages they send via and store in Digital Post. The Agency for Digitisation is the data processor for legal entities' transmission and storage of messages pursuant to the first sentence.

4. 法人は、デジタルポストを利用して送信し、およびデジタルポストに保存するメッセージの内容に係るデータについて責任を負う。デジタル庁は、第 1 文に基づき法人がメッセージを送信および保存するためのデータを処理する機関である。

Stk. 5. Finansministeren kan fastsætte regler om ansvar, opgaver og tilsyn i forbindelse med Digitaliseringsstyrelsens behandling af personoplysninger i postløsningen på vegne af de dataansvarlige, jf. stk. 3 og 4.

5. The Minister of Finance may lay down rules on responsibilities, tasks and supervision in connection with the Danish Digitization Agency's processing of personal data in the postal solution on behalf of the data controllers, cf. subsections 3 and 4.

5. 財務大臣は、データの責任主体に代わって、デジタル庁が郵便方法内の個人データの処理することに関する責任、業務、および管理に関する規則を定めることができる(第 3 項および第 4 項を参照)。

Obligatorisk tilslutning

Mandatory connection

利用義務

§ 3. Fysiske personer, der er 15 år eller derover, og som har bopæl eller fast ophold i Danmark, skal tilsluttes Digital Post, medmindre personen fritages for obligatorisk tilslutning, jf. § 5, stk. 1 og 3.

§ 3. Natural persons who are 15 years or older and who have a residence or permanent residence in Denmark shall be connected to Digital Post, unless the person is exempted from mandatory connection, cf. § 5, subsections 1 and 3.

第 3 条 15 歳以上で、デンマークに居住地または永住権を持っている自然人は、利用義務が免除されていない限り、デジタルポストを利用しなければならない(第 5 条 1 項および 3 項を参照)。

Stk. 2. Juridiske enheder med cvr-nummer, jf. lov om Det Centrale Virksomhedsregister, skal tilsluttes Digital Post, medmindre den juridiske enhed fritages for obligatorisk tilslutning, jf. § 5, stk. 4.

2. Legal entities with a CVR number, cf. the Central Business Register Act, shall be connected to Digital Post, unless the legal entity is exempted from mandatory affiliation, cf. section 5, subsection 4.

2. CVR 番号を持つ法人は、中央ビジネス登録法を参照して、利用義務が免除されていない限り、デジタルポストを利用しなければならない(第 5 条 4 項を参照)。

Stk. 3. Finansministeren kan fastsætte regler om, at andre former for registrering end de i stk. 1 og 2 nævnte indebærer obligatorisk tilslutning, medmindre personen eller den juri- diske enhed fritages for obligatorisk tilslutning, jf. § 5, stk. 1, 3 eller 4.

3. The Minister of Finance may lay down rules that other forms of registration than those in subsection 1 and 2 entails compulsory affiliation, unless the person or legal entity is exempted from compulsory affiliation, cf. section 5, subsections 1, 3 or 4.

3.財務大臣は、自然人または法人が利用義務を免除されていない限り、第 1 項および第 2 項以外の登録を行なった場合であっても利用義務が課される旨の規則を定めることができる(第 5 条 1 項、3 項、または 4 項参照)。

Stk. 4. Hvis en fysisk person, der er tilsluttet efter stk. 1, ikke længere har bopæl eller fast ophold i Danmark, fortsætter tilslutningen efter stk. 1 uændret, medmindre den pågældende anmoder om fritagelse. Anmodning om fritagelse skal ske i henhold til regler, der fastsættes i medfør af § 5, stk. 1.

4. If a natural person who is connected in accordance with subsection 1, no longer has a residence or permanent residence in Denmark, the connection pursuant to subsection 1 continues unchanged, unless the person in question requests an exemption. Requests for exemption shall be made in accordance with rules laid down pursuant to section 5 (1).

4. 第 1 項に基づき利用している自然人がデンマークに居住地または永住権を持たなくなった場合、当該者が免除を申請しない限り、第 1 項に基づく利用は変更されない。免除の申請は、第 5 条 1 項に基づき定められた規則に従って行わなければならない。

Frivillig tilslutning

Voluntary connection

任意の利用

§ 4. Fysiske personer og juridiske enheder, der er fritaget for obligatorisk tilslutning til den digitale postløsning, jf. § 5, kan frivilligt tilslutte sig postløsningen med de rets- virkninger, der følger af § 10, hvis de er i besiddelse af et elektronisk id, der giver adgang til postløsningen. En fysisk person eller en juridisk enhed, som frivilligt har tilsluttet sig postløsningen, er bundet af tilslutningen, medmindre den pågældende fysiske person eller juridiske enhed fritages for tilslutningen. § 5 og regler udstedt i medfør heraf finder tilsvarende anvendelse ved vurderingen af, om den pågældende kan fritages for tilslutningen.

§ 4. Natural persons and legal entities that are exempt from mandatory connection to the digital postal solution, cf. § 5, may voluntarily join the postal solution with the legal effects that follow from § 10, if they are in possession of an electronic ID that provides access to the postal solution. A natural person

or legal entity that has voluntarily joined the postal solution is bound by the connection, unless the natural person or legal entity in question is exempted from the connection. § 5 and rules issued in pursuance thereof apply correspondingly in the assessment of whether the person in question can be exempted from the connection.

§ 4 デジタル郵便方法の利用義務が免除されている自然人および法人(第 5 条を参照)は、郵便方法を利用するための電子 ID を保有している場合、第 10 条の法的効果のある郵便方法を任意に利用することができる。任意で利用した自然人または法人は、当該自然人または法人が利用の免除がされない限り、利用義務が課される。第 5 条および同条に基づき施行された規則は、当該者の利用義務を免除できるかどうかの判断に適用される。

Stk. 2. Fysiske personer, der er 15 år eller derover, og som ikke har bopæl eller fast ophold i Danmark, kan frivilligt tilslutte sig postløsningen med de retsvirkninger, der følger af § 10, hvis de er tildelt personnummer og er i besiddelse af et elektronisk id, der giver adgang til postløsningen. Tilslutningen er bindende, medmindre den pågældende fritages herfor.

2. Natural persons who are 15 years or older and who do not have a residence or permanent residence in Denmark may voluntarily join the postal solution with the legal effects that follow from section 10, if they have been assigned a personal identity number and are in possession of a electronic ID that provides access to the mail solution. The connection is binding, unless the person in question is exempted from this.

2.15 歳以上で、デンマークに居住地または永住権を持たない自然人は、国民識別番号が割り当てられ、郵便方法へのアクセスを提供するための電子 ID を保有している場合には、任意に第 10 条の法的効果のある郵便方法を利用することができる。かかる利用を行った場合、当該者の利用義務が免除されない限り、利用義務が課される。

Fritagelse

Exemption

免除

§ 5. Finansministeren fastsætter regler om fritagelse af fysiske personer fra obligatorisk tilslutning til Digital Post efter § 3, stk 1, for så vidt angår kommunikation om forhold, der ikke er omfattet af stk 3, hvor der foreligger særlige omstændigheder, som kan bevirke, at en person er hindret i at modtage sin post digitalt. En anmodning om fritagelse fra en person, der ikke længere har bopæl eller fast ophold i Danmark, jf. § 3, stk 4, medfører altid fritagelse.

§ 5. The Minister of Finance lays down rules on exemption of natural persons from mandatory connection to Digital Post pursuant to § 3, subsection 1, with regard to communication on matters not covered by subsection 3, where there are special circumstances, which can cause a person to be

prevented from receiving his mail digitally. A request for exemption from a person who no longer has a residence or permanent residence in Denmark, cf. section 3, subsection 4, always entails an exemption.

§ 5 財務大臣は、第 3 項が適用されない通信で、電子メールの受信ができない特別な事由を有する自然人に関して、第 3 条 1 項に基づく自然人のデジタルポスト利用義務を免除するための規則を定めるものとする。デンマークに居住地または永住権を持たなくなった者からの免除の申請(第 3 条 4 項参照)があった場合は、必ず免除されるものとする。

Stk. 2. Afgørelse om fritagelse af en fysisk person efter regler, der udstedes i medfør af stk. 1, træffes af kommunal- bestyrelsen i den kommune, hvor den pågældende person er eller senest har været folkeregistreret. Har vedkommende ikke været folkeregistreret i CPR med bopæl eller fast ophold i Danmark, træffes afgørelse af finansministeren eller den myndighed, som ministeren bemyndiger hertil.

2. A decision on exemption of a natural person in accordance with rules issued pursuant to subsection 1 shall be made by the municipal council of the municipality where the person in question is or has most recently been registered. If the person in question has not been registered in the CPR with residence or permanent residence in Denmark, a decision is made by the Minister of Finance or the authority authorized by the Minister.

2 第 1 項に従って定められた規則に基づく自然人の免除に関する決定は、当該者の所在地(または直近登録された)の属する自治体の議会によって行われなければならない。当該者がデンマークの居住地または永住権を持つ CPR に登録されていない場合、財務大臣または財務大臣により承認された機関が決定する。

Stk. 3. Erhvervsministeren kan fastsætte regler om fritagelse af fysiske personer fra obligatorisk tilslutning til Digital Post efter § 3, stk. 1, for så vidt angår kommunikation om fysiske personers erhvervsaktiviteter, hvis der foreligger ganske særlige omstændigheder, som kan bevirke, at en person er hindret i at modtage sin post digitalt. Med kommunikation om en fysisk persons erhvervsaktiviteter menes kommunikation om forhold, der udspringer af personens udøvelse af et erhverv eller personens virke som medlem af ledelsen i en virksomhed, som formand for en forening, der udøver erhvervsaktiviteter, eller som ejer af en virksomhed uden cvr-nummer.

3. The Minister of Business and Industry may lay down rules on exemption of natural persons from compulsory connection to Digital Post pursuant to section 3, subsection 1, with regard to communication about natural persons' business activities, if there are very special circumstances that may cause that a person is prevented from receiving his mail digitally. By communication about a natural person's business activities is meant communication about matters arising from the person's pursuit of a profession or the person's activity as a member of the management of a company, as chairman of an association that carries on business activities or as owner of a company without CVR number.

3.産業大臣は、電子メールの受信が困難な特別な事由がある場合、第 3 条 1 項に基づき、自然人の事

業活動に関する通信に関して、自然人のデジタルポストの利用義務の免除に関する規則を定めることができる。自然人の事業活動についてのコミュニケーションとは、当該者の職業遂行または会社経営者として、事業活動を行う団体の長として、または CVR 番号のない会社のオーナーとしての活動に関するコミュニケーションを意味する。

Stk. 4. Erhvervsministeren kan fastsætte regler om fritagelse af juridiske enheder fra obligatorisk tilslutning til Digital Post efter § 3, stk. 2, hvis der foreligger ganske særlige omstændigheder, som kan bevirke, at en juridisk enhed er hindret i at modtage sin post digitalt.

Subsection 4. The Minister of Business and Industry may lay down rules on exemption from legal entities from compulsory affiliation with Digital Post pursuant to section 3, subsection 2, if there are very special circumstances which may result in a legal entity being prevented from receiving its post digitally.

4. 産業大臣は、法人が電磁的方法による受領ができない非常に特別な事由がある場合、第 3 条 2 項に基づき、デジタルポストとの利用義務からの法人の免除に関する規則を定めることができる。

Stk. 5. Afgørelser om fritagelse efter regler, der udstedes i medfør af stk. 3 og 4, træffes af erhvervsministeren eller den myndighed, som ministeren bemyndiger hertil.

5. Decisions on exemption pursuant to rules issued pursuant to subsections 3 and 4 shall be made by the Minister of Trade and Industry or the authority authorized by the Minister to do so.

5. 第 3 項および第 4 項に従って定められた規則に基づく免除の決定は、産業大臣または産業大臣により承認された機関が行うものとする。

Stk. 6. Erhvervsministeren kan fastsætte regler om, at afgørelser efter regler, der udstedes i medfør af stk. 3 og 4, ikke kan indbringes for anden administrativ myndighed.

Subsection 6. The Minister of Business and Industry may lay down rules that decisions pursuant to rules issued pursuant to subsections 3 and 4 may not be appealed to another administrative authority.

6. 産業大臣は、第 3 項および第 4 項に基づき定められた規則に基づく決定に対し、他の行政機関に上訴することはできないという規則を定めることができる。

Stk. 7. Finansministeren fastsætter nærmere regler om administration af fritagelse, herunder fastsættelse af regler om indgivelse af anmodning om fritagelse, jf. stk. 1. Endvidere fastsætter finansministeren regler om registrering af fritagelse, videregivelse af oplysning om registrering af fritagelse til offentlige afsendere og sletning af indhold i digital post-kasse i forbindelse med fritagelse efter stk. 1, 3 og 4.

7. The Minister of Finance lays down more detailed rules on the administration of exemption, including laying down rules on the submission of requests for exemption, cf. subsection 1. Furthermore, the Minister of Finance lays down rules on registration of exemption, disclosure of information on registration

of exemption to public senders and deletion of contents in the digital mailbox in connection with exemption pursuant to subsections 1, 3 and 4.

7.財務大臣は、免除申請の提出に関する規則を定めることを含め、免除の手続に関する詳細な規則を定めるものとする(第 1 項を参照)。さらに、財務大臣は、第 1 項、3 項、および 4 項に基づく免除に関して、免除の登録、公共送信者への免除の登録に関する情報の開示、およびデジタルメールボックス内の内容の削除に関する規則を定めるものとする。

Stk. 8. Erhvervsministeren fastsætter nærmere regler om indgivelse af anmodning om fritagelse, jf. stk. 3 og 4.

8. The Minister of Business and Industry lays down further rules on the submission of a request for exemption, cf. subsections 3 and 4.

8.産業大臣は、免除の申請の提出に関するさらなる規則を定めるものとする(第 3 項および 4 項を参照)。

Læseadgang til tredjemand m.v.

Reading access to third parties, etc.

第三者への閲覧アクセスなど

§ 6. Fysiske personer og juridiske enheder, der er tilsluttet Digital Post, kan tillade, at andre kan læse meddelelser, der er sendt til eller fra vedkommende i postløsningen, medmindre dette er udelukket efter anden lovgivning. Tilladelse gives ved at anvende rettighedsstyring til at angive, hvem der skal have læseadgang.

§ 6. Natural persons and legal entities connected to Digital Post may allow others to read messages sent to or from the person in question in the postal solution, unless this is excluded by other legislation. Permission is granted by using rights management to specify who should have read access.

第 6 条.デジタルポストを利用する自然人および法人は、他の法令で除外されていない限り、郵便方法内で当該者との間で送受信されるメッセージを他者が閲読することを許可することができる。許可は、閲覧権者を指定する管理権によって付与される。

Stk. 2. Finansministeren kan fastsætte regler om, at fysiske personer kan give læseadgang på anden måde end anført i stk. 1. Erhvervsministeren kan fastsætte regler om, at personer, der har erhvervsaktiviteter, og juridiske enheder kan give læseadgang på anden måde end anført i stk. 1.

Subsection 2. The Minister of Finance may lay down rules that natural persons may grant reading access in other ways than specified in subsection 1. The Minister of Business and Industry may lay down rules that persons who have business activities and legal entities may grant reading access in other ways than specified in paragraph 1.

2.財務大臣は、第 1 項以外の方法で自然人が閲覧を許可するための規則を定めることができる。産業大臣は、第 1 項以外の方法で、事業活動に従事する者および法人が閲覧を許可するための規則を定めることができる。

Anvendelsen af Digital Post

The use of Digital Post

デジタルポスの利用

§ 7. Offentlige afsendere, jf. stk. 5, kan, jf. dog § 9 og regler fastsat i medfør af § 11, stk. 1, anvende Digital Post til kommunikation med fysiske personer og juridiske enheder, der er tilsluttet postløsningen efter § 3 eller § 4 med de retsvirkninger, der følger af § 10. Ved kommunikation forstås afsendelse af alle dokumenter og meddelelser m.v., herunder afgørelser.

§ 7. Public senders, cf. subsection 5, may, cf., however, § 9 and rules laid down pursuant to § 11, subsection 1, use Digital Post for communication with natural persons and legal entities connected to the postal solution pursuant to § 3 or § 4 with the legal effects that follow from § 10. By communication is meant the sending of all documents and notices, etc., including decisions.

第 7 条 公共送信者(第 5 項参照、ただし第 9 条および第 11 条 1 項に基づき定められた規則を参照)は、第 10 条の法的効力を有し、また第 3 条または第 4 条に基づき郵便方法を利用する自然人および法人との通信を行うためにデジタルポスを利用することができる。通信とは、決定を含むすべての文書および通知などを送信することを意味する。

Stk. 2. Finansministeren kan fastsætte regler om, at offentlige myndigheder m.v., der henregnes til den offentlige forvaltning, eller som er omfattet af forvaltningsloven eller lov om offentlighed i forvaltningen, kan anvende Digital Post som offentlige afsendere.

2. The Minister of Finance may lay down rules to the effect that public authorities, etc., which are assigned to the public administration or which are covered by the Public Administration Act or the Public Administration Act, may use Digital Post as public senders.

2.財務大臣は、行政に属する、または行政法の対象となる公的機関等が、デジタルポスを公共送信者として利用できる旨の規則を定めることができる。

Stk. 3. Finansministeren kan fastsætte regler om, at institutioner, foreninger m.v., som ikke kan henregnes til den offentlige forvaltning, eller som ikke er omfattet af forvaltningsloven eller lov om offentlighed i forvaltningen, kan anvende Digital Post som offentlige afsendere. Dette gælder dog kun for selvejende institutioner m.v., hvis driftsbudget er optaget på bevillingslov, og selvejende institutioner m.v., som en kommune eller region har indgået driftsoverenskomst med, samt for institutioner, foreninger, fonde m.v.,

3. The Minister of Finance may lay down rules to the effect that institutions, associations, etc., which cannot be attributed to the public administration, or which are not covered by the Public Administration Act or the Public Administration Act, may use Digital Post as public senders. However, this only applies to self-governing institutions, etc., if the operating budget is included in the Licensing Act, and self-governing institutions, etc., with which a municipality or region has entered into an operating agreement, as well as to institutions, associations, foundations, etc.

3.財務大臣は、行政に属せず、または行政法の適用対象とならない機関、団体等が公共送信者としてデジタルポストを利用できる旨の規則を定めることができる。ただし、これは、以下の場合であって、運用のための予算が認可法に基づいており、また市町村または地域が運用に関する合意を締結している自治体、機関、協会、財団等にのみ適用される。

1) hvis udgifter eller regnskabsmæssige underskud dækkes ved statstilskud eller ved bidrag, afgift eller anden indtægt i henhold til lov, eller

1) if expenses or accounting deficits are covered by government subsidies or by contributions, taxes or other income in accordance with law, or

1) 経費または会計上の赤字が、法律に基づき政府の補助金または拠出金、税金、その他の収入によって補填されている場合、または

2) som modtager kapitalindskud, tilskud, lån, garanti eller anden støtte fra staten eller en institution m.v., som er omfattet af nr. 1, såfremt kapitalindskuddet m.v. har væsentlig betydning for modtageren.

2) who receives a capital contribution, subsidy, loan, guarantee or other support from the state or an institution, etc., which is covered by no. 1, if the capital contribution, etc. has significant significance for the recipient.

2) 資本拠出等が受領者にとって重要な意味を持つ場合に、州または機関等から第 1 号の対象となる資本拠出、補助金、貸付、保証その他の支援を受けている者

Stk. 4. Finansministeren kan efter forhandling med Folketingets formand, Folketingets ombudsmand og rigsrevisor fastsætte regler om, at Folketinget og institutioner herunder kan anvende Digital Post som offentlige afsendere.

4. The Minister of Finance may, after negotiation with the Speaker of the Folketing, the Parliamentary Ombudsman and the Auditor General, lay down rules that the Folketing and institutions may use Digital Post as public senders.

4.財務大臣は、議会の議長、議会のオンブズマン、および会計検査院長官と交渉した後、議会および機関が公共送信者としてデジタルポストを利用できるという規則を定めることができる。

Stk. 5. Finansministeren offentliggør i Digital Post, hvilke offentlige myndigheder m.v. der anvender

Digital Post som offentlige afsendere.

5. The Minister of Finance publishes in Digital Post which public authorities, etc. using Digital Post as public senders.

5.財務大臣は、公共送信者としてデジタルポストを利用する公的機関などをデジタルポスト上に公表するものとする。

§ 8. Fysiske personer og juridiske enheder, der er tilsluttet efter § 3 eller § 4, kan, jf. dog § 9 og regler fastsat i medfør af § 11, stk. 1, anvende postløsningen til kommunikation med offentlige afsendere, jf. § 7, stk. 5, med de retsvirkninger, der følger af § 10.

§ 8. Natural persons and legal entities that are connected in accordance with § 3 or § 4 may, cf., however, § 9 and rules laid down pursuant to § 11, subsection 1, use the postal solution for communication with public senders, cf. § 7, subsection 5, with the legal effects that follow from section 10.

第8条 第3条または第4条に基づき利用する自然人および法人(ただし、第9条および第11条1項に基づき定められた規則を参照)は、公共送信者との通信に郵便方法を使用できる(第7条5項と、第10条の法的効力を参照)。

§ 9. § 7, stk. 1, og § 8 gælder ikke, hvor det følger af anden lovgivning, at en meddelelse skal sendes

§ 9. § 7, subsection 1, and § 8 do not apply where it follows from other legislation that a notification must be sent

第9条 第7条1項、および第8条は、他の法令に基づき以下の通知を送信する場合には適用されない。

1) i fysisk form eller

1) In physical form or

1) 物理的な形式

2) digitalt på anden måde.

2) digitally in another way.

2) デジタルを活用した別の方法による場合

§ 10. Meddelelser, der sendes under anvendelse af Digital Post, anses for

§ 10. Messages sent using Digital Post are considered

第10条 以下のデジタルポストを用いて送信されたメッセージは効力を有する。

1) at være kommet frem på det tidspunkt, hvor meddelelsen er tilgængelig for adressaten i postløsningen, herunder i en visningsklient, og

1) to have arrived at the time when the message is available to the addressee in the mail solution, including in a display client, and

1) ディスプレイクライアントを含むメール手段により受信者がメッセージを閲覧できる状態になっていること

2) at være afsendt af den angivne afsender.

2) to be sent by the specified sender.

2) 指定された送信者によって送信されていること

§ 10 a. Digitaliseringsstyrelsen kan tillade offentlige myndigheder, der anmoder om at udbyde en offentlig visningsklient, at anvende postløsningen efter § 2, stk. 1, til at formidle digital post fra offentlige afsendere til fysiske personer og juridiske enheder.

§ 10 a. The Danish Digitization Agency may allow public authorities that request to offer a public viewing client to use the postal solution pursuant to section 2 (1). 1, to convey digital mail from public senders to natural persons and legal entities.

第 10 条 a デジタル庁は、公共送信者から自然人および法人にデジタルポストを送信するために、第 2 条 1 項の郵便方法を用いたパブリックビューイングの利用を公的機関に対して許可することができる。

Stk. 2. Finansministeren kan fastsætte nærmere regler om tilladelsesordningen for offentlige myndigheder som udbydere af offentlige visningsklienter, jf. stk. 1.

Subsection 2. The Minister of Finance may lay down further rules on the licensing scheme for public authorities as providers of public viewing clients, cf. subsection 1.

2. 財務大臣は、パブリックビューイングの提供者としての公的機関の許可制度に関するさらなる規則を定めることができる(第 1 項を参照)。

§ 10 b. Digitaliseringsstyrelsen kan tillade private aktører, der anmoder om at udbyde en kommerciel visningsklient, at anvende postløsningen efter § 2, stk. 1, til at formidle digital post fra offentlige afsendere til fysiske personer og juridiske enheder.

§ 10 b. The Danish Digitization Agency may allow private actors requesting to offer a commercial display client to use the postal solution pursuant to § 2 (1) to convey digital mail from public senders to natural persons and legal entities.

第 10 条 b デジタル庁は、公共送信者から自然人や法人にデジタルメールを送信するため第 2 条 1 項に定める郵便方法を用いるための商用ディスプレイの利用に関する民間の主体による申請を許可する

ことができる。

Stk. 2. Fysiske personer og juridiske enheder kan vælge at anvende kommercielle visningsklienter til at tilgå deres meddelelser i postløsningen.

2. Natural persons and legal entities may choose to use commercial display clients to access their messages in the mail solution.

2 自然人および法人は、郵便方法内のメッセージにアクセスするために商用ディスプレイを使用することを選択できる。

Stk. 3. Meddelelse af tilladelse til at udbyde en kommerciel visningsklient er betinget af, at ansøgeren opfylder de fastsatte forpligtelser til offentlig tjeneste, herunder at ansøgeren dokumenterer den kommercielle visningsklients overholdelse af sikkerhedsmæssige og tekniske krav.

3 The granting of authorization to provide a commercial display client is conditional on the applicant fulfilling the established public service obligations, including the applicant documenting the commercial display client's compliance with security and technical requirements.

3 商用ディスプレイを使用する許可の付与は、申請者がセキュリティおよび技術的要件への商用ディスプレイに係るコンプライアンスについて文書化することを含め、公共サービスに係る義務を履行することを条件とする。

Stk. 4. Finansministeren kan fastsætte nærmere regler om tilladelsesordningen, og hvilke forpligtelser, jf. stk. 3, til offentlig tjeneste der kan pålægges private aktører, herunder sikkerhedsmæssige og tekniske krav, og om kompensation af de private aktører for forpligtelserne til offentlig tjeneste.

4. The Minister of Finance may lay down further rules on the licensing scheme and which obligations, cf. subsection 3, for public service may be imposed on private actors, including security and technical requirements, and on compensation of the private actors for public service obligations.

4.財務大臣は、許可制度および義務(第3項参照)についてさらに規則を定めることができる。セキュリティおよび技術的要件を含む公共サービスに係る義務は、民間主体に課すことができ、また公共サービスに係る義務を遵守するという民間主体の保証を課すことができる。

Supplerende bestemmelser

Additional provisions

追加規定

§ 10 c. Finansministeren kan fastsætte regler om flytning af fysiske personers og juridiske enheders digitale post fra offentlige afsendere i postløsningen, herunder indholdsdata og administrationsdata, fra en leverandør til en anden leverandør, der herefter opbevarer den digitale post. Meddelelser sendt af

en offentlig afsender i en periode, hvor denne ikke havde status af offentlig afsender, men hvor denne tidligere har været eller senere er blevet offentlig afsender, omfattes også af 1. pkt.

§ 10 c. The Minister of Finance may lay down rules on the transfer of digital mail from natural persons and legal entities from public senders in the mail solution, including content data and administration data, from one supplier to another supplier, who then stores the digital mail. Messages sent by a public sender during a period in which he did not have the status of a public sender, but where he has previously been or later became a public sender, are also covered by the first sentence.

第 10 条 c 財務大臣は、郵便方法での公共送信者から自然人および法人へのデジタルメールの転送に関する規則を定めることができる。これには、ある送信者から別の送信者へのコンテンツデータや管理データの転送、また当該デジタルメールの保存を含むものとする。公共送信者ではない間に公共送信者から転送されたメッセージであっても、当該者がそれ以前に公共送信者であった場合、または後に公共送信者になった場合、第1文が適用される。

§ 11. Finansministeren kan fastsætte nærmere regler om anvendelsen af Digital Post, herunder om anvendelse af sær- lige formater og programmer samt om størrelsen og antallet af filer, der kan sendes pr. meddelelse til og fra en offentlig afsender.

§ 11. The Minister of Finance may lay down further rules on the use of Digital Post, including on the use of special formats and programs as well as on the size and number of files that can be sent per message to and from a public sender.

第 11 条 財務大臣は、特別なフォーマットやプログラムの使用、およびメッセージごとに公共送信者との間で送信できるファイルのサイズと数など、デジタルポストの利用に関するさらなる規則を定めることができる。

Stk. 2. Erhvervsministeren bemyndiges til at fastsætte regler om, at juridiske enheder kan oprette digitale postkasser med anden identifikation end cvr-nummer.

2. The Minister of Business and Industry is authorized to lay down rules that legal entities may establish digital mailboxes with identification other than the CVR number.

2.産業大臣は、法人が CVR 番号以外の ID でデジタルメールボックスを設定できる旨の規則を定めることができる。

ikrafttræden m.v.

entry into force, etc.

施行など

§ 12. Loven træder i kraft den 1. juli 2012, jf. dog stk. 2-5.

§ 12. The Act enters into force on 1 July 2012, cf. 2-5.

第 12 条 この法律は 2012 年 7 月 1 日に施行する(2 項～5 項を参照)。

Stk. 2. Finansministeren fastsætter tidspunktet for ikraft- trædelsen af § 3, stk. 1.

2. The Minister of Finance shall determine the date of entry into force of section 3, subsection 1.

2 財務大臣は、第 3 条 1 項の施行日を決定するものとする。

Stk. 3. Erhvervsministeren fastsætter tidspunktet for ikrafttrædelsen af § 3, stk. 2.

3. The Minister of Business and Industry shall determine the date of entry into force of section 3, subsection 2.

3 産業大臣は、第 3 条 2 項の発効日を決定するものとする。

Stk. 4. Regler fastsat i medfør af § 3, stk. 3, om obliga- torisk tilslutning af fysiske personer på grundlag af andre former for registrering end den i § 3, stk. 1, nævnte, kan tidligst træde i kraft samtidig med ikrafttrædelsen af § 3, stk. 1.

4. Rules laid down pursuant to section 3, subsection 3, on the compulsory connection of natural persons on the basis of other forms of registration than that mentioned in section 3(1), may enter into force at the earliest at the same time as the entry into force of section 3(1).

4. 第 3 条 1 項に記載されているもの以外の登録形態に基づく自然人の利用義務に関して、第 3 条 3 項に従って定められた規則は、第 3 条 1 項と同時に施行することができる。

Stk. 5. Regler fastsat i medfør af § 3, stk. 3, om obliga- torisk tilslutning af juridiske enheder på grundlag af andre former for registrering end den i § 3, stk. 2, nævnte, kan tidligst træde i kraft samtidig med ikrafttrædelsen af § 3, stk. 2.

Subsection 5. Rules laid down pursuant to section 3 (3) on the compulsory affiliation of legal entities on the basis of other forms of registration than those mentioned in section 3 (2) may enter into force at the earliest at the same time as the entry into force of section 3(2)

5. 第 3 条 2 項に定めのある以外の登録形態に基づく法人の利用義務に関する第 3 条 3 項に基づき定められた規則は、第 3 条 2 項と同時に施行することができる。

§ 13. Loven gælder ikke for Færøerne og Grønland.

§ 13. The Act does not apply to the Faroe Islands and Greenland.

第 13 条 この法律は、フェロー諸島およびグリーンランドには適用されないものとする。

(3) the Act on the re-use of public sector information⁴² (デンマーク)

(デンマーク語)原文

→(英語)Google 翻訳

→(和訳)國峯事務所翻訳

Bekendtgørelse af lov om videreanvendelse af den offentlige sektors informationer

Promulgation of the Act on the re-use of public sector information

公共部門情報の再利用に関する法律の公布

Herved bekendtgøres lov nr. 596 af 24. juni 2005 om videreanvendelse af den offentlige sektors informationer, med de ændringer, der følger af lov nr. 551 af 17. juni 2008, lov nr. 553 af 2. juni 2014 og lov nr. 843 af 10. maj 2021.

Act no 596 of 24 June 2005 on the re-use of public sector information is hereby promulgated, with the amendments that follow from Act no 551 of 17 June 2008, Act no 553 of 2 June 2014 and Act no 843 of May 10, 2021.

公共部門情報の再利用に関する法律(2005年6月24日法律第596号)を2008年6月17日法律第551号、2014年6月2日法律第553号、および2021年5月10日法律第843号改正により、ここに公布する。

Kapitel 1

Chapter 1

第1章

Lovens formål og anvendelsesområde

Objective and scope of the Act

法の目的と適用範囲

Lovens formål

Objective

目的

§ 1. Lovens formål er at etablere ensartede minimumsregler for kommerciel og ikkekommerciel videreanvendelse af dokumenter og datasamlinger, som offentlige myndigheder er i besiddelse af.

⁴² <https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2021/1764>

§ 1. The objective of this Act is to establish a uniform minimum set of rules for the commercial and non-commercial re-use of documents and data collections held by public sector bodies.

第 1 条 この法律は、公的機関が保有する文書およびデータコレクションの商業的および非商業的再利用に関する統一された最小限のルールを定めることを目的とする。

Anvendelsesområde

Scope

適用範囲

§ 2. Loven omfatter videreanvendelse af dokumenter og datasamlinger, som offentlige myndigheder, herunder offentlige biblioteker, museer og arkiver, er i besiddelse af, jf. dog stk 2.

§ 2. The Act covers the re-use of documents and data collections held by public sector bodies, including public libraries, museums and archives; however, see subsection 2.

第 2 条 この法律は、公共図書館、博物館、アーカイブを含む公的機関が保有する文書およびデータコレクションの再利用に適用する(ただし、第 2 項を参照)。

Stk 2. Loven omfatter ikke dokumenter og datasamlinger,

2. The Act does not apply to documents and data collections:

2.この法律は、以下の文書およびデータコレクションには適用されない。

1) der er tilvejebragt eller kvalitetsforbedret som led i offentlige myndigheders kommercielle aktiviteter, eller

(1) which have been produced or enhanced in the course of a public sector body's commercial activities,

or

(1) 公的機関の商業活動の過程で作成または拡充されたもの

2) hvortil tredjemand besidder en immateriel rettighed.

(2) for which third parties hold a non-material right.

(2) 第三者が無形の権利を有しているもの

Stk 3. Loven finder ikke anvendelse på

3. The Act is not applicable to:

3.この法律は以下には適用されない。

1) programvirksomhed i tv- og radioorganer, som er pålagt en public service-forpligtelse,

(1) programme-related activities within television and radio organisations on which a public service

obligation is imposed;

(1) 公共サービスの提供義務が課せられている放送局およびラジオ局の番組に関連する活動

2) uddannelses- og forskningsinstitutioner, jf. dog § 11 a, og

(2) educational and research establishments; however, see § 11a and

(2) 教育および研究機関(ただし、第 11 条 a を参照)

3) kulturinstitutioner, jf. dog stk 1.

(3) cultural establishments; however, see subsection 1.

(3) 文化施設(ただし、第 1 項を参照)

§ 2 a. Loven omfatter endvidere videreanvendelse af eksisterende dokumenter og datasamlinger, som offentlige virksomheder er i besiddelse af, jf. dog stk 2 og 3.

§ 2 a. The Act also covers the re-use of existing documents and data collections that are in the possession of public companies; however, see subsections 2 and 3.

第 2 条 a この法律は、公営企業が所有する既存の文書およびデータコレクションの再利用も対象とする(ただし、第 2 項および第 3 項を参照)。

Stk 2. Loven omfatter ikke dokumenter og datasamlinger, som er tilvejebragt uden for anvendelsesområdet for leveringen af tjenesteydelser af almen interesse som fastsat ved lov eller andre retsfor skrifter eller vedrører aktiviteter, der er direkte udsat for konkurrence og derfor undtaget fra reglerne for offentlige udbud.

2. The Act does not cover documents and data collections that are provided outside the scope of the provision of services of general interest as provided by law or other legislation or relate to activities that are directly exposed to competition and therefore exempt from the rules of public procurement.

2. この法律は、法律その他の規定で定める公共の利益を有するサービスの提供の範囲外において提供される文書およびデータコレクション、および直接競争にさらされる活動に関連する文書およびデータコレクションには適用されず、そのため公共調達規則の適用除外となる。

Stk 3. Loven omfatter kun offentlige virksomheders aktiviteter, der ligger inden for områder, som er underlagt reglerne for offentlige udbud, og hvor offentlige virksomheder

3. The Act only covers the activities of public enterprises that are within areas that are subject to the rules for public tenders and where public enterprises

3. この法律は、公共入札規則の対象となる地域内における以下の公営企業の活動のみを対象とする。

1) handler som operatører af offentlige tjenester,

(1) acts as operators of public services,

(1) 公共サービスの事業者としての活動

2) fungerer som luftfartsselskaber eller

(2) act as airlines or

(2) 航空会社としての活動

3) handler som EU-redere.

(3) act as EU shipowners.

(3) EU の船主としての活動

Kapitel 2

Chapter 2

第 2 章

Definitioner

Definitions

定義

§ 3. Ved »offentlig myndighed« forstås statslige, regionale eller lokale myndigheder, offentligretlige organer og sammenslutninger af en eller flere af sådanne myndigheder eller offentligretlige organer.

§ 3. “Public sector body” means State, regional or local authorities, bodies governed by public law and associations formed by one or several such authorities or by one or several such bodies governed by public law.

第 3 条 「公的機関」とは、州、地域、地方自治体、公法により管理される機関、または 1 つまたは複数のこれら機関によって構成される団体を意味する。

Stk 2. Ved »offentligretligt organ« forstås ethvert organ,

2 “Body governed by public law” means any body:

2 「公法により管理される機関」とは、以下の機関を意味する。

1) der er oprettet specielt med henblik på at imødekomme almenhedens behov, dog ikke på det erhvervs- eller forretningsmæssige område,

(1) established for the specific purpose of meeting needs in the general interest, not having an industrial or commercial character;

(1) 産業的または商業的性格を持たず、公共の利益のためのニーズを満たすという特定の目的のために設立されたもの

2) som er en juridisk person, og

(2) having legal personality; and

(2) 法人格を持っているもの

3) hvis drift hovedsagelig er finansieret af staten, de regionale eller lokale myndigheder eller andre offentligretlige organer, eller hvis drift er underlagt disses kontrol, eller hvortil staten, de regionale eller lokale myndigheder eller andre offentligretlige organer kan udpege mere end halvdelen af medlemmerne i organets administrative ledelse, bestyrelse eller tilsynsorgan.

(3) financed for the most part by the State or regional or local authorities or other bodies governed by public law; or subject to management supervision by those bodies; or having an administrative, managerial or supervisory board, more than half of whose members are appointed by the State, regional or local authorities or by other bodies governed by public law.

(3) 州、地域、地方自治体、または公法により管理されるその他の機関による出資が大部分を占めているもの、これらの機関による管理監督の対象となっているもの、または管理委員会、取締役会、もしくは監査役会のメンバーの半数以上が州、地域、地方自治体、または公法により管理されるその他の機関によって任命されているもの

Stk 3. Ved »offentlig virksomhed« forstår virksomheder, som offentlige myndigheder har en bestemmende indflydelse på, ved at myndigheden enten

3. "Public enterprises" means companies over which public authorities have a controlling influence, by the authority either

3 「公営企業」とは、以下に定める、公的機関が支配的影響力を有する会社を意味する。

1) besidder majoriteten af virksomhedens tegnede kapital,

(1) holds the majority of the company's subscribed capital,

(1) 会社の募集資本の過半数を保有していること

2) råder over flertallet af de stemmer, som er knyttet til de kapitalandele, som virksomheden har udstedt, eller

(2) has the majority of the votes attached to the shares issued by the company, or

(2) 会社の発行済み株式の議決権の過半数を有していること

3) kan udpege mere end halvdelen af medlemmerne i virksomhedens administrationsledelse eller

tilsynsorgan.

(3) may appoint more than half of the members of the company's administrative management or supervisory body.

(3) 会社の経営または監査機関の構成員の半数以上を任命することができること

Stk 4. Ved »dokument« forstås alle informationer uanset medium og enhver del af disse informationer.

4 “Document” means all information regardless of the medium and any part of such information.

4 「文書」とは、媒体に関わらず、またそのような情報の一部を含む、すべての情報を意味する。

Stk 5. Ved »datasamling« forstås registre eller andre systematiske fortegnelser, hvor der gøres brug af elektronisk databehandling.

5 “Data collection” means registers or other systematic lists for which use is made of electronic data processing.

5「データコレクション」とは、電子データ処理を利用する登録その他の体系的なリストを意味する。

Stk 6. Ved »videreanvendelse« forstås brug af offentlige myndigheders og offentlige virksomheders dokumenter eller datasamlinger til andre kommercielle eller ikke-kommercielle formål end det oprindelige formål, som dokumenterne eller datasamlingerne blev udarbejdet til. Udveksling af dokumenter eller datasamlinger mellem offentlige myndigheder og offentlige virksomheder eller mellem offentlige myndigheder, der kun sker som led i offentlige myndigheders varetagelse af deres offentlige opgaver, betragtes ikke som videreanvendelse.

6 “Re-use” means the use of documents or data collections of public authorities and public undertakings for commercial or non-commercial purposes other than the original purpose for which the documents or data collections were prepared. The exchange of documents or data collections between public authorities and public undertakings or between public authorities which takes place only in the course of public authorities' performance of their public tasks is not considered as re-use.

6「再利用」とは、公的機関および公営企業の文書またはデータコレクションを、作成された本来の目的以外の商業的または非商業的目的で使用することを意味する。公的機関が公的業務を遂行する過程でのみ行う、公的機関と公営企業の間、または公的機関間の文書またはデータコレクションの交換は、再利用とはみなされない。

Stk 7. Ved »dynamiske data« forstås dokumenter og datasamlinger i digital form, som er genstand for hyppige opdateringer eller realtidsopdateringer.

7 “dynamic data” means documents and data collections in digital form, which are subject to frequent updates or real-time updates.

7「ダイナミックデータ」とは、頻繁な更新またはリアルタイムの更新の対象となるデジタル形式の文書お

よびデータコレクションを意味する。

Kapitel 3

Chapter 3

第 3 章

Behandling af anmodning om videreanvendelse

Processing of requests for re-use

再利用の申請の処理

§ 4. Offentlige myndigheder, herunder offentlige biblioteker, museer og arkiver, kan stille dokumenter og datasamlinger til rådighed for videreanvendelse, medmindre lovens øvrige bestemmelser eller anden lovgivning er til hinder herfor.

§ 4. Public authorities, including public libraries, museums and archives, may make documents and data collections available for re-use, unless the other provisions of the Act or other legislation prevent this.

第 4 条 公共図書館、博物館、アーカイブを含む公的機関は、法律その他の規定が禁止しない限り、その保有する文書およびデータコレクションを再利用できるようにすることができる。

Stk 2. Når en offentlig myndighed giver adgang til videreanvendelse af dokumenter eller datasamlinger efter denne lov, kan myndigheden i en aftale fastsætte betingelser for videreanvendelse. Betingelserne må ikke unødigt begrænse mulighederne for videreanvendelse og må ikke benyttes til at begrænse konkurrencen.

2 When a public sector body makes documents or data collections available for re-use under this Act, it may impose conditions for re-use in an agreement. The conditions shall not unnecessarily restrict possibilities for re-use and shall not be used to restrict competition.

2 公的機関がこの法律に基づいて、保有する文書またはデータコレクションを再利用できるようにする場合、合意により再利用の条件を定めることができる。ただし、その条件は、再利用を不必要に制限してはならず、また競争を制限するために用いてはならない。

Stk 3. Anmodning om videreanvendelse indgives til den offentlige myndighed, der er i besiddelse af dokumentet eller datasamlingen, eller til myndigheder, der i henhold til anden lovgivning administrerer datasamlinger.

3 Requests for re-use shall be submitted to the public sector body that holds the document or data collection or to the bodies which under other legislation administer data collection.

3 再利用の申請は、文書またはデータコレクションを保有する公的機関、または他の法律に基づきデー

タコレクションを管理する機関に提出されなければならない。

Stk 4. Myndigheden afgør snarest, om anmodningen kan imødekommes. En anmodning om videreanvendelse skal færdigbehandles inden 7 arbejdsdage efter modtagelsen, medmindre dette på grund af f.eks. omfanget eller kompleksiteten af de dokumenter og datasamlinger, som anmodningen vedrører, undtagelsesvis ikke er muligt. Ansøgeren skal i givet fald underrettes om grunden til fristoverskridelsen og om, hvornår anmodningen kan forventes færdigbehandlet.

4. The body shall decide as soon as possible whether the request may be granted. A request for re-use shall be processed within 7 working days of receipt, unless this is due to e.g. the scope or complexity of the documents and data collections to which the request relates is exceptionally not possible. The applicant shall, if necessary, be informed of the reason for the deadline and when the request may be expected to be completed.

4.機関は、申請を許可するか否かを速やかに決定しなければならない。再利用の申請は、申請の対象文書およびデータコレクションの範囲や複雑さといった例外的な理由による場合を除き、受領後 7 営業日以内に処理しなければならない。申請者は、必要に応じて、応答日が遅れる理由、および想定の日を通知しなければならない。

Stk 5. Er der behov for at indgå en løbende aftale om videreanvendelse, udarbejder myndigheden inden 7 arbejdsdage efter modtagelsen et aftaletilbud til ansøger. Hvis dette på grund af f.eks. omfanget eller kompleksiteten af de dokumenter og datasamlinger, som anmodningen vedrører, ikke er muligt, skal myndigheden underrette ansøgeren om grunden hertil og om, hvornår et aftaletilbud kan forventes at foreligge.

5 If there is a need to enter into an ongoing agreement on re-use, the authority prepares an agreement offer to the applicant within 7 working days of receipt. If this is due to e.g. the scope or complexity of the documents and data collections to which the request relates is not possible, the authority shall inform the applicant of the reason for this and of when a contract offer may be expected to be available.

5 再利用に関して継続的な合意を締結する必要がある場合、公的機関は受領後 7 営業日以内に申請者との合意案を作成するものとする。申請の対象文書およびデータコレクションの範囲や複雑さにより期限内の作成が不可能である場合、公的機関は応答日が遅れる理由および合意案を提供する想定日を、申請者に通知しなければならない。

Stk. 6. Hvis afgørelse af anmodningen om videreanvendelse af eksisterende dokumenter eller datasamlinger forudsætter væsentlige omkostninger til dokumentation, konsulentundersøgelser og lign. for den offentlige myndighed, skal myndigheden underrette ansøgeren herom med skøn over nødvendige udgifter i forbindelse med behandling af anmodningen, såfremt omkostningerne bedes afholdt af ansøgeren. Hvis ansøgeren stillet over for kravet om afholdelse af disse udgifter ikke ønsker at opretholde

anmodningen, kan den offentlige myndighed indstille den videre behandling af anmodningen.

6 If a decision on a request for the re-use of existing documents or data collections entails significant costs for the public sector body for documentation, expert searches, etc., the body shall inform the applicant thereof, indicating its estimate of the expenditure required to process the request if the costs are to be charged to the applicant. If, because of the costs to be charged to him, the applicant does not wish to maintain his request, the public sector body may discontinue processing the request.

6 既存の文書またはデータコレクションの再利用の申請に関する決定が、文書処理、専門家の調査などのために公的機関に多額の費用を伴う場合であって、当該費用を申請者に申請する場合、当該機関は申請者にそのことを通知し、必要な支出の見積もりを示さなければならない。費用のために申請者が申請をしない判断をする場合、公的機関は申請の処理を中止することができる。

§ 5. Den offentlige myndighed skal, såfremt det er muligt, behandle anmodninger om videreanvendelse af dokumenter eller datasamlinger elektronisk.

§ 5 Public sector bodies shall, where possible, use electronic means to process requests for re-use of documents or data collections.

第 5 条 公的機関は、可能な限り、電子的方法を用いて文書またはデータコレクションの再利用の申請を処理しなければならない。

§ 6. Når en offentlig myndighed giver afslag på anmodningen om videreanvendelse med henvisning til § 2, stk 2, nr. 2, skal afslaget indeholde en henvisning til den fysiske eller juridiske person, som er indehaver af rettighederne, når denne kendes. Alternativt skal den offentlige myndighed henvise til den licensgiver, hvorfra den offentlige myndighed har indhentet det relevante materiale.

§ 6 If a public sector body takes a negative decision in response to a request for re-use on the basis of Article 2(2)(2), it shall in its decision include a reference to the natural or legal person who is the rightholder, where known. Alternatively, the public sector body shall refer the applicant to the licensor from which the public sector body has obtained the relevant material.

第 6 条 公的機関が、第 2 条 2 項 2) に基づいて再利用の申請を拒否する場合、その決定には、権利者である自然人または法人を記載しなければならない(判明している場合に限り)。または、公的機関は、当該機関が関連資料を入手した権利者に、申請者を紹介しなければならない。

Stk 2. Bestemmelsen i stk 1 finder ikke anvendelse, når afslag meddeles af et offentligt bibliotek, museum eller arkiv.

2. The provision in subsection 1 does not apply when a refusal is issued by a public library, museum or archive.

2. 第 1 項の規定は、公共図書館、博物館、または公文書保管所が申請を拒否した場合には適用されない。

Kapitel 4

Chapter 4

第 4 章

Betingelser for videreanvendelse

Conditions for re-use

再利用の条件

Tilgængelige formater

Available format

利用可能な形式

§ 7. Når dokumenter og datasamlinger stilles til rådighed for videreanvendelse, skal offentlige myndigheder og offentlige virksomheder sikre, at disse er tilgængelige i alle allerede eksisterende sprogversioner og formater, herunder i elektroniske formater. Er det muligt og hensigtsmæssigt, skal dokumenter og datasamlinger endvidere stilles til rådighed i formelle, åbne og maskinlæsbare formater sammen med dokumenters og datasamlingers metadata, medmindre det ikke kan klares ved en simpel ekspeditionssag.

§ 7. When documents and data collections are made available for re-use, public authorities and public companies shall ensure that these are available in all already existing language versions and formats, including in electronic formats. Where possible and appropriate, documents and data collections shall also be made available in formal, open and machine-readable formats, together with the metadata of documents and data collections, unless this can be done by a simple administrative procedure.

第 7 条 文書およびデータコレクションの再利用を許可する場合、公的機関および公営企業は、これらが電子形式を含む現状で存在しているすべての言語バージョンおよびフォーマットにより提供しなければならない。可能かつ適切な場合、文書およびデータコレクションは、単純な手順で利用できる場合を除き、文書およびデータコレクションのメタデータとともに、オープンフォーマットかつ機械判読可能なフォーマットで利用できるようにしなければならない。

Stk 2. Bestemmelsen i stk 1 indebærer ikke en forpligtelse til at fremstille eller tilpasse dokumenter eller til at stille uddrag til rådighed for at efterkomme stk 1, hvis dette ikke kan klares som en simpel ekspeditionssag.

2. The provision in subsection 1 does not imply an obligation to produce or adapt documents or to make extracts available to comply with subsection 1, if this cannot be done as a simple processing case.

2. 第 1 項の規定は、単純な手順により実施できる場合を除き、第 1 項に準拠するために、文書を作成、

適合、または抜粋文書を利用可能にする義務を課すものではない。

Stk 3. Offentlige myndigheder gør dynamiske data tilgængelige for videreanvendelse umiddelbart efter indsamlingen via egnede API-grænseflader og, hvis det er relevant, i form af massedownloads.

3. Public authorities make dynamic data available for re-use immediately after collection via appropriate API interfaces and, if applicable, in the form of mass downloads.

3. 公的機関は、適切な API インターフェースを介し、また適用できる場合は大容量ダウンロードの形式で、取得後直ちにダイナミックデータを再利用できるようにするものとする。

Stk 4. Hvis tilgængeliggørelsen af dynamiske data for videreanvendelse, jf. stk 3, umiddelbart efter indsamlingen ville overstige den finansielle og tekniske kapacitet hos den offentlige myndighed og derved pålægge et uforholdsmæssigt stort arbejde, gøres disse dynamiske data tilgængelige for videreanvendelse inden for en tidsfrist eller med midlertidige tekniske begrænsninger, som ikke hæmmer udnyttelsen af deres økonomiske og sociale potentiale uforholdsmæssigt.

4 If the availability of dynamic data for re-use, cf. subsection 3, immediately after collection would exceed the financial and technical capacity of the public authority and thereby impose a disproportionate amount of work, this dynamic data shall be made available for re-use within a time limit or with temporary technical constraints which do not disproportionately hamper the exploitation of their economic and social potential.

4 再利用のためのダイナミックデータの利用可能性については(第3項を参照)、取得直後に公的機関の財政的および技術的能力を超え、それにより過大の業務を要する場合、当該ダイナミックデータは、一定の制限期間内に限り、または経済的および社会的な利用を過度に妨げない限度で一時的な技術的制約の下、再利用できるようにしなければならない。

Gebyrer

Charges

料金

§ 8. Når dokumenter eller datasamlinger stilles til rådighed for videreanvendelse, kan der opkræves et gebyr til dækning af de meromkostninger, der er forbundet med at stille dokumenter eller datasamlinger til rådighed for videreanvendelse.

§ 8. When documents or data collections are made available for re-use, a fee may be charged to cover the additional costs associated with making documents or data collections available for re-use.

第 8 条 文書またはデータコレクションを再利用できるようにする場合、再利用に関連する追加コストに相当する料金を請求できる。

Stk 2. Der kan ud over gebyret som nævnt i stk 1 fastsættes en betaling, som helt eller delvis dækker omkostningerne ved selve dokument- eller dataproduktionen, når dokumenter og datasamlinger er produceret

2. In addition to the fee as mentioned in subsection 1, a payment may be determined which fully or partially covers the costs of the actual document or data production when documents and data collections have been produced.

2.第1項に定める料金に加えて、以下の場合、文書およびデータコレクションが作成された際のコストを全部または一部に相当する料金の支払いを決定することができる。

1) som led i en indtægtsfinansieret offentlig produktionsvirksomhed, det vil sige, hvor den offentlige myndigheds hovedopgave er helt eller delvis indtægtsfinansieret, eller

(1) as part of a revenue-financed public production activity, ie where the main task of the public authority is wholly or partly revenue-financed, or

(1)歳入資金による公的な活動の一環である場合、すなわち公的機関の主な業務の全体または一部が歳入資金によるものである場合

2) af offentlige virksomheder.

(2) by public enterprises.

(2)公営企業による場合

Stk 3. Offentlige myndigheder og offentlige virksomheder fastsætter standardgebyrer for videreanvendelse af deres dokumenter og datasamlinger på forhånd.

3. Public authorities and public companies set standard fees for the re-use of their documents and data collections in advance.

3.公的機関および公営企業は、事前に文書およびデータコレクションの再利用に対して標準料金を設定するものとする。

Stk 4. Offentlige myndigheder og offentlige virksomheder skal efter anmodning angive beregningsgrundlaget for fastsatte gebyrer. Den pågældende myndighed skal også angive, hvilke faktorer der vil blive lagt til grund for beregningen af gebyrer i atypiske tilfælde.

4. Public authorities and public enterprises shall, upon request, state the calculation basis for fixed fees. The relevant authority shall also indicate the factors that will be used to calculate the fees in atypical cases.

4.公的機関および公営企業は、請求に応じて、確定した料金の算定基準を記載しなければならない。また、関係当局は、変動型の料金の算定に用いられる要素を示さなければならない。

Stk 5. Finansministeren sikrer, at der føres en offentlig liste over de danske myndigheder, der kan fastsætte en betaling efter stk 2, der overstiger de meromkostninger, der er forbundet med at stille dokumenter og datasamlinger til rådighed for videreanvendelse.

5. The Minister of Finance shall ensure that a public list is kept of the Danish authorities that may stipulate a payment pursuant to subsection 2 that exceeds the additional costs associated with making documents and data collections available for re-use.

5.財務大臣は、第 2 項に基づき文書およびデータコレクションを再利用できるようにすることに関連する追加費用を超える支払いを規定できる、デンマーク当局の公表リストを保持しなければならない。

Stk 6. Videreanvendelsen af følgende dokumenter og datasamlinger skal være gratis for brugerne:

6. The re-use of the following documents and data collections shall be free of charge for users:

6.次のドキュメントおよびデータコレクションの再利用は、ユーザーが無料で使用できなければならない。

1) Datasæt, der er opført på listen med datasæt af høj værdi, jf. § 11 b.

(1) Data sets that are included in the list of data sets of high value, cf. section 11 b.

(1) 価値の高いデータセットのリストに含まれるデータセット(第 11 条 b を参照)

2) Forskningsdata, jf. § 2, stk 3, nr. 2, og § 11 a, stk 2.

(2) Research data, cf. section 2, subsection 3, no. 2, and section 11 a, subsection 2.

(2) 研究データ(第 2 条 3 項 2)および第 11 条 a 第 2 項を参照)

Gennemsigtighed og ikkediskrimination

Transparency and non-discrimination

透明性と無差別

§ 9. Når offentlige myndigheder eller offentlige virksomheder fastsætter betingelser for videreanvendelse efter denne lov, skal dette ske på forhånd. Betingelser og standardgebyrer offentliggøres, såfremt det er muligt, i elektronisk form.

§ 9. When public authorities or public companies determine conditions for re-use in accordance with this Act, this shall be done in advance. Terms and standard fees are published, if possible, in electronic form.

第 9 条 公的機関または公営企業がこの法律に従って再利用の条件を決定する場合、事前に行わなければならない。また、条件および標準料金は、可能な限り電子形式により公表するものとする。

Stk 2. Standardaftaler for videreanvendelse af dokumenter og datasamlinger skal gøres tilgængelige i elektronisk form.

2. Standard agreements for the re-use of documents and data collections shall be made available in electronic form.

2. 文書およびデータコレクションの再利用に関する標準約款は、電子形式で利用できるようにしなければならない。

Stk 3. Betingelser for videreanvendelse af dokumenter og datasamlinger skal være ikkediskriminerende for sammenlignelige kategorier af videreanvendelse.

3. Conditions for re-use of documents and data collections shall be non-discriminatory for similar categories of re-use.

3. 文書およびデータコレクションの再利用の条件は、同様のカテゴリーの再利用について差別的であってはならない。

Stk 4. Dokumenter og datasamlinger skal stilles til rådighed for private virksomheder i samme omfang og på samme betingelser, som gælder for offentlige myndigheders kommercielle aktiviteter.

4. Documents and data collections shall be made available to private companies to the same extent and under same conditions as for commercial activities of public sector bodies.

4. 文書およびデータコレクションは、公的機関の商業活動と同程度かつ同じ条件で民間企業が利用できるようにしなければならない。

Forbud mod aftaler om eneret

Prohibition of exclusive arrangements

独占的取り決めの禁止

§ 10. Aftaler om videreanvendelse af dokumenter og datasamlinger må ikke tildele eneret, jf. dog stk 2 og 4.

§ 10 Arrangements on re-use of documents and data collections shall not grant exclusive rights; however, see subsection 2 and 4.

第 10 条 文書およびデータコレクションの再利用に関する合意において、独占的権利を付与してはならない(ただし、第 2 項および第 4 項を参照)。

Stk 2. Såfremt eneret er nødvendig for leveringen af en tjenesteydelse i offentlighedens interesse, kan den offentlige myndighed og offentlige virksomhed indgå en eneretsaftale. Aftalen skal indeholde en begrundelse for eneretten. Begrundelsen for enerettens tildeling revurderes med jævne mellemrum og under alle omstændigheder hvert tredje år.

2. If the exclusive right is necessary for the provision of a service in the public interest, the public

authority and public company may enter into an exclusive right agreement. The agreement shall contain a justification for the exclusive right. The reasons for granting the exclusive right are reassessed at regular intervals and in any case every three years.

2. 公益のためのサービスの提供に独占的権利が必要な場合は、公的機関と公営企業が独占的権利に関する合意を締結することができる。独占的な合意には、独占的権利を付与する正当性がなければならない。独占的権利を付与する理由は、3 年ごとに見直されなければならない。

Stk 3. Aftaler om eneret skal være offentligt tilgængelige.

3. The exclusive arrangements shall be made public.

3. 独占的な合意は公表されなければならない。

Stk 4. Varigheden af en eneretsaftale om digitalisering af kulturelle ressourcer kan ikke overstige 10 år. Dog kan en eneretsaftale overstige 10 år, hvis det er nødvendigt for leveringen af en tjenesteydelse i offentlighedens interesse. Kulturministeren sikrer efter forhandling med finansministeren, at en aftale med længere løbetid end 10 år revurderes, for så vidt angår aftalens løbetid, i det 11. år og herefter hvert 7. år.

4. The duration of an exclusive agreement on digitization of cultural resources may not exceed 10 years. However, an exclusive agreement may exceed 10 years if necessary for the provision of a service in the public interest. The Minister of Culture shall, after negotiation with the Minister of Finance, ensure that an agreement with a term longer than 10 years is reassessed, as far as the term of the agreement is concerned, in the 11th year and thereafter every 7 years.

4. 文化的資源のデジタル化に関する独占的合意の期間は 10 年を超えてはならない。ただし、公益のためのサービスの提供に必要な場合は、10 年を超えることができる。文化担当大臣は、財務大臣との協議後、10 年を超える期間の取り決めは、11 年目以降は 7 年ごとに見直されなければならない。

Praktiske ordninger

Practical arrangements

実務上の取り決め

§ 11. Den offentlige myndighed og offentlige virksomhed offentliggør en oversigt over dokumenter og datasamlinger, der stilles til rådighed for videreanvendelse efter denne lov.

§ 11. The public authority and public enterprise shall publish an overview of documents and data collections that are made available for re-use in accordance with this Act.

第 11 条 公的機関および公営企業は、この法律により再利用できる文書およびデータコレクションの概要を公表しなければならない。

Stk 2. Beslutning om ikke længere at stille bestemte dokumenter og datasamlinger til rådighed for videreanvendelse eller ikke længere at opdatere dem skal offentliggøres snarest muligt i elektronisk form.

2. The decision to no longer make certain documents and data collections available for re-use or no longer to update them shall be published as soon as possible in electronic form.

2.特定の文書およびデータコレクションを再利用できないようにする、または更新しない決定は、電子的形式で速やかに公表しなければならない。

Stk 3. Finansministeren kan fastsætte nærmere regler om offentliggørelse af dokumenter og datasamlinger efter stk 1 og 2.

3. The Minister of Finance may lay down further rules on the publication of documents and data collections pursuant to subsections 1 and 2.

3.財務大臣は、第 1 項および第 2 項に従って、文書およびデータコレクションの公表に関するさらなる規則を定めることができる。

Videreanvendelse af forskningsdata

Re-use of research data

研究データの再利用

§ 11 a. Forskningsdata, som er helt eller delvis offentligt finansierede, og som er gjort tilgængelige gennem en institutionel eller emnebaseret datasamling, skal kunne videreanvendes til kommercielle eller ikkekommercielle formål.

§ 11 a. Research data which are wholly or partly publicly funded and which have been made available through an institutional or topic-based data collection shall be able to be re-used for commercial or non-commercial purposes.

第 11 条 a 全体または一部が公的資金により実施され、及び制度または特定の課題のためのデータコレクションを通じて取得された研究データは、商業目的または非商業目的で再利用できなければならない。

Stk 2. Uddannelses- og forskningsministeren kan efter aftale med finansministeren fastsætte regler om, i hvilket format og efter hvilke standarder forskningsdata skal gøres offentligt tilgængelige.

2. Educational and research establishments may, in agreement with the Minister of Finance, lay down rules on in what format and according to which standards research data shall be made publicly available.

2. 教育および研究機関は、財務大臣と合意して、研究データをどのような形式で、どの基準に従って公表しなければならないかについての規則を定めることができる。

Datasæt af høj værdi

High value datasets

価値の高いデータセット

§ 11 b. Finansministeren fastsætter nærmere regler om datasæt af høj værdi, der skal være gratis, maskinlæsbare og tilgængelige via API-grænseflader og i form af massedownloads, hvis det er relevant.

§ 11 b. The Minister of Finance lays down more detailed rules on data sets of high value, which shall be free of charge, machine-readable and accessible via API interfaces and in the form of mass downloads, if applicable.

第 11 条 b 財務大臣は、価値の高いデータセットに関するより詳細な規則を定めるものとする。このデータセットは、無償かつ機械判読可能で、API インターフェースを介し、該当する場合には大容量ダウンロード形式によりアクセスできなければならない。

Kapitel 5

Chapter 5

第 5 章

Ikrafttræden og overgangsbestemmelser

Entry into force and transitional provisions

発効および暫定規定

§ 12. Loven træder i kraft den 1. juli 2005.

§ 12. This Act shall enter into force on 1 July 2005

第 12 条 この法律は 2005 年 7 月 1 日に発効する。

Stk 2. Eksisterende aftaler om eneret, der ikke opfylder betingelserne for undtagelsen i § 10, stk 2, skal ophøre ved kontraktens udløb, dog senest den 31. december 2008.

2. Existing exclusive arrangements that do not meet the conditions for exceptions under Article 10(2) shall cease to be applicable upon expiry of the contract, but not later than on 31 December 2008.

2. 第 10 条 2 項に基づく例外の条件を満たさない独占的権利に関する既存の合意は、当該合意の満了時に適用されなくなるものとする(ただし、2008 年 12 月 31 日まで)。

§ 13. Loven gælder ikke for Færøerne og Grønland. Loven kan ved kongelig anordning sættes i kraft for Færøerne og Grønland med de afvigelser, som de særlige færøske og grønlandske forhold tilsiger.

§ 13 This Act shall not extend to the Faeroe Islands and Greenland. This Act may by Order in Council be brought into application for the Faeroe Islands and Greenland, taking account of the special conditions obtaining there.

第 13 条 この法律は、フェロー諸島とグリーンランドには適用されない。この法律は、王室の法令により、フェロー諸島とグリーンランドの特別な条件を考慮して、そこで適用することができる。

二次利用未承諾リスト

報告書の題名 令和3年度デジタル取引環境整備事業（デジタル時代におけるルール整備の在り方に関する調査）調査報告書

委託事業名 令和3年度デジタル取引環境整備事業(デジタル時代におけるルール整備の在り方に関する調査)

受注事業者名 國峯法律事務所

[illegible]